木 造 工 事 特 記 仕 様 書

目次

Ⅰ 総則 2
1 章　一般共通事項 3
2 章　仮設工事 9
3 章-2 節　土工事 11
3 章-3 節　地業工事 13
3 章-4 節-1　基礎工事〔鉄筋工事〕 15
3 章-4 節-2　基礎工事〔コンクリート工事〕 17
4 章　木造工事 20
5 章　軸組構法（壁構造系）工事 22
6 章　軸組構法（軸構造系）工事 35
7 章　枠組壁工法工事 44
8 章　丸太組構法工事 53
9 章　ＣＬＴパネル工法工事 63
10 章　木工事 66
11 章　防水工事 74
12 章　石工事 76
13 章　タイル工事 79
14 章　屋根及びとい工事 81
15 章　金属工事 85
16 章　左官工事 87
17 章　建具工事 90
18 章　塗装工事 97
19 章　内装工事 100
20 章　ユニット及びその他の工事 106
21 章　排水工事 113
22 章　舗装工事 115
23 章　植栽工事 118
24 章　とりこわし工事 121

Ⅰ 総則

1. 設計図書の適用

本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記の通りとする。

①質疑応答書（追記事項を含む）　②設計書　③石綿処理特記仕様書　④木造工事特記仕様書
⑤建築工事特記仕様書　⑥建築改修工事特記仕様書　⑦補足標準仕様書　⑧材料・工法指定一覧表　⑨図面
⑩「公共建築木造工事標準仕様書（令和４年版）」（以下、「木造標準仕様書という。）
⑪「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下、「標準仕様書」という。）
⑫「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）
⑬「建築物解体工事共通仕様書 令和４年版」（以下「解体共通仕様書」という。）

2. 設備工事の取り扱い

電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する

3. 本特記仕様書の取り扱い

（1） 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2） 特記事項は、◆印の付いたものを適用する。 ◆印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◆印と※印が付いた場合は、共に適用する。
（3） 特記事項に記載の（木仕○.○.○）は、木造標準仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。（補足○.○.○）は補足標準仕様書の、（標仕○.○.○）は標準仕様書の当該項目を示す。
（4） 本特記仕様書のリンク先の記載内容は、「Ⅰ 設計図書の適用」において設計図書とされたもの以外は参考資料として取り扱う。ただし、改修標準仕様書及び標準仕様書等において「JIS A○○○○による」等と記載されている場合は、リンク先の内容が設計図書となるので注意すること。

4. 参考資料

施工に当たり、次の図書及び資料を参考にして適正な自主管理に努める。
「建築工事監理指針（上巻・下巻）令和４年版」国土交通大臣官房官庁営繕部監修
「建築改修工事監理指針（上巻・下巻）令和４年版」国土交通大臣官房官庁営繕部監修
「建築物解体工事共通仕様書解説（令和５年版）」国土交通大臣官房官庁営繕部制定
「公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領） 令和５年版」
「請負人用建築工事チェックリスト」神戸市建築技術管理委員会編集
「改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策」編集：国土交通省住宅局建築指導課他

5. その他の事項

下記の事項は建築工事特記仕様書「総則」の記載事項を適用する。

4．建築材料等の評価名簿の取り扱い
5．数量公開
6．施工体制台帳及び施工体系図
7．建設業退職金共済制度等
8．工事実績情報の登録
9．中間技術検査
10．出来高検査
11．工事施工における工事特性、創意工夫、社会性等について
12．緊急時の連絡体制
13，資材運搬等
14．必要書類の提出
15．設計変更資料の作成
16．監理技術者等の選任を要しない期間の取扱いについて
17．工事現場の安全管理
18．騒音・振動の防止等
19．特殊車両の通行
20．グリーン調達
21．公共事業労務費調査に対する協力
22．材料の検査に伴う試験
23．建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等
24．工事用電力・水道等
25．過積載防止対策
26．市内産品の利用促進について
27．快適トイレの設置促進

Ⅰ章　一般共通事項

項　　目	特記事項
① 現場代理人の兼務について	本工事が、現場代理人の兼務に関する手続要領第２条に定める工事に該当する場合 ※兼務可　　・不可 不可の理由 ・ 本工事が、２箇所以上の工事場所を含んでいるため ・ 本工事の施工に関し、制約条件が付加されているために、安全管理、工程管理等の工事現場運営、取締りに関して、現場代理人の業務が煩雑であるため ・ 安全管理、工程管理等について施設管理者や別途工事関係者と頻繁に調整を要するため （注：下記の該当する内容に〇印を記入する） ・ 施設を運営しながら工事を施工する、居ながら工事 ・ 別途工事と工事範囲が一部重複、錯綜する出会い工事 ・ 上記に当てはまらない個別の特殊事情がある場合 （注：下記（　）に個別の事由を記入する （　　）
② 特例監理技術者の配置について（補足 1.1.14）	建設業法第 26 条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は下記のとおりとする ※配置不可　・配置可 特例監理技術者の配置を認める場合の要件は、補足標準仕様書 1.1.14 による。
③ 週休２日制工事	※本工事は週休２日制工事として次により指定する。 ※発注者指定方式 ※月単位の週休２日制（土日閉所を原則とする。） ・通期の週休２日制 ・ 受注者希望方式 月単位または通期の週休２日制 ※『神戸市週休２日制工事実施要領』は下記神戸市ホームページを参照すること。 https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyu2kojisokusin.html ※公共工事における週休２日の実現の更なる推進のため、「毎月第２・第４土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第２・第４土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。 また、毎月第２・第４土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはＡ３ラミネート加工程度とする。 https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20240522-3kensetugenbaisseiheisa.html ※建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休２日（毎週土日閉所）に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズはＡ３ラミネート加工程度とする。 https://www.nikkenren.com/2days/action.html#onsite
4 余裕期間制度	※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を設定した以下の方式による工事である。 ・発注者指定方式　・任意着手方式　・フレックス方式 余裕期間内（フレックス方式の場合は、工期の始期日の前日までの余裕期間内）は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 ※契約締結後において、工事の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議のうえ、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。 ※フレックス方式の場合、契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。 ※受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「現場代理人及び主任

項　　目	特記事項
	技術者又は監理技術者（補佐）設置通知書」により、発注者に通知しなければならない。
5　工事情報共有システム	・使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。 （LGWAN 環境で使用できるものを選定すること）
⑥ 電子検査	※「神戸市電子検査実施要領（建築工事編）」に基づく電子検査を行う （市単独工事 1 億円以上）
⑦ 中間技術検査 （総則⑨中間技術検査）	総則⑨中間技術検査の対象工事は、次による。 ※当初契約金額が 5 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上の工事 ※当初契約金額が 1 億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第 4 条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事） ・ 次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事 　・ 契約約款第 37 条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合 　・ 当初請負金額が 3 億円以上かつ工期が 6 ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合 　・ その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合
⑪ 発生材の処理 （木仕 1.3.11）	発注者に引き渡しを要するもの （・　　） 特別管理産業廃棄物　・有（　　）　・無 　処理方法（　　） 再利用を図るもの（　　） 　搬入先　（　　） 再資源化を図るもの （※コンクリート殻　　※アスファルト殻　　・　　）
⑫ 電気保安技術者 （木仕 1.3.3）	・ 適用する　　※ 適用しない
⑬ 施工条件 （木仕 1.3.5）	※行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。 ・ 作業時間（準備・片付けを含む） 　原則として（　：　）から（　：　）までとする。 その他条件 　・ ※ただし、工事の都合により、やむを得ず休日作業又は夜間作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得る。
⑭ 施工計画書等 （木仕 1.2.2）	下記の工事に関して作成する。又、施工計画書等の作成にあたっては，正確な施工数量を把握し、材料ロス、廃棄物を抑制する等環境に配慮すること。 　※総合施工計画書　・杭工事　・鉄骨工事 　・防水工事　・総合図　・木造工事 　※監督員が適宜指示する工事についても作成する。
15 材料の検査等 （木仕 1.4.4）	現場に搬入した材料は、標準仕様書に基づき監督員の検査を受けること。これに加え、契約金額が 2,000 万円を超える場合は、下記に示す工事用材料について、設計図書に定める品質及び性能を有することを証する書類及び現場への搬入日、数量等を記載した資料を提出し、監督員の検査を受けること。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>工事名</th><th>工事用材料</th></tr>
<tr><td>地業工事</td><td>くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート</td></tr>
<tr><td>鉄筋工事</td><td>鉄筋</td></tr>
<tr><td>コンクリート工事</td><td>コンクリート</td></tr>
<tr><td>鉄骨工事</td><td>鋼材</td></tr>
<tr><td>ブロック及びＡＬＣパネル工事</td><td>構造用コンクリートブロック</td></tr>
<tr><td>防水工事</td><td>アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料</td></tr>
<tr><td>屋外工事</td><td>鉄筋、構造用コンクリート</td></tr>
<tr><td></td><td>・</td></tr>
<tr><td></td><td>・</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>16 技能士
（木仕 1.5.2）</td><td>適用職種および作業種別
・建築大工　・枠組壁建築　・かわらぶき　・左官　・建築板金
・造園　・石材施工　・　・　・</td></tr>
<tr><td>⑰ 完成図書
（木仕 1.7.2）</td><td>※完成図
※全図　・表 1.7.1 による　・（　　）
作成方法：※CAD データを修正後 PDF 化
提出方法、提出部数：
保存形式、作成方法等は、監督員の指示による。
※CD-R 等（　　）部で提出
・製本（A3 見開き）　部を提出
・</td></tr>
<tr><td>18 保全に関する資料
（木仕 1.7.3）</td><td>・　保全に関する資料等
・ 物品引渡書
・ 補修連絡先一覧
・ 保証書一覧表
※保全に関する資料の記載事項及び内容については、監督員の承諾を得る。</td></tr>
<tr><td>⑲ 工事の記録等
（1.2.4）
（補足 1.2.4～5）</td><td>※工事写真
提出方法：※工種毎に整理したもの（PDF 形式）を CD-R 等にて提出する。
・
提出部数：・1 部提出する　・
※ 工事写真は 130 万画素以上とする。
※ 撮影箇所等は、補足標準仕様書 1.2.4 による。
※工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、補足標準仕様書 1.2.5 による。
・完成写真
提出方法：※デジタルデータ（600 万画素以上、JPEG 形式）を CD-R 等にて提出する。
・
提出部数：・アルバム 1 部　・
※施工体系図（PDF データ）
※提出については「神戸市建築工事完成図書等電子納品要領」を適用すること</td></tr>
<tr><td>20 完成引継ぎ品</td><td>・ 鍵、シャッターハンドル等（引渡書を含む）
・ 鍵箱（　　）箱　※鋼製既製品　・
・ 補修用内外装仕上げ材
<table>
<tr><th></th><th>保　管　材　料</th><th>数　量</th></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
</table>
・ その他（　　）
※ 鍵は 1 組ずつ、札を付けて整理する。
※ 監督員の指定する場所に保管する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>㉑ 工事表示板等の設置
（補足 1.8.1）</td><td>※工事標示板（　　）枚　（補足標準仕様書 1.8.1 による）
・完成予想図板（　　）枚
※完成予想図板の大きさは A0（841 ㎜×1189 ㎜）を標準とし、詳細は監督員の指示による。
・危険表示板
・鉄骨製作工場
・アスベスト関連標示板（　　）枚
・融資付工事表示板（　　）枚</td></tr>
<tr><td>㉒ 交通誘導員の配置
（木仕 1.3.8）</td><td>※ 交通誘導員の配置
<table>
<tr><th></th><th>職　種</th><th>人　数</th><th>期　間</th><th>定　義</th></tr>
<tr><td>・</td><td>交通誘導員 B</td><td></td><td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。
・</td><td>警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</td></tr>
<tr><td>・</td><td>交通誘導員 A</td><td></td><td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。
・</td><td>警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定または 2 級検定合格警備員</td></tr>
</table>
※ 警備業法に定める交通誘導員とする。
※ 交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は兵庫県公安委員会 R2 年告示第 241 号参照
※ 工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。
※ 工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅させながら最徐行を行い安全運転に留意すること。</td></tr>
<tr><td>㉓ 工事用の進入路</td><td>※ 図示
※ 車両進入路廻りは工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。（仮設用地等についても同様）</td></tr>
<tr><td>㉔ 地元工事説明等</td><td>※工事着手前に近隣住民等へ工事内容を周知するとともに、着手後は週間の作業内容を掲示等により知らせること。　実施方法等は監督員と協議する。
・ 住民説明会の開催　（ ※ 実施する　・ お知らせビラの配布　・ 実施しない ）</td></tr>
<tr><td>25 関連工事等の調整</td><td>※設備工事等の関連工事による、下記のものについて建築構造体の補強、天井下地の切込み補強及びボード類の切込み等は本工事に含む。大きさ及び位置については、関連工事の設備工事の監督員の指示を受ける。
・埋込及び露出照明ボックス、その他天井取付用機器ボックス等　（　　箇所）
・天井吹出口及び吸込口　（　　箇所）
・スリーブ管入れ及び構造体の補強　（　　箇所）
・ダクト貫通部分の構造体補強　（　　箇所）
・消火栓ボックス、便器設置のための箱入れ及び構造体の補強　（　　箇所）
※箇所数が 10%以内の増減については設計変更の対象としない。</td></tr>
<tr><td>26 近隣家屋等の調査
（補足 1.8.2）</td><td>※ 受注者は、必要に応じて付近の地盤沈下の状況、近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等のクラック状況を調査・記録・写真撮影し事後に備えること。さらに、工事の施工により、近隣施設等に損傷を与えた場合には、現状に復旧すること。
※ 近隣家屋等の調査事前調査の実施（調査範囲は図面指示）
・ 内外観検査　・ 傾斜測定調査　・ 水平測定調査</td></tr>
<tr><td>27 室内空気汚染対策</td><td>建築基準法第 28 条の 2 の規定によるホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたもの（以下、「告示対象建材」という。）を屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品（JIS・JAS 規格）又は同等以上とする。ただし、該当する材料等がない場合は、監督員と協議の上、決定する。
設計図書に指示ある材料工法については、品質・性能の証明できる資料を提出する。
告示対象建材に関する資料の提出
告示対象建材については、品質・性能の証明できる資料（公的な書類がない場合は、建材または梱包に印字された規格を撮影した写真）を監督員に提出する。</td></tr>
<tr><td>28 化学物質の濃度</td><td>化学物質濃度を下記のとおり測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、測</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
測定	定結果報告書を監督員に 1 部提出する。 測定対象物質 ※ホルムアルデヒド　※トルエン　※キシレン ※エチルベンゼン　※スチレン　・パラジクロロベンゼン 測定方法、箇所数 ・簡易法 ※測定バッチ（　社製） ※ホルムアルデヒド用　箇所 ※その他用　箇所 ・　箇所 ・厚生労働省の標準的測定方法　箇所 ・　箇所 ※測定箇所は監督員の指示による。 ※厚生労働省の標準的測定方法による場合の測定者は、環境計量証明事業所として登録を行っている者、又は作業環境測定事業所の有機溶剤の登録を行っている者とする。
27 建築基準法に規定する風圧力	地表面粗度区分 ・Ⅱ　・Ⅲ （基準風速（Vo）は 34m/秒とする。）
㉘ 損害保険等	損害保険等は、下記の内容以上の条件により付するものとする。 保険種目 ※建築工事(基礎工事を含む)及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険(又は組立保険)」 ※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」 保険契約者　※元請負人 被保険者　※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。） 保険期間　※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。 保険金額又は填補限度額 ※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く） ※請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は 1 名 1 億円以上かつ 1 事故（※5 億円以上　・　円以上） 対物賠償保険金額は 1 事故（※1 億円以上　・　円以上） 付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。 ・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」 ※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」
27 統括安全衛生管理義務者の指名	※本工事の請負人を労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。
28 現場代理人等の腕章の着用について	現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を義務付けるものとする。 なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は腕の見易い所を原則とする。なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。
㉙ 施工中の安全確保及び環境保全 （木仕 1.3.7） （木仕 1.3.10）	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成 9 年建設省告示第 1537 号）に基づき、指定された建設機械を使用する。 ※「建設機械に関する技術指針（平成 3 年建設省通知第 247 号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。 ※ 地下埋設物等による有出ガス（炭酸ガス、一酸化炭素、及びメタンガス等）の発生への対処、地下構造物の撤去時における周壁崩落事故及び転落事故防止の安全対策に十分注意すること。 ※ 作業に必要な酸素、アセチレン、及び軽油等の危険物は所定の位置に施錠の上保管、若しくは現場外に搬出する等管理を徹底すること。労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の点検を作業員に徹底させること。 ※ 作業開始前に当日の工事打ち合わせを実施し、公害及び第 3 者に対する事故防止及び周辺環境の保全に努めること。
㉚ 解体作業中の騒音及び振動調査	・ 解体作業中の騒音、振動調査 ※ 実施する（・常時測定　・測定回数　回）

項　　目	特記事項
	・ 実施しない
31 工事検査 （木仕 1.6.1）	・ 完成検査時には、地中工作物撤去確認のための掘削機械（バックホー__m^3）を準備すること。ただし、「18 工事の記録等」に示すタイムラプス動画で地中工作物の撤去が確認できる場合は掘削機械の準備は不要とする。

2 章　仮設工事

項　　目	特記事項
① 監督員事務所 （木仕 2.3.1）	監督員事務所の規模　（別途設備工事監督員と共用する。） ※（　　）㎡程度（会議室（　　）㎡を含む） ・ 監督員事務所の設備　※電灯　※給排水　・ 監督員事務所の電話 ※専用電話　　・兼用ファックス 監督員事務所の備品 ※机、いす、書棚、白板、掛時計、衣類ロッカー、冷暖房機器、検査用具、ゴム長靴 ・その他（　　）
② 仮囲い	※施工範囲は図示による。 ※やむを得ず、工事途中に仮囲いをはずす場合は監督員の承諾を受ける。 種別 ・仮囲い用成形鋼板（ t＝1.2mm） ・H=2.0m　　・H=3.0m ・ガードフェンス　（H=1.8m） ・A 型バリケード　（H=0.8m） ・ イメージアップ他 ・ 門扉（施錠付） 形状　・W3.6m×H4.5m　・ 種別　・シートゲート　　・パネルゲート　　・キャスターゲート 参考「建設工事公衆災害防止対策要綱 仮囲い、出入口」
③ 仮設物の設置場所	※構内 ・指定仮設用地 使用条件（・有償　　・無償） ※便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、汚水管に放流するのを原則とする。
④ 落下物、飛散物などによる危害の防止	※施工範囲は図示による。 ※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は下記又は同等以上の措置をする ・メッシュシート（JIS A 8952 に定める I 類） ・養生シート（帆布製）（JIS A 8952 に定める I 類） ・金網式養生枠　　・防護棚（朝顔） ・防音シート　　・防音パネル　　・ 参考「建設工事公衆災害防止対策要綱 落下物による危害の防止」
⑤ 足場からの墜落事故防止	※足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。 ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971 の施工標準に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。（JIS A 8971 附属書 A の表 A.3 を参考とする。）
⑥ 洗車設備	※工事現場出入口に設け、泥土等が場外に飛散することがないようにする。 ・洗車ピット（幅 3m×長さ 5m、厚さ 20cm 程度の土間コンクリート、給排水設備共） ・洗車装置（高圧洗浄装置程度）
⑦ 仮排水	※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。
⑧ 仮設計画	※仮設計画は参考であり、施工に先立ち監督員及び施設と協議の上、図面を作成し監督員の承諾を得ること。 ※仮設物設置場所、工事用車両の駐車場所の位置は施設側と協議の上、決定する。 ・占用の必要な部分については、請負人の責任において必要な手続きを遅延なく行うこと。
⑨ 安全対策	※工事場所周辺は、施設利用者、児童生徒等に対する安全対策を講じること。 ・工事中も一般市民が利用するので、第三者に危害を与える事のないよう安全管理には工事関係者一同特に留意すること。 ・工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅さ

項　　目	特記事項
	せながら最徐行を行い安全運転に留意すること
⑩ その他	※工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。 ・既存部分の養生は十分に行う。万一損傷を与えた場合は監督員の指示により現況復旧のこと。 ・仮設用地及び車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。

3 章-2 節　土工事

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>1 敷地内障害物の整理</td><td>・</td></tr>
<tr><td>2 地盤の設計用支持力</td><td>長期（　　） kN/m2</td></tr>
<tr><td>3 設計地盤高さ等</td><td>・配置図による
・現状平均地盤を設計地盤高さとする
・現状地盤高さ（　　）m ・設計地盤高さ（　　）m</td></tr>
<tr><td>4 埋戻し及び盛土
（標仕 3.2.3）</td><td>種別及び工法（標仕 表 3.2.1）
・A 種　・B 種　・C 種　・D 種
・搬入まさ土（砂れき等の混入のない良質なものとし、水締め、機器による締固めとする）
※B 種または C 種は、良質土として認められない場合は監督員と協議による。
※埋戻しの際、地中梁等の鉄筋及びコンクリートを損傷する恐れのある場合は適切な養生を行う。</td></tr>
<tr><td>5 地均し
（標仕 3.2.4）</td><td>地均しの範囲
・建物周囲（・2m　・5m）　・敷地全面
・図示範囲</td></tr>
<tr><td>6 建設発生土の処理
（標仕 3.2.5）</td><td>※処理方法は下記のとおりとする
※構外
<table>
<tr><th>指定処分地</th><th>問合せ先</th><th>電　話</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>・ポートアイランド沖（神戸空港島）</td><td>神戸空港島料金所</td><td>302-6322</td><td></td></tr>
<tr><td>・布施畑環境センター</td><td>布施畑環境センター管理事務所</td><td>974-2411</td><td></td></tr>
<tr><td>・淡河環境センター</td><td>淡河環境センター管理事務所</td><td>959-0715</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
・ 構内再利用　（　　）
・ 他現場に搬入　（　　）
詳細は監督員の指示による。
※請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から５年を経過する日まで）すること。
※請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。
※搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。
※搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと
※請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。
※請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から５年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（＊）または国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿に登録</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
	されたストックヤードを除く。） （＊）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター ※土砂受領書の様式（市 HP） https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html
7　山留め （標仕 3.3.1～3）	構造その他 ・ 山留めの存置 ・しない（抜き跡の処理　　・　　） ・する

3 章-3 節　地業工事

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>1 既製コンクリート杭及び鋼杭地業の材料
(標仕 4.3.1)
(標仕 4.3.3)
(標仕 4.4.3)
(標仕 4.4.5)</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>種　類</th><th>種別・規格
材質</th><th>継手の箇所数</th><th>先端部</th></tr>
<tr><td>・</td><td>既製コンクリート杭
（PHC 杭）</td><td>・　A 種
・　B 種</td><td>・　なし
・（　　）箇所</td><td rowspan="5">・閉そく
・開放
・拡底</td></tr>
<tr><td>・</td><td>外殻鋼管付きコンクリート杭
（SC 杭）</td><td></td><td>・　なし
・（　　）箇所</td></tr>
<tr><td>・</td><td>プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC 杭）</td><td></td><td>・　なし
・（　　）箇所</td></tr>
<tr><td>・</td><td>鋼管杭</td><td>・SKK400
・SKK490</td><td>・　なし
・（　　）箇所</td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2 既製コンクリート杭及び鋼杭地業の工法等
(標仕 4.3.4)
(標仕 4.3.5)
(標仕 4.3.6)
(標仕 4.4.5)
(標仕 7.6.10)</td><td>長期設計支持力（　　kN/本）
・特定埋込み杭工法（　　）
・セメントミルク工法
杭周固定液の調合（㎥当たり）
※セメント 400kg：ベントナイト 50lg：水 848L を標準として現場状況に応じて割合を定める
オーガー駆動装置
・D-60H　・D-80H　・D-120H
支持地盤への掘削深さ
※1.5 m　・
・既製コンクリート杭の継手
※アーク溶接　・機械式継手（工法：　　）
・鋼管杭の継手
※アーク溶接　・機械式継手（工法：　　）
・鋼杭地業の継手溶接部の確認
※標準仕様書 7.6.10 による　・
［設計変更の取扱］
施工手間の変更数量が設計数量の総延長の±3%以内の場合は、くい本体、くい頭処理以外については設計変更の対象としない。安定液と杭周固定液は原則として兼用する。</td></tr>
<tr><td>3 場所打ちコンクリート杭地業の工法等
(標仕 4.5.1～8)</td><td>帯筋の組立ての形
※鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)図 6・4④による帯筋の組立ての割付け
※図示
鉄筋の最小かぶり厚さ（m m）
・100　・
鉄筋かごの補強
※杭径 1.5m 以下の場合は鋼板 6×50(㎜)、1.5m を超える場合は鋼板 9×50～75(㎜)の補強リングを 3 m以下の間隔で、かつ、1 節につき 3 箇所以上入れ、リングと主筋との接触部を溶接にする（溶接長さは補強材の幅）
・
組み立てた鉄筋の節ごとの継手
※重ね継手　・
コンクリートの種別
・A 種　・B 種
セメント　※高炉セメント B 種　・
工法
・オールケーシング＜ベノト＞工法
・表層ケーシング（　　）m
・アースドリル工法
・リバース工法
・場所打ち鋼管コンクリート杭</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
	建築基準法に基づき国土交通大臣が認定した工法 ・拡底杭 建築基準法に基づき国土交通大臣が認定した工法 杭の孔壁の超音波測定器による確認 ・行う
4 杭の施工精度 （標仕 4.1.3）	既製コンクリート杭及び鋼杭地業 水平方向ずれ　・100mm 以下　・ 鉛直性　※1/100 以下 場所打ちコンクリート杭地業 水平方向ずれ　・100mm 以下　・ 鉛直性　※1/100 以下 左記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする
5 支持地盤	※構造図による
6 試験杭 （標仕 4.2.2）	※構造図による ・
7 載荷試験 （標仕 4.2.2） （標仕 4.2.3）	試験の種類 ・くい載荷試験　（・鉛直　・水平） ・平板載荷試験 載荷試験方法 ・ ※本特記及び図面等に記載なき事項は、国土交通省大臣官房営繕部「敷地調査共通仕様書」最新版による。 ※試験結果報告書 1 部を監督員に提出する。
8 杭頭の処理 （標仕 4.3.8） （標仕 4.4.6） （標仕 4.5.7）	既製杭 ・手はつり工法 ・ガス切断工法 ※機械式併用工法　（外圧方式、ダイヤモンドカッター方式等） 場所打ちコンクリート杭 ・はつり工法　※薬液注入工法
9 砂利及び砂地業 （標仕 4.6.3）	厚さ（mm）　※再生砕石（C-40 程度） ※60　・
10 捨コンクリート地業 （標仕 4.6.4）	厚さ（mm） ※50　・
11 床下防湿層 （標仕 4.6.5）	・図示
12 ラップルコンクリート事業 （標仕 3.2.1~5） （標仕 6.14.1~3）	※標準仕様書 3 章 2 節「根切り等」による。なお、所定の位置まで掘削した後、監督員に支持地盤の確認を受ける。 ※上記以外は構造図による コンクリートの調合等 ※標準仕様書 6 章 14 節「無筋コンクリート」による　・
13 その他の地業	・
8 六価クロム溶出試験	普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系改良材を使用した地盤改良、改良土再利用に際しては、環境庁告示第 46 号溶出試験により六価クロムの溶出が土壌環境基準以下であることを確認し、試験結果を監督員に提出する。 なお、試験は工事施工者以外の第三者が行い、試験方法等の詳細は監督員の承諾を得る。 ※環境庁告示第 46 号溶出試験対象・検体数 対象工法（　　） 検体数 ※配合設計段階（　　）検体（土層又は土質ごとに 1 検体とする。）

3 章-4 節-1　基礎工事〔鉄筋工事〕

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>1 鉄筋及び溶接金網の種類
（標仕 5.2.1）
（標仕 5.2.2）</td><td>材料　JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）
JIS G 3551（溶接金網及び鉄筋格子）
<table><tr><th></th><th>種　別</th><th>形状・鉄筋径等</th></tr><tr><td rowspan="3">異形鉄筋</td><td>・SD295</td><td></td></tr><tr><td>・SD345</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>溶接金網</td><td></td><td></td></tr></table>D295 はガス圧接としてはならない。</td></tr>
<tr><td>2 鉄筋の継手
（標仕 5.3.4）
（標仕 5.5.3）</td><td><table><tr><th></th><th>接合方法</th><th>施　工　箇　所</th></tr><tr><td>・</td><td>ガス圧接</td><td>柱、梁の主筋</td></tr><tr><td>・</td><td>重ね継手</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>機械式継手</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>溶接継手</td><td></td></tr></table>※標準仕様書 5 章 3 節「加工及び組立て」に関し、記載のない項目の特記事項は、構造図及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図による。
※重ね継手及び定着長さについては、構造図及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図によるものとする。
機械式継手
「鉄筋の継手の構造方法を定める件」（平成12年5月31日 建設省告示第1463号）
種類：（　　）
性能：（　　）
鉄筋相互のあき：（　　）</td></tr>
<tr><td>3 鉄筋の定着
（標仕 5.3.4）</td><td>・機械式定着工法
適用箇所（　　）　種類（　　）</td></tr>
<tr><td>4 鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ
（標仕 5.3.5）</td><td>※設計かぶり厚さは、鉄筋コンクリート構造配筋標準図による。
耐久上不利な箇所等の設計かぶり厚さ
・屋外に面するコンクリート打放し箇所（　　）mm
・塩害を受ける恐れのある箇所　（　　）mm
・　（　　）mm
※設計かぶり厚さは鉄筋の加工に用いるかぶり厚さとする。</td></tr>
<tr><td>5 各部の配筋
（標仕 5.3.7）</td><td>※配筋標準図による　　・</td></tr>
<tr><td>5-1 既製コンクリート杭及び杭頭補強</td><td>種別　鉄筋コンクリート構造配筋標準図
・A 形　※B 形　・配筋標準図に図示
※既製コンクリート杭以外の場合は図示による。</td></tr>
<tr><td>5-2 柱</td><td>帯筋組み立ての形の種別 鉄筋コンクリート構造配筋標準図
・H 形　・W-I 形　・図示
（木造建築工事標準仕様書 各部配筋参考図 2 節）</td></tr>
<tr><td>5-3 壁
（標仕 各部配筋参考図 4.4）</td><td>壁開口部補強の種別
・A 形　※B 形　・図示
配筋種別</td></tr>
<tr><td>5-4 はり貫通孔の補強
（標仕 各部配筋参考図 7 節）</td><td>※鉄筋コンクリート構造配筋標準図による
・H 形（　）　・M 形（　）　・MH 形（　）
・図示
既製の梁貫通孔補強筋等
※（財）日本建築センターの評定（評価）品
※（財）日本建築総合試験所の建築技術性能証明品
※評定（評価）書又は性能証明書を提出し、使用部位の確認を行うこと。</td></tr>
<tr><td>5-5 機械吊り下げ用フック</td><td>種別
・図示</td></tr>
<tr><td>6 圧接技能資格者</td><td>※ガス圧接技能資格者は、（公社）日本鉄筋継手協会発行の技量資格証明書を有する者とする。</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
（標仕 5.4.2） （標仕 5.4.3）	
7 圧接完了後の試験 （標仕 5.4.10）	試験方法 ※超音波探傷試験 JIS Z 3062 （鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準） ・引張試験
8 溶接継手完了後の試験 （標仕 5.6.5）	試験方法 ※超音波探傷試験 JIS Z 3063 （鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準） ・
9 機械式継手完了後の試験 （標仕 5.5.5）	試験方法 ・外観試験 ・超音波測定試験 JIS Z 3064 （鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び判定基準） 不合格となった場合の措置 ・
10 鉄骨鉄筋コンクリート造の配筋	※図示及び仕様書等以外の部分は、（社）日本建築学会「鉄骨鉄筋コンクリート配筋指針・同解説」（最新版）による。

3 章-4 節-2　基礎工事〔コンクリート工事〕

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>1 普通コンクリートの種類及び設計基準強度
（標仕 6.2.2）
（標仕 6.10.1,2）</td><td>普通コンクリート
<table>
<tr><th></th><th>設計基準強度（N/mm²）</th><th>適　用　箇　所</th></tr>
<tr><td>・</td><td>18</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>21</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>27</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
</table>
軽量コンクリート
<table>
<tr><th></th><th>設計基準強度（N/mm²）</th><th>適　用　箇　所</th></tr>
<tr><td>・</td><td>18</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>21</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2 コンクリートの種別
（標仕 6.2.1）</td><td>※Ⅰ類　　・
※配合設計及び品質管理等を適切に施工できる工場（全国品質管理監監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。</td></tr>
<tr><td>3 コンクリートのスランプ
（標仕 6.2.4）</td><td>※標準仕様書　表 6.2.2　による。</td></tr>
<tr><td>4 構造体コンクリートの仕上り
（標仕 6.2.5）</td><td>打放し仕上げの種別
合板せき板を用いる場合（標仕表 6.2.4）
<table>
<tr><th></th><th>種　別</th><th>施　工　箇　所</th></tr>
<tr><td>・</td><td>A 種</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>B 種</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>C 種</td><td></td></tr>
</table>
合板せき板以外の型枠を用いる場合
・
コンクリートの仕上りの平たんさ（標仕表 6.2.5）
<table>
<tr><th></th><th>種　別</th><th>適　用　部　位</th></tr>
<tr><td>・</td><td>α 種</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>b 種</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>c 種</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>5 セメントの種類
（標仕 6.3.1）</td><td>※普通ポルトランドセメント（下記以外）　・混合セメント A 種
・高炉セメント B 種（基礎、地中梁　　）
（注）グリーン購入法に基づき、工事毎の特性、必要とされる強度や耐久性、コスト等に留意した上での採用を推進する。ただし、補正にて予想平均気温が 5℃未満の場合は全て普通ポルトランドセメントとする。
※セメントの使用は、監督員の承諾による。</td></tr>
<tr><td>6 骨材
（標仕 6.3.1）</td><td>骨材の品質　JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）
附属書 A（規定）　［レディーミクストコンクリート用骨材］
アルカリシリカ反応性による区分
※A　　・B
※B の場合は、監督員の承諾を受ける。</td></tr>
<tr><td>7 混和材料
（標仕 6.3.1）</td><td>混和剤
・AE 剤　　・AE 減水剤
・高性能 AE 減水剤　　・
※JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）による。
混和材
・フライアッシュ（・Ⅰ種　・Ⅱ種　・Ⅳ種）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>8 コンクリートの調合
（標仕 6.3.2）</td><td>普通コンクリートの調合
・
軽量コンクリートの調合
<table>
<tr><th></th><th>種別</th><th>所要気乾単位容積重量
（ton／m³ ）</th><th>適　用　箇　所</th></tr>
<tr><td>・</td><td>1 種</td><td>1.85</td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>9 構造体強度の補正
（標仕 6.3.2）
（補足 6.16.1）</td><td>※標準仕様書表 6.3.2 及び補足標準仕様書 表 6.16.1 による（　　）地域</td></tr>
<tr><td>10 コンクリートの打込み
（標仕 6.6.3）</td><td>※レディーミクストコンクリートの同一打設区画への混入打設は行わない
なお、同一打設区画とは標準仕様書 6.6.3 によって定められる打込み区画の一つとする。</td></tr>
<tr><td>11 試験
（標仕 6.9.2）
（標仕 6.9.3）
（標仕 6.3.1）</td><td>フレッシュコンクリートの試験方法及び回数
※標準仕様書表 6.9.1 及び表 6.9.2 による
・
骨材試験　　・行う　　・行わない
※絶乾密度　※吸水率　※粒度　・アルカリシリカ反応性試験
試験回数
（絶乾密度　　・吸水率　　・粒度）　※2 回　・
試験回数（アルカリシリカ反応性）　　※2 回　・
アルカリシリカ反応性試験
※化学法　　・
※試験時期は監督員指示による。
〔骨材試験〕
RC、SRC 造 3 階建以上又は延床面積 500m² を超えるものを対象
〔アルカリシリカ反応性試験〕
高強度コンクリートや大型工事等で特に必要と認める場合あるいは、常時土、水に直接接する部分。</td></tr>
<tr><td>12 軽量コンクリート
（標仕 6.10.1）
（標仕 6.10.2）</td><td>種　　別　　・1 種　　・2 種
スランプ　　※21cm 以下　　・</td></tr>
<tr><td>13 寒中コンクリート
（標仕 6.11.1）
（標仕 6.11.2）
（標仕 6.3.2）
（補足 6.16.1）</td><td>初期養生を行う期間
※コンクリートの圧縮強度 5（N/mm²）に達するまで
・
※標準仕様書表 6.3.2 及び補足標準仕様書 表 6.16.1 による（　　）地域</td></tr>
<tr><td>14 暑中コンクリート
（標仕 6.12.2）
（標仕 6.3.2）
（補足 6.16.1）</td><td>構造体強度補正値
※6 N/mm²　　・
※標準仕様書表 6.3.2 及び補足標準仕様書 表 6.16.1 による（　　）地域</td></tr>
<tr><td>15 無筋コンクリート
（標仕 6.14.1）</td><td>・普通コンクリート
適用箇所（　　）
設計基準強度
※18 N/mm²　　・
スランプ
・15 cm　　・18 cm　　・</td></tr>
<tr><td>16 その他のコンクリート</td><td>種類
・
適用箇所</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td></td><td>・</td></tr>
<tr><td>17 型枠
（標仕 6.8.1）
（標仕 6.8.2）</td><td>・合板
厚み（mm）　※12　・
樹種　※複　合　※南洋材　・針葉材
※JAS 規格品とする。
・床型枠用鋼製デッキプレート
※標準仕様書 6.8.2(3)による
・断熱材を兼用した型枠材
適用箇所（　　）
・MCR 工法
※標準仕様書 6.8.2(5)による
適用箇所（　　）</td></tr>
<tr><td>18 スリーブ
（標仕 6.8.2）</td><td><table><tr><th>材　種</th><th></th></tr><tr><td>・硬質ポリ塩化ビニル管</td><td></td></tr><tr><td>・溶融亜鉛めっき鋼管</td><td></td></tr><tr><td>・鋼管</td><td></td></tr><tr><td>・つば付き鋼管</td><td></td></tr><tr><td>・紙チューブ</td><td></td></tr></table>規格は、標準仕様書表 6.8.1 による。
※硬質ポリ塩化ビニル管は防火区画を貫通する場合には使用しない。
※つば付き鋼管は地中部分、ピットを除く居室部分等の土に接した外壁の地中水位より下に位置する水密性を要する部分に使用するスリーブを施工する場合などに使用</td></tr>
<tr><td>19 止水版</td><td>※塩化ビニル（JIS K 6773　規格品フラット型）
・スチール　・ステンレス</td></tr>
<tr><td>20 耐震スリット</td><td>位置、形状及び寸法
※図示　・</td></tr>
<tr><td>21 ひび割れ誘発目地
（標仕 6.8.1）</td><td>位置、形状及び寸法
※図示　・</td></tr>
<tr><td>22 普通エコセメントを用いた場合
（標仕 6.3.1）
（標仕 6.7.2）
（標仕 6.8.4）</td><td>適用の範囲
※軽量コンクリート、寒中コンクリート及びマスコンクリート、流動化コンクリート、高強度コンクリートには適用しない。
骨材の種類
・（　　）　・再生骨材 H
湿潤養生期間
・（　　）
型枠の最小存置期間
・（　　）</td></tr>
</table>

4 章　木造工事

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>1 ホルムアルデヒド放散量
（木仕 4.1.4）</td><td>材料のホルムアルデヒド放散量
※木仕 4.1.4(1)による（適用材料：　　）
・</td></tr>
<tr><td>2 防腐・防蟻処理
（木仕 4.2.1）
（木仕 4.2.2）
（木仕 4.2.3）</td><td>JAS 1083（製材）
JAS 0600（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材
(公財)日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証制度
・(1)(ｱ)防腐・防蟻処理が不要な材種（耐久性区分Ｄ１）による製材
<table>
<tr><th></th><th>適用部材（部位）</th><th>防腐・防蟻処理が不要な材種</th></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
</table>
・(1)(ｲ)(a)工場における薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理
<table>
<tr><th></th><th>適用部材（部位）</th><th>保存処理の性能区分</th></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td>・K2　・K3　・K4　・AQ3　・AQ２　・AQ1</td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td></tr>
</table>
・木仕 4.2.1(1)(ｲ)(b)に基づく加圧式保存処理の場合
JIS K 1570 (木材保存剤)
JIS A 9002 (木質材料の加圧式保存処理方法)
保存処理の性能：(　　)
インサイジング　・適用する　　・適用しない
・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理
<table>
<tr><th></th><th>適用部材（部位）</th><th>薬剤の種類と適用部位</th></tr>
<tr><td>※</td><td>木仕 4.2.1(1)(ｳ)(a)による
〔JIS K 1571 (木材保存剤―性能基準及びその試験方法)〕</td><td>―</td></tr>
<tr><td>・</td><td>JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合</td><td>薬剤の種類
適用部位</td></tr>
</table>
・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
※図示　　・
・合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理
保存処理の性能区分　　・K3　　・AQ4
適用部材（部位）　　・図示
・地盤に接する鉄筋コンクリート等による床下の防蟻処理
適用は木仕 4.2.2　　・(ｱ)による　　・(ｲ)による
・土壌の防蟻処理
使用する薬剤：(　　)
処理方法及び使用量
・帯状散布
帯状の幅(cm)：
液剤処理長さ(L/m)：
粒剤：
・面状散布
液剤処理長さ(L/m)：
粒剤：</td></tr>
<tr><td>3 防腐措置
（木仕 4.2.4）</td><td>※基礎外周部の換気
・ねこ土台
材質
※防鼠スクリーン又は防虫網付き
・換気孔</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
	※防鼠スクリーン又は防虫網付き ※小屋裏換気は木仕 4.2.4(3)の ・(a)　・(b)　・(c)　・(d)　・(e) 換気孔の大きさ　・図示　・
4 防耐火処理等 （木仕 4.3.1）	・国土交通大臣の認定を受けた材料又は工法 （名称：　　）
5 防火被覆 （木仕 4.3.2）	・防火被覆材の材料　・図示　・ ・防火被覆材の厚さ　・図示　・ ・防火被覆材の留付け材 種類　・図示　・ 間隔　・図示　・ 下地材への留付け長さ　・図示　・ 端あき距離　・図示　・ 接着剤の使用　・する　・しない その他　・図示　・ ・防火被覆材の目地等の処理　・図示　・ ・柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火処理　・図示　・ ・防火被覆処理部の設備配管等の貫通部処理　・図示　・ ・防火被覆処理部に取り付ける建具・設備機器等の取付方法及び金物の防火被覆処理 ・図示　・
6 燃えしろ層の工法 （木仕 4.3.3）	・燃えしろ層の厚さ ・図示　・ ・柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火被覆処理 ・図示　・ ・接合具にボルト、ドリフトピン等を用いる場合の防火被覆処理 ・図示　・ ・燃えしろ層の配管等の貫通部処理 ・図示　・ ・燃えしろ層への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理 ・図示　・
7 不燃処理木材等 （木仕 4.3.4）	・図示　・

5 章　軸組構法（壁構造系）工事

項　　目	特記事項
1　構造方法 （木仕 4.1.6）	・(2)(b) 面材耐力壁の種類、材料、工法等 ※建築基準法施行令第46条第４項表１(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値」(昭和56年６月１日 建設省告示第1100号) ・
2 節　材料	
1　木材 （木仕 5.2.2）	※木材は原則として県産材を使用する。 ・(1)(a)目視等級区分構造用製材 JAS 1083-3（製材 - 第３部：目視等級区分構造用製材） 基準強度：告示第 1452 号第一号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	構造材の種類・等級	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
(記入例) 梁	スギ	甲種２級		SD15	K3	二方上小節
・図示						
・						
・						

・(1)(b)機械等級区分構造用製材
JAS 1083-4（製材 - 第４部：機械等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第二号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
(記入例) 柱	スギ	E90	120×120×3000	SD15	K3	並
・図示						
・						
・						

・(1)(c)広葉樹製材
JAS 1083-6（製材 - 第６部：広葉樹製材）
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・図示					
・					
・					

・(1)(d)無等級材
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
・図示					
・					
・					

・(1)（c,d）縦振動ヤング係数測定対象部材　　・図示　　・

・(1)(e)国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された製材
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）
※図示　　・

・(1)(f)下地用製材
JAS 1083-5（製材 - 第５部：下地用製材）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・図示					
・					
・					

項　　目	特記事項

・(2)(a)構造用集成材
「集成材の日本農林規格」第５条「構造用集成材の規格」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法(㎜)	保存処理
(記入例) 梁	対称異等級	E65- F225	２種	C	スギ		
・図示							
・							
・							

・(2)(b)化粧ばり構造用集成柱
「集成材の日本農林規格」第６条「化粧ばり構造用集成材の規格」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名(芯材・化粧薄板)	寸法（㎜）	化粧薄板の厚さ	見付け材面
・図示					
・					
・					

・(3)(a)枠組壁工法構造用製材（甲種枠組材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第４条「甲種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示				
・				
・				

・(3)(b)枠組壁工法構造用製材（乙種枠組材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第５条「乙種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示				
・				
・				

・(3)(c)MSR 枠組材
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第６条「MSR 枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は 乾燥材の別	MSR 等級
・図示					
・					
・					

・(3)(d)の部材　含水率：(　　)
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

・(4)(a)枠組壁工法構造用たて継ぎ材（たて枠用たて継ぎ材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第７条「たて枠用たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名

項　目	特記事項

・図示			
・			
・			

・(4)(b)枠組壁工法構造用たて継ぎ材（甲種たて継ぎ材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第８条「甲種たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(4)(c)枠組壁工法構造用たて継ぎ材（乙種たて継ぎ材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第９条「乙種たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(4)(d)MSR たて継ぎ材
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第 10 条「MSR たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名
・図示				
・				
・				

・(4)(e)の部材　含水率：(　　)
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

・(5)構造用単板積層材
「単板積層材の農林規格」第４条「構造用単板積層材」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	接着性能	樹種名	寸法(mm)	曲げ性能	水平せん断区分	保存処理
・図示							
・							
・							

・(6)丸太材
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	寸法	含水率	末口径
・図示				
・				
・				

・縦振動ヤング係数測定対象部材　　・図示　　・

・(7)木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル
告示第 1446 号第一　十：木質接着成形軸材料　　十一：木質複合軸材料
十二：木質断熱複合パネル　十三：木質接着複合パネル

部位	形状	寸法	含水率
・図示			

項　目	特記事項

・			
・			

・(8)直交集成板
「直交集成板の日本農林規格」
基準強度：告示第 1024 号第一第十九号　第二第十八号　第三第九号
（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法
・図示						
・						
・						

2 構造用面材
（木仕 5.2.3）

・(ｱ)構造用パーティクルボード　JIS A 5908 (パーティクルボード)

部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・図示				
・				
・				

・(ｲ)構造用 MDF　JIS A 5905（繊維板）

部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	接着剤区分	厚さ
・図示				
・				
・				

・(ｳ)構造用合板　「合板の日本農林規格」第６条「構造用合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	曲げ性能	防虫処理	単板の樹種名
・図示								
・								
・								

・(ｴ)化粧ばり構造用合板　「合板の日本農林規格」第７条「化粧ばり構造用合板」

部位	品名	厚さ	接着の程度	単板の樹種名
・図示				
・				
・				

・(ｵ)構造用パネル　JAS 0360（構造用パネル）

部位	品名	厚さ
・図示		
・		
・		

・(ｶ)パーティクルボード　JIS A 5908 (パーティクルボード)

部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・図示				
・				
・				

・(ｷ)ハードボード　JIS A 5905（繊維板）
部位　・図示　　・
厚さ

・(ｸ)硬質木片セメント板　JIS A 5404 (木質系セメント板)
部位　・図示　　・

項　　目	特記事項
	厚さ ・(ｹ)パルプセメント板　JIS A 5414 (パルプセメント板) 部位　・図示　　・ 種類 厚さ ・(ｺ)構造用せっこうボード A 種　JIS A 6901 (せっこうボード製品) 部位　・図示　　・ 厚さ ・(ｻ)構造用せっこうボード B 種　JIS A 6901 (せっこうボード製品) 部位　・図示　　・ 厚さ ・(ｼ)せっこうボード　JIS A 6901 (せっこうボード製品) 部位　・図示　　・ 厚さ ・(ｽ)強化せっこうボード　JIS A 6901 (せっこうボード製品) 部位　・図示　　・ 厚さ ・(ｾ)せっこうラスボード　JIS A 6901 (せっこうボード製品) 部位　・図示　　・ 厚さ ・(ｿ) シージングボード　JIS A 5905（繊維板） 部位　・図示　　・ 厚さ ・(ﾀ) ラスシート　JIS A 5524 (ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス）)

部位	ラス目	山高	山ピッチ	質量	溶接ピッチ
・図示					
・					
・					

・(ﾁ) 構造用単板積層材　JAS 0701（単板積層材）に規定する「構造用単板積層材」

部位	品名	接着性能	樹種名	寸法	曲げ性能	水平せん断区分	保存処理
・図示							
・							
・							

・(ﾂ) 上記以外の構造用面材
部位　・図示　　・
含水率

3 接合金物・接合具等 （木仕 5.2.4）	・(1)（a）Z（軸組工法用）、C（枠組工法用）、x（CLT 工法用）マーク表示金物（承認金物） （b）D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物 木造建築物用接合金物承認・認定制度

種類	記号	短期許容耐力（kN）	その他
・火打金物			
・筋交いプレート			
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。

項　目	特記事項
	・(1)(c)Z、C、x、D、S マーク以外の接合金物 種類 / 材質 / 寸法・形状等 / 備考 ・ ・ ・表面処理　木仕 5.2.4(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
4 釘及び木ねじ (木仕 5.2.4) (木仕 5.5.7) (木仕 5.5.9)	・(2)(ｲ)(a)① 釘　JIS A 5508（くぎ） 種類 / 材質 / その他 ・鉄丸くぎ / ・表面処理された鉄 ・ステンレス ・太め鉄丸くぎ / ・表面処理された鉄 ・ステンレス ・ ・(2)(ｲ)(a)② 木ねじ JIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又は JIS B 1135（すりわり付き木ねじ） 種類 / 材質 / その他 ・十字穴付き木ねじ / ステンレス製 / JIS B 1112 ・すりわり付き木ねじ / ステンレス製 / JIS B 1135 ・ ・(2)(ｲ)(a)③ 釘・木ねじ以外の接合具 種類 / 材質 / その他 ・ ・ ・
5 ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 (木仕 5.2.4) (木仕 5.5.10)	・(1)（a）Z（軸組工法用）、C（枠組工法用）、x（CLT 工法用）マーク表示金物（承認金物） （b）D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物 木造建築物用接合金物承認・認定制度 種類 / Z,C,x,D,S マークの規格 / その他 ・アンカーボルト ・六角ボルト ・ナット及び座金 ・ ・ Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。 ・Z、C、x、D、S マーク以外の金物 種類 / 材質 / 寸法・形状等 / 備考 ・ ・ ・(2)(ｲ)(b)①③ ボルト、ナット及び座金 JIS B 1180 (六角ボルト)、JIS B 1181 (六角ナット) 材料　・ ※木仕 表 5.2.2 による 寸法　・図示による 座金の種別　・引張応力を受けるボルトの座金 木仕 表 5.2.3（　　） ・せん断応力を受けるボルトの座金 木仕 表 5.2.4（　　） 表面処理　木仕 5.2.4(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓ ・(2)(ｲ)(b)②③ アンカーボルト、ナット及び座金

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td></td><td>材料　・
※木仕 表 5.2.2 による
寸法　・図示による
座金の種別　・引張応力を受けるボルトの座金
木仕 表 5.2.3（　　）
・せん断応力を受けるボルトの座金
木仕 表 5.2.4（　　）
表面処理　木仕 5.2.4(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓</td></tr>
<tr><td>6 ラグスクリュー
（木仕 5.2.4）
（木仕 5.5.11）</td><td>・(2)(ｲ)(c) Z（軸組工法用）、C（枠組工法用）、x（CLT 工法用）マーク表示金物（承認金物）
D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物
木造建築物用接合金物承認・認定制度
<table><tr><th>種類</th><th>Z,C,x,D,S マークの規格</th><th>その他</th></tr><tr><td>・ラグスクリュー</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr></table>・Z、C、x、D、S マーク以外の金物
<table><tr><th>種類</th><th>材質</th><th>寸法・形状等</th><th>備考</th></tr><tr><td>・ラグスクリュー</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>表面処理　木仕 5.2.4(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
5.5.11(8) 構造材を仕上材として用いる場合の見え掛かり部に使用する取付け方法
・図示　　・</td></tr>
<tr><td>7 ドリフトピン
（木仕 5.2.4）
（木仕 5.5.12）</td><td>・(2)(ｲ)(d)① 材質、② 径・寸法
<table><tr><th>種類</th><th>材質</th><th>形状等</th><th>径</th><th>寸法</th></tr><tr><td>・ドリフトピン</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>※SS400</td><td>※丸鋼</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>表面処理　木仕 5.2.4(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
5.5.12(8) 構造材を仕上材として用いる場合の見え掛かり部に使用する取付け方法
・図示　　・</td></tr>
<tr><td>8 木栓及び木だぼ
（木仕 5.2.4）
（木仕 5.5.13）</td><td>・(2)(ｲ)(e)木栓及び木だぼ
<table><tr><th>種類</th><th>樹種</th><th>形状・長さ等</th><th>その他</th></tr><tr><td>・木栓</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・木だぼ</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>・木ダボの径　　※図示　　・</td></tr>
<tr><td>9 接着剤
（木仕 5.2.4）</td><td>・(2)(ｲ)(f)接着剤
・①床鳴り防止用接着剤
接着剤の種類　JIS A 5550（床根太用接着剤）
種類（　　）
・②接着剤による接合
接着剤の種類（　　）
・②接着剤を併用した接合
接着剤の種類（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 節　木材の加工</td></tr>
<tr><td>10 仕口及び継手の形状加工
（木仕 5.4.2）</td><td>・(1) 仕口及び継手の工法
※図示
・</td></tr>
<tr><td>11 孔あけ加工
（木仕 5.4.3）</td><td>・(1)ボルト孔の径
※木仕 表 5.4.2 による</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
	・　図示　　・ ・(3)ドリフトピンの穴径 ※ピン径と同径　　・図示　　・
12 表面の仕上げ (木仕 5.4.4) (標仕 18.12.2)	・(1)見え掛り面の表面の仕上げ程度 ・機械加工（製材）　表 5.4.3　　・A 種　　・B 種　　・C 種 ・機械加工（構造用集成材）　表 5.4.4　　・A 種　　・B 種 ・手加工（製材）　表 5.4.5　　・H-A 種　　・H-B 種　　・H-C 種 ・機械加工（丸太材）　表 5.4.6　　・A 種　　・B 種 ・手加工（丸太材）　表 5.4.7　　・H-A 種　　・H-B 種 ・(2)木材保護塗料塗（JASS 18 M-307） 標仕 表 18.12.1 による 施工箇所　　・図示による　　・ 種別　　・A種　　※B種
5 節　搬入及び建方	
13 アンカーボルトの設置等 (木仕 5.5.3)	・(1)埋め込み深さ　　・　　・図示 ・(2)(ｲ)保持及び埋込工法 木仕 表 5.5.1　　・A種　　・B種 ・(2)(ｳ)埋め込み位置の許容誤差 ※±5mm（JASS6　付則 6「鉄骨精度検査基準」付表 5「工事現場」(3)による） ・
14 基礎天端均しモルタルの仕上げ (木仕 5.5.4) (標仕 15.3.2)	・(ｳ)材料 ※木仕 5.5.4(ｲ)による　　・無収縮モルタル ・(ｴ)モルタルの厚さ ・図示　　・
15 建方精度 (木仕 5.5.6)	・(1)建入れ直し後の建方精度の許容値 ※水平垂直の誤差の範囲 1/1,000 以下　　・図示　　・
16 接合部の工法 (木仕 5.5.7)	※(4)構造材を接合する釘及び木ねじの種類、本数及び間隔 ※図示　　・
17 接合金物の工法 (木仕 5.5.8)	・(1)面材の取付けに必要な場合の木材への彫り込み ※図示　　・ ・(3)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示　　・
18 釘、木ねじ等の工法 (木仕 5.5.9)	※(1)部位ごとの釘、木ねじ等の種類及び間隔 ※図示　　・ ・(3)構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ※図示　　・隠し釘打ち　　・釘頭埋め木　　・つぶし頭釘打ち　　・釘頭現し
19 各種ボルトの工法 (木仕 5.5.10)	※(1)ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示　　・ ・(9)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示　　・
6 節　軸組	
20 土台 (木仕 5.6.1)	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 仕口及び継手の形状及び位置 ※図示　　・
21 火打土台 (木仕 5.6.2)	・(ｱ)(ｲ)　・木製の火打土台　　・鋼製の火打土台 ・(ｱ)(a) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｱ)(b) 土台との仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示　　・
22 柱 (木仕 5.6.3)	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・

項　　目	特記事項
	・(2) 隅柱の樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(3) 通し柱の樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(4) 仕口の形状 ※図示　　・
23 間柱 （木仕 5.6.4）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 横架材との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(3) 筋かいの当たる箇所の切り欠き、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(4) 通し貫が当たる箇所の間柱の添え付け、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
24 胴差 （木仕 5.6.5）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 通し柱との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(3) 継手の形状及び位置 ※図示　　・
25 軒桁 （木仕 5.6.6）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 継手の形状及び位置 ※図示　　・
26 間仕切桁（頭つなぎ） （木仕 5.6.7）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 主要な間仕切桁と桁又は胴差とのＴ字取合い部の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接 合具の種類 ※図示　　・ ・(3) 継手の形状及び位置 ※図示　　・
27 まぐさ・窓台 （木仕 5.6.8）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 柱及び間柱との仕口形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
28 木製筋かい （木仕 5.6.9）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(3) 仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
29 貫 （木仕 5.6.10）	・(1) 樹種名、断面寸法、留付け方法、留付け釘の種類 ※図示　　・
30 木ずり （木仕 5.6.11）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(3) 留付け釘の種類 ※図示　　・
7 節　小屋組	
31 小屋梁（平陸梁） （木仕 5.7.1）	・(1) 樹種名、断面寸法、丸太を用いる場合の末口寸法 ※図示　　・ ・(2) 仕口及び継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(3) 軒桁又は敷桁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
32 小屋束	・(1) 樹種名、断面寸法

項　　目	特記事項
（木仕 5.7.2）	※図示　　・ ・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
33 登り梁（合掌） （木仕 5.7.3）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
34 トラスの斜材 （木仕 5.7.4）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
35 棟木・母屋 （木仕 5.7.5）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(3) 継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(4) Ｔ字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
36 桁行筋かい・振れ止め （木仕 5.7.6）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示　　・
37 垂木 （木仕 5.7.3）	・(1) 樹種名、断面寸法、丸太を用いる場合の末口寸法 ※図示　　・ ・(2) 軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示　　・ ・(3) 軒先部の留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
38 火打梁 （木仕 5.7.8）	・(ｱ)(ｲ) 小屋組の火打梁　　・木製　　・鋼製 ・(ｱ)(a) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｱ)(b) 梁、胴差、桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
39 屋根野地 （木仕 5.7.9）	材料　※図示　　・ひき板　　・構造用合板　　・構造用パネル　　・パーティクルボード 厚さ ・(ｱ)(a) ひき板の樹種名：　※図示　　・ (b) 継手の形状：　※図示　　・ (c) 取付方法：　※図示　　・ ・(ｲ)(b) 構造用合板野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ・(ｳ)(b) 構造用パネル野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ・(ｴ)(b) パーティクルボード野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・
8 節　床組	
40 大引 （木仕 5.8.1）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・ ・(3) 大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・
41 床束 （木仕 5.8.2）	・(1) 木製床束 ・(ｱ) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ) 上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・

項　　目	特記事項
	・(2) 鋼製床束の仕様及び設置方法 ※図示　　・ ・(3) 樹脂製床束の仕様及び設置方法 ※図示　　・
42 根太掛 （木仕 5.8.3）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示　　・
43 根太 （木仕 5.8.4）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 間隔 ※図示　　・ ・(3) 継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・ ・(4) 梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(5) 床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示　　・
44 床梁 （木仕 5.8.5）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
45 構造用面材による床組 （木仕 5.8.7）	・(ｱ) 床梁の樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ) 根太の樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｳ) 面材の種類 ※図示　・構造用合板　・化粧ばり構造用合板　・構造用パネル　・パーティクルボード ・(ｵ)(a) 根太の間隔 ※図示　　・ ・(b) 床梁又は胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物･接合具の種類 ※図示　　・ ・(d) 留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｶ)(a) 根太の間隔 ※図示　　・ ・(b) 床梁等に直交する根太の仕口の形状並びに受材又は際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｷ)(a) 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(b) さね加工を施した構造用合板への留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・
9 節　壁	
46 非耐力壁 （木仕 5.9.1）	・(1) 柱の端部と横架材との仕口の形状、留付け釘の種類、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(2) 隅柱と土台との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
47 軸組耐力壁 （木仕 5.9.2）	・(1)(ｱ) 筋かいの樹種名、断面寸法及び形状 ※図示　　・ ・(ｲ) 木ずりの樹種名、断面寸法及び取付け位置 ※図示　　・ ・(ｳ) 鉄筋筋かいの材料

項　　目	特記事項
	※図示　　・ ・(ｴ) 留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(2)(ｱ) 筋かいの端部における仕口の形状 ※図示　　・ ・(ｲ) 軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の形状 ※図示　　・ ・(ｴ) 鉄筋筋かいの工法 ※図示　　・
48 大壁造の面材耐力壁 (木仕 5.9.3)	・(1)(ｱ) 構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｲ)(a) 構造用面材の下地の胴縁及び受材の樹種名及び断面寸法 ※図示　　・ ・(b) 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(2)(ｶ)(d) ラスシートの留付け間隔 ※図示　　・
49 床勝ち大壁造の面材耐力壁 (木仕 5.9.4)	・(1)(ｱ) 構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類 及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｲ) 構造用面材の下地に用いる受材の樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・
50 真壁造の面材耐力壁 (木仕 5.9.5)	・(1)(ｱ) 構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｲ) 構造用面材の下地に用いる受材、貫の樹種名及び断面寸法 ※図示　　・ ・(2)(ｱ)(a) 構造用面材の下地の受材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(d) 構造用面材を受材以外で継ぐ場合の間柱及び胴つなぎの樹種名及び断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ)(a) 構造用面材の下地の貫の本数 ※図示　　・ ・(b) 最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔 ※図示　　・ ・(c) 貫を柱に差し通す場合の留付け方法 ※図示　　・ ・(d) 柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・
51 床勝ち真壁造の面材耐力壁 (木仕 5.9.6)	・(1)(ｱ) 構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｲ) 構造用面材の下地に用いる受材の樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・
52 真壁造土塗り壁耐力壁 (木仕 5.9.7)	・(1)(ｱ) 貫の樹種名及び断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ) 間渡し竹 ※図示　　・割り竹　　・丸竹 ・マダケ　　・シノチク ・(2)(ｱ) 貫の本数 ※図示　　・ ・(ｲ) 横貫と柱の接合又は縦貫と横架材の接合方法 ※図示　　・ ・(ｳ) 間渡し竹と柱及び横架材との接合方法 ※図示　　・ ・(ｴ) 土塗り壁の塗り厚さ ※図示　　・

項　　目	特記事項
53 面格子壁耐力壁 （木仕 5.9.8）	・(1)(ｱ) 樹種名、断面寸法及び格子の間隔 ※図示　　・ ・(2)(ｲ) 留付け釘の種類及び木ねじの種類 ※図示　　・ ・(ｳ) 面格子と柱、横架材との仕口の形状及び留付け方法 ※図示　　・
54 落とし込み板壁 耐力壁 （木仕 5.9.9）	・(1)(ｱ) 樹種名及び断面寸法 ※図示　　・ ・(ｳ) 木だぼ 5.2.4(2)(ｲ)(e) ※図示　　・ ・(ｴ) 鋼製だぼ　JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) ※図示　　・SR235　　・SD295　　・ 表面処理　木仕 5.2.4(1)(c)④　　・㋐　　・㋑　　・㋒　　・㋓
55 大臣認定耐力壁 （木仕 5.9.10）	・国土交通大臣が認定した耐力壁の材料・工法 ※図示　　・

6 章　軸組構法（軸構造系）工事

項　目	特記事項
2 節　材料	
1　木材 （木仕 6.2.2）	※木材は原則として県産材を使用する。

・(1)(a) 構造用集成材
「集成材の日本農林規格」第５条「構造用集成材の規格」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法(mm)	保存処理
・図示							
・							
・							

・(1)(b) 化粧ばり構造用集成柱
「集成材の日本農林規格」第６条「化粧ばり構造用集成材の規格」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名(芯材・化粧薄板)	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ	見付け材面
・図示					
・					
・					

・(2) 構造用単板積層材
「単板積層材の農林規格」第４条「構造用単板積層材」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	接着性能	樹種名	寸法(mm)	曲げ性能	水平せん断区分	保存処理
・図示							
・							
・							

・(3)(a))目視等級区分構造用製材
JAS 1083-3（製材‐第３部：目視等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第一号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	構造材の種類・等級	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
・図示						
・						
・						

・(3)(b) 機械等級区分構造用製材
JAS 1083-4（製材‐第４部：機械等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第二号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
・図示						
・						
・						

・(3)(c) 広葉樹製材
JAS 1083-6（製材‐第６部：広葉樹製材）
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・図示					
・					
・					

・(3)(d)①無等級材
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

項　目	特記事項

部位	樹種名	寸法（mm）	含水率	保存処理	材面の品質
・図示					
・					
・					

・(3)(c,d) 縦振動ヤング係数測定対象部材　　・図示　　・

・(3)(e)の製材　含水率：(　　)
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

・(3)(f) 下地用製材
JAS 1083-5（製材 - 第 5 部：下地用製材）

部位	樹種名	等級	寸法（mm）	含水率	保存処理
・図示					
・					
・					

・(4)(a) 枠組壁工法構造用製材（甲種枠組材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第 4 条「甲種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示				
・				
・				

・(4)(b) 枠組壁工法構造用製材（乙種枠組材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第 5 条「乙種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示				
・				
・				

・(4)(c) MSR 枠組材
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第 6 条「MSR 枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	MSR 等級
・図示					
・					
・					

・(4)(d)の部材　含水率：(　　)
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

・(5)(a) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材（たて枠用たて継ぎ材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第 7 条「たて枠用たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

項　目	特記事項

・(5)(b) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材（甲種たて継ぎ材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第８条「甲種たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(5)(c) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材（乙種たて継ぎ材）
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第９条「乙種たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(5)(d) MSR たて継ぎ材
「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」
第 10 条「MSR たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名
・図示				
・				
・				

・(5)(e)のたて継ぎ材　含水率：(　　)
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

・(6) 木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル
告示第 1446 号第一　十：木質接着成形軸材料　十一：木質複合軸材料
十二：木質断熱複合パネル　十三：木質接着複合パネル

部位	形状	寸法	含水率
・図示			
・			
・			

・(7) 直交集成板
「直交集成板の日本農林規格」
基準強度：告示第 1024 号第一第十九号　第二第十八号　第三第九号
（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法
・図示						
・						
・						

2 構造用面材
（木仕 6.2.3）

・(ｱ)構造用合板　「合板の日本農林規格」第６条「構造用合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	曲げ性能	防虫処理	単板の樹種名
・図示								
・								
・								

項　　目	特記事項

・(ｲ)化粧ばり構造用合板　「合板の日本農林規格」第７条「化粧ばり構造用合板」

部位	品名	厚さ	接着の程度	単板の樹種名
・図示				
・				
・				

・(ｳ)パーティクルボード　JIS A 5908（パーティクルボード）

部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・図示				
・				
・				

・(ｴ)構造用パネル　JAS 0360（構造用パネル）

部位	品名	厚さ
・図示		
・		
・		

3　接合金物・接合具等
（木仕 6.2.4）

・(1)(a)製作接合金物

種類	寸法・形状等	鋼材の材質	備考
・			
・			

・直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合の鋼材の材質
　・溶融亜鉛めっき鋼板製　　・ステンレス製
・表面処理　木仕 6.2.4(1)(a)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓

4　釘及び木ねじ
（木仕 6.2.4）

・(2)(ｲ)①釘　JIS A 5508（くぎ）

種類	材質	その他
・鉄丸くぎ	・表面処理された鉄 ・ステンレス	
・太め鉄丸くぎ	・表面処理された鉄 ・ステンレス	
・		

・(2)(ｲ)②　木ねじ
JIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又は JIS B 1135（すりわり付き木ねじ）

種類	材質	その他
・十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・すりわり付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1135
・		

・(2)(ｲ)③　釘・木ねじ以外の接合具

種類	材質	その他
・		
・		

5　ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金
（木仕 6.2.4）
（木仕 6.5.11）

・(1)(b)Z（軸組工法用）、C（枠組工法用）、x（CLT 工法用）マーク表示金物（承認金物）
　(c)D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物
　木造建築物用接合金物承認・認定制度

種類	Z,C,x,D,S マークの規格	その他
・アンカーボルト		
・六角ボルト		
・ナット及び座金		
・		
・		

Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td></td><td>

・(2)(イ) Z、C、x、D、S マーク以外の金物

種類	材質	寸法・形状等	備考
・			
・			

・(2)(イ)(b)① ボルト及びナット
材料　※木仕 表 6.2.2 による
・図示　　・
寸法　・図示　　・
表面処理　木仕 6.2.4(1)(a)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
・(6.5.11) (1) ボルト

部位	種類	径	本数	間隔	座金の大きさ
・図示					
・					

・(2)(イ)(b)② アンカーボルト
材質、寸法等　・図示　　・

・(2)(イ)(b)③ 座金
材質　・図示　　・
厚さ、寸法　・図示　　・
・引張応力を受けるボルトの座金
木仕 表 6.2.3 (　　)
・せん断応力を受けるボルトの座金
木仕 表 6.2.4 (　　)
表面処理　木仕 6.2.4(1)(a)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
・(6.5.11) (9) 構造材を仕上材として用いる場合の見え掛かり部に使用する取付け方法
・図示　　・

</td></tr>
<tr><td>6 ラグスクリュー
(木仕 6.2.4)
(木仕 6.5.12)</td><td>

・(2)(c) Z（軸組工法用）、C（枠組工法用）、x（CLT 工法用）マーク表示金物（承認金物）
D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物
木造建築物用接合金物承認・認定制度

種類	Z,C,x,D,S マークの規格	その他
・ラグスクリュー		
・		

・(6.5.12) Z、C、x、D、S マーク以外の金物

種類	材質	寸法・形状等	備考
・ラグスクリュー			
・			

表面処理　木仕 6.2.4(1)(a)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
(6.5.12) (8)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛かり部に使用する取付け方法
・図示　　・

</td></tr>
<tr><td>7 ドリフトピン
(木仕 6.2.4)
(木仕 6.5.13)</td><td>

・(2)(d) ① 材質、② 径・寸法

種類	材質	形状等	径	寸法
・ドリフトピン				
・	※SS400	※丸鋼		
・				

表面処理　木仕 6.2.4(1)(a)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
(6.5.13) (8)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛かり部に使用する取付け方法
・図示　　・

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>8 木栓及び木だぼ
(木仕 6.2.4)
(木仕 6.5.14)</td><td>・(2)(e) 木栓及び木だぼ
<table>
<tr><th>種類</th><th>樹種</th><th>寸法・形状等</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>・木栓</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・木だぼ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
(6.5.14) (2)木ダボの径　　※図示　　・</td></tr>
<tr><td>9 接着剤
(木仕 6.2.4)</td><td>・(2)(f)接着剤
・①床鳴り防止用接着剤
接着剤の種類　JIS A 5550（床根太用接着剤）
種類（　　）
・②接着剤による接合
接着剤の種類（　　）
・②接着剤を併用した接合
接着剤の種類（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 節　木材の加工</td></tr>
<tr><td>10 原寸図
(木仕 6.4.2)</td><td>・床書き原寸図を作成する</td></tr>
<tr><td>11 孔あけ加工
(木仕 6.4.5)</td><td>・ボルト孔の径
※木仕 表 6.4.1 による
・　図示　　・
・ドリフトピンの穴径
※ピン径と同径　・図示　　・</td></tr>
<tr><td>12 表面の仕上げ
(木仕 6.4.6)
(標仕 18.12.2)</td><td>・見え掛り面の表面の仕上げ程度
・機械加工（製材）　木仕 表 6.4.2　・A 種　・B 種　・C 種
・機械加工（構造用集成材）　木仕 表 6.4.3　・A 種　※B 種
・手加工（製材）　木仕 表 6.4.4　・H-A 種　・H-B 種　・H-C 種

・木材保護塗料塗
標仕 表 18.12.1 による
施工箇所　・図示による　　・
種別　・A 種　※B 種</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 節　搬入及び建方</td></tr>
<tr><td>13 アンカーボルトの設置等
(木仕 6.5.3)</td><td>・埋め込み深さ　・　・図示
・保持及び埋込工法
木仕 表 6.5.1　・A 種　・B 種
・埋め込み位置の許容誤差
※±5mm（JASS6　付則 6「鉄骨精度検査基準」付表 5「工事現場」(3)による）
・</td></tr>
<tr><td>14 基礎天端及び柱底均しモルタル
(木仕 6.5.4)
(標仕 15.3.2)</td><td>・基礎天端
・(ｲ,ｳ)材料　※木仕 6.5.4(ｲ)による　・無収縮モルタル
・(ｴ)モルタルの厚さ　・図示　　・
・柱底均しモルタル
木仕 表 6.5.2　・A 種　※B 種</td></tr>
<tr><td>15 建方精度
(木仕 6.5.7)</td><td>建入れ直し後の建方精度の許容値
※水平垂直の誤差の範囲 1/1,000 以下　・図示　　・</td></tr>
<tr><td>16 接合部の工法
(木仕 6.5.8)</td><td>※(4)構造材を接合する釘及び木ねじの種類、本数及び間隔
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>17 接合金物の工法
(木仕 6.5.9)</td><td>・(1)面材の取付けに必要な場合の木材への彫り込み
※図示　　・
・(3)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>18 釘、木ねじ等の工法</td><td>※(1)部位ごとの釘、木ねじ等の種類及び間隔
※図示　　・</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>（木仕 6.5.10）</td><td>・(3)構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち
※図示　　・隠し釘打ち　　・釘頭埋め木　　・つぶし頭釘打ち　　・釘頭現し</td></tr>
<tr><td>19 各種ボルトの工法
（木仕 6.5.11）</td><td>※(1)ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等
※図示　　・
・(9)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>20 ジベル接合
（木仕 6.5.15）
（木仕 6.5.16）</td><td>・輪型ジベル接合
<table>
<tr><th>種類</th><th>材質</th><th>寸法・形状等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
・圧入型ジベル接合
<table>
<tr><th>種類</th><th>材質</th><th>寸法・形状等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">6 節　軸組</td></tr>
<tr><td>21 土台
（木仕 6.6.1）</td><td>・(1) 樹種名、断面寸法
※図示　　・
・(2) 仕口及び継手の形状及び位置
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>22 火打土台
（木仕 6.6.2）</td><td>・(ｱ)(ｲ) ・木製の火打土台　　・鋼製の火打土台
・(ｱ)(a) 樹種名、断面寸法
※図示　　・
・(ｱ)(b) 土台との仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>23 柱
（木仕 6.6.3）</td><td>・(1) 樹種名、断面寸法
※図示　　・
・(2) 隅柱の樹種名、断面寸法
※図示　　・
・(3) 通し柱の樹種名、断面寸法
※図示　　・
・(4) 仕口の形状
※図示　　・</td></tr>
<tr><td colspan="2">7 節　小屋組</td></tr>
<tr><td>24 小屋梁（平陸梁）
（木仕 6.7.1）</td><td>・(1) 樹種名、断面寸法、丸太を用いる場合の末口寸法
※図示　　・
・(2) 仕口及び継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類
※図示　　・
・(3) 軒桁又は敷桁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>25 小屋束
（木仕 6.7.2）</td><td>・(1) 樹種名、断面寸法
※図示　　・
・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>26 登り梁（合掌）
（木仕 6.7.3）</td><td>・(1) 樹種名、断面寸法
※図示　　・
・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>27 トラスの斜材
（木仕 6.7.4）</td><td>・(1) 樹種名、断面寸法
※図示　　・
・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>28 棟木・母屋</td><td>・(1) 樹種名、断面寸法</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
(木仕 6.7.5)	※図示　　・ ・(3) 継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(4) Ｔ字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
29 桁行筋かい・振れ止め (木仕 6.7.6)	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示　　・
30 垂木 (木仕 6.7.7)	・(1) 樹種名、断面寸法、丸太を用いる場合の末口寸法 ※図示　　・ ・(2) 軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示　　・ ・(3) 軒先部の留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
31 火打梁 (木仕 6.7.8)	・(ｱ)(ｲ) 小屋組の火打梁　　・木製　　・鋼製 ・(ｱ)(a) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｱ)(b) 梁、胴差、桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
32 屋根野地 (木仕 6.7.9)	材料　※図示　　・ひき板　　・構造用合板　　・構造用パネル　　・パーティクルボード 厚さ ・(ｱ)(a) ひき板の樹種名：　※図示　　・ (b) 継手の形状：　※図示　　・ (c) 取付方法：　※図示　　・ ・(ｲ)(b) 構造用合板野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ・(ｳ)(b) 構造用パネル野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ・(ｴ)(b) パーティクルボード野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・
8 節　床組	
33 大引 (木仕 6.8.1)	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・ ・(3) 大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・
34 床束 (木仕 6.8.2)	・(1) 木製床束 ・(ｱ) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ) 上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(2) 鋼製床束の仕様及び設置方法 ※図示　　・ ・(3) 樹脂製床束の仕様及び設置方法 ※図示　　・
35 根太掛 (木仕 6.8.3)	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示　　・
36 根太 (木仕 6.8.4)	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 間隔 ※図示　　・ ・(3) 継手の形状及び留付け釘の種類

項　　目	特記事項
	※図示　　・ ・(4) 梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(5) 床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示　　・
37 床梁 （木仕 6.8.5）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
38 火打梁 （木仕 6.8.6）	・(ｱ)(ｲ) 小屋組の火打梁　　・木製　　・鋼製 ・(ｱ)(a) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｱ)(b) 梁、胴差、桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
39 構造用面材による床組 （木仕 6.8.7）	・(ｱ) 床梁の樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ) 根太の樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｳ) 面材の種類 ※図示　・構造用合板　・化粧ばり構造用合板　・構造用パネル　・パーティクルボード ・(ｵ)(a) 根太の間隔 ※図示　　・ ・(b) 床梁又は胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物･接合具の種類 ※図示　　・ ・(d) 留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｶ)(a) 根太の間隔 ※図示　　・ ・(b) 床梁等に直交する根太の仕口の形状並びに受材又は際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｷ)(a) 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(b) さね加工を施した構造用合板への留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・

7 章　枠組壁工法工事

項　　目	特記事項
2 節　材料	
1　木材 （木仕 7.2.2）	※木材は原則として県産材を使用する。 ※構造耐力上主要な部分に用いる木材等：告示第1540号「枠組工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件」

・(ｱ)①　枠組壁工法構造用製材（甲種枠組材）
JAS 0600（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材）第４条「甲種枠組材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示				
・				
・				

・(ｱ)②　枠組壁工法構造用製材（乙種枠組材）
JAS 0600 第５条「乙種枠組材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示				
・				
・				

・(ｱ)③　MSR 枠組材
JAS 0600 第６条「MSR 枠組材の規格」
基準強度：告示第1452号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	MSR 等級
・図示					
・					
・					

・(ｱ)④の部材　含水率：(　　)
基準強度：告示第1452号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

・(ｲ)①　枠組壁工法構造用たて継ぎ材（たて枠用たて継ぎ材）
JAS 0600 第７条「たて枠用たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(ｲ)②　枠組壁工法構造用たて継ぎ材（甲種たて継ぎ材）
JAS 0600 第８条「甲種たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(ｲ)③　枠組壁工法構造用たて継ぎ材（乙種たて継ぎ材）
JAS 0600 第９条「乙種たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

項　目	特記事項

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(ｲ)④ MSR たて継ぎ材
JAS 0600 第10条「MSRたて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第1452号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名
・図示				
・				
・				

・(ｲ)⑤のたて継ぎ材　含水率：(　　)
基準強度：告示第1452号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

・(ｳ)下地用製材
JAS 1083-5（製材‐第５部：下地用製材）

部位	樹種名	等級	寸法（㎜）	含水率	保存処理
・図示					
・					
・					

・(ｴ)① 構造用集成材
「集成材の日本農林規格」第５条「構造用集成材の規格」
基準強度：告示第1024号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法(㎜)	保存処理
・図示							
・							
・							

・(ｴ)② 化粧ばり構造用集成柱
「集成材の日本農林規格」第６条「化粧ばり構造用集成材の規格」
基準強度：告示第1024号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名(芯材・化粧薄板)	寸法（㎜）	化粧薄板の厚さ	見付け材面
・図示					
・					
・					

・(ｵ) 構造用単板積層材
JAS 0701（単板積層材）第４条「構造用単板積層材」
基準強度：告示第1024号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	接着性能	樹種名	寸法(㎜)	曲げ性能	水平せん断区分	保存処理
・図示							
・							
・							

・(ｶ) 構造用鋼材

部位	鋼材（＊1）	形状	板厚	表面処理（＊2）	強度
・図示					
・					
・					

（＊1）鋼材の種類

項　目	特記事項

・① JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
・② JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
・③ JIS G 3321 (溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)
・④ JIS G 3322 (塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)
・⑤ JIS G 3353 (一般構造用溶接軽量Ｈ形鋼)に基づく形鋼の規格(鋼材の厚さが 2.3 ㎜以上６㎜以下に係る部分に限る。)

（＊2）表面処理　木仕 7.2.4(2)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓

・(ｷ)木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル
告示第 1446 号第一　十：木質接着成形軸材料　十一：木質複合軸材料
十二：木質断熱複合パネル　十三：木質接着複合パネル

部位	形状	寸法	含水率
・図示			
・			
・			

・木仕（7.2.2）(ｸ)の枠組材　含水率：(　※19%以下　・　)

・木仕（7.2.2）(ｹ)の木材　含水率：(　※20%以下　・　)
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

・(ｺ)直交集成材
JAS 3079（直交集成板）
基準強度：告示第 1024 号第一第十九号　第二第十八号　第三第九号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法
・図示						
・						
・						

2　床材、壁材及び屋根下地材
（木仕 7.2.3）

・(ｱ) 構造用合板　「合板の日本農林規格」第６条「構造用合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	曲げ性能	防虫処理	単板の樹種名
・図示								
・								
・								

・(ｲ) 化粧ばり構造用合板　「合板の日本農林規格」第７条「化粧ばり構造用合板」

部位	品名	厚さ	接着の程度	単板の樹種名
・図示				
・				
・				

・(ｳ) 構造用パネル　JAS 0360（構造用パネル）

部位	品名	厚さ
・図示		
・		
・		

・(ｴ) パーティクルボード　JIS A 5908 (パーティクルボード)

部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・図示				
・				
・				

・(ｵ) ハードボード　JIS A 5905（繊維板）

部位	油・油脂等の処理	表面の状態	曲げ強さ	難燃性	厚さ

項　　目	特記事項

・図示					
・					
・					

・(ｶ) 硬質木片セメント板　JIS A 5404 (木質系セメント板)
部位　・図示　　・
厚さ

・(ｷ) フレキシブル板　JIS A 5430（繊維強化セメント板）
部位　・図示　　・
厚さ

・(ｸ) パルプセメント板　JIS A 5414 (パルプセメント板)
部位　・図示　　・
種類
厚さ

・(ｹ) 下地用製材　JAS 1083-5（製材‐第５部：下地用製材）

部位	樹種名	等級	寸法（㎜）	含水率
・図示		※1 級　・2 級		※20%以下　・
・				
・				

・(ｺ) シージングボード　JIS A 5905（繊維板）
部位　・図示　　・
厚さ

・(ｻ) ミディアムデンシティファイバーボード(ＭＤＦ)　JIS A 5905（繊維板）

部位	区分	表裏面状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性	厚さ
・図示	・普通　・構造用					
・	・普通　・構造用					
・	・普通　・構造用					

・(ｼ) 火山性ガラス質複層板　JIS A 5440 (火山性ガラス質複層板（VS ボード）)
部位　・図示　　・
密度による区分
厚さ

・(ｽ) ラスシート　JIS A 5524 (ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス）)

部位	ラス目	山高	山ピッチ	質量	溶接ピッチ
・図示					
・					
・					

・(ｾ) せっこうボード　JIS A 6901 (せっこうボード製品)
部位　・図示　　・
厚さ

・(ｿ) 強化せっこうボード　JIS A 6901 (せっこうボード製品)
部位　・図示　　・
厚さ

・(ﾀ) 構造用せっこうボードＡ種　JIS A 6901 (せっこうボード製品)
部位　・図示　　・
厚さ

・(ﾁ) 構造用せっこうボードＢ種　JIS A 6901 (せっこうボード製品)
部位　・図示　　・
厚さ

項　　目	特記事項
	・(ﾂ) 木仕（7.2.3）(ﾂ)の壁材 部位　・図示　　・ 仕様： 強度： ・(ﾃ) 直交集成板 JAS 3079（直交集成板） 基準強度：告示第 1024 号第一第十九号　第二第十八号　第三第九号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法
・図示						
・						
・						

項　　目	特記事項
3 枠組壁工法の釘及び木ねじ（木仕 7.2.4）	・(1)(a)、(3)(ｲ)(a)① 釘　JIS A 5508（くぎ）

種類	材質	その他
・鉄丸くぎ	・表面処理された鉄 ・ステンレス	
・太め鉄丸くぎ	・表面処理された鉄 ・ステンレス	
・		

・(1)(b)、(3)(ｲ)(a)② 木ねじ
JIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又は JIS B 1135（すりわり付き木ねじ）

種類	材質	その他
・十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・すりわり付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1135
・		

・(1)(c)建築基準法施行規則第８条の３の認定を受けた耐力壁に用いるもの
・(3)(ｲ)(a)③　接合具

種類	材質	その他
・		
・		
・		

項　　目	特記事項
4 接合具・接合金物（木仕 7.2.4）	・(2)（a）Z（軸組工法用）、C（枠組工法用）、x（CLT 工法用）マーク表示金物（承認金物） （b）D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物 木造建築物用接合金物承認・認定制度

種類	記号	短期許容耐力(kN)	その他
・火打金物			
・筋交いプレート			
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。

・(2)(c)Z、C、x、D、S マーク以外の接合金物

種類	材質	寸法・形状等	備考
・			
・			

・直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合の鋼材の材質
　・溶融亜鉛めっき鋼板製　　・ステンレス製
・表面処理

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td></td><td>木仕 7.2.4(2)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
・(3)(イ)(b)① ボルト及びナット
材料　※木仕 表 7.2.3 による
・図示　・
寸法　・図示　・
表面処理　木仕 7.2.4(2)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
・(3)(イ)(b)② アンカーボルト
材質、寸法等　・図示　・
・(3)(イ)(b)③ 座金
材質　・図示　・
厚さ、寸法　・図示　・
・引張応力を受けるボルトの座金
木仕 表 7.2.4（　　）
・せん断応力を受けるボルトの座金
木仕 表 7.2.5（　　）
表面処理　木仕 7.2.4(2)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓</td></tr>
<tr><td>5 ラグスクリュー
（木仕 7.2.4）
（木仕 7.5.9）</td><td>・(3)(c)
<table><tr><th>種類</th><th>材質</th><th>寸法・形状等</th><th>備考</th></tr><tr><td>・ラグスクリュー</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>表面処理　木仕 7.2.4(2)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
（木仕 7.5.9）(8)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛かり部に使用する取付け方法
・図示　・</td></tr>
<tr><td>6 ドリフトピン
（木仕 7.2.4）
（木仕 7.5.10）</td><td>・(3)(d)　① 材質、② 径・寸法
<table><tr><th>種類</th><th>材質</th><th>寸法・形状等</th></tr><tr><td>・ドリフトピン</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>※SS400</td><td>※丸鋼</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr></table>表面処理　木仕 7.2.4(2)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
（木仕 7.5.10）(8)構造材を仕上材として用いる場合の見え掛かり部に使用する取付け方法
・図示　・</td></tr>
<tr><td>7 接着剤
（木仕 7.2.4）</td><td>・床鳴り防止用接着剤
接着剤の種類　JIS A 5550（床根太用接着剤）
種類（　　）
・接着剤による接合
接着剤の種類（　　）
・接着剤を併用した接合
接着剤の種類（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 節　搬入及び建方</td></tr>
<tr><td>8 アンカーボルトの設置等
（木仕 7.5.3）</td><td>・埋め込み深さ　・　・図示
・保持及び埋込工法
木仕 表 7.5.1　・A 種　・B 種
・埋め込み位置の許容誤差
※±5mm（JASS6　付則 6「鉄骨精度検査基準」付表 5「工事現場」(3)による）
・</td></tr>
<tr><td>9 基礎天端均しモルタル
（木仕 7.5.4）
（標仕 15.3.2）</td><td>・基礎天端
・材料
※木仕 7.5.4(イ)による　・無収縮モルタル
・モルタルの厚さ
・図示　・</td></tr>
<tr><td>10 釘、木ねじ等の</td><td>・(1)枠組材相互の釘の種類、釘打ちの間隔及び釘の打ち方</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
工法 (木仕 7.5.6)	※図示 ・釘の種類： ・釘打ちの間隔： ・釘の打ち方： ・(2)床材、壁材又は屋根下地材と枠組材との釘の種類、釘打ちの間隔及び釘の打ち方 ※図示 ・釘の種類： ・釘打ちの間隔： ・釘の打ち方：
11 接合金物の工法 (木仕 7.5.7)	・面材の取付けに必要な場合の木材への彫り込み ※図示　　・
12 各種ボルトの工法 (木仕 7.5.8)	※ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示　　・ ・構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示　　・
6 節 土台	
13 土台 (木仕 7.6.1)	・(1) 樹種名又は樹種群、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 仕口及び継手の形状及び位置 ※図示　　・
7 節 床枠組	
14 床枠組 (木仕 7.7.1)	・(ｱ)床枠組の構成 ・(a,b)床根太の断面寸法、床根太相互の間隔 ※図示　　・ ・(c)床根太の転び止めの材料、断面寸法、取り付け方法 ※図示　　・ ・(d) 床版に設ける開口部、セットバック、オーバーハング又は上階と下階の耐力壁線がずれる場合等の補強方法 ※図示　　・ ・(e)床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとの緊結方法 ※図示　　・ ・(g)床根太とその他の枠組材及び床材との接合具及び緊結方法 ※図示　　・ ・(h)根太の木質複合軸材料のウェブの穴あけ位置並びに枠組材及び床材との緊結方法 ※図示　　・ ・(i)床根太のトラスの使用 ・使用する　・使用しない　　・図示 ・(j)床版の木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルの使用 ・使用する　・使用しない　　・図示 ・(k)床枠組と同時に、下階の吊り天井根太を施工する場合の材料、断面及び取付け方法 ※図示　　・ ・(ｲ)床材の取り付け ・(b) 床材を留め付ける釘又はねじの種類及び間隔 ※図示　　・
15 大引又は床束を用いる場合 (木仕 7.7.2)	・(ｱ)大引及び床束の材料 ※木仕 表 7.2.1(1)による　　・図示　　・ 樹種名及び断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ)大引及び床束の間隔 ※図示　　・ ・(ｳ)大引の継手の形状及び緊結方法 ※図示　　・ ・(ｴ)根がらみ貫の樹種名及び断面寸法 ※図示　　・

項　　目	特記事項
	・(ｵ)鋼製又は樹脂製の床束の仕様及び設置方法 ※図示　　・
8 節 壁枠組	
16 壁枠組み （木仕 7.8.1）	・(1)壁枠組の構成 ・(ｱ,ｲ) 耐力壁のたて枠、下枠及び上枠の断面寸法、たて枠相互の間隔 ※図示　　・ ・(ｳ) 各耐力壁の隅角部及び交差部のたて枠の構成及び緊結方法 ※図示　　・ ・(ｴ)外壁の耐力壁線相互の交差する部分の補強の有無及び補強方法 ※図示　　・ ・(ｵ) 耐力壁の上部に設ける頭つなぎの有無、断面寸法及び緊結方法 ※図示　　・ ・(ｶ) 幅 90cm 以上の開口部の上部に設けるまぐさの有無、材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示　　・ ・(ｷ)屋外に面する隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠の緊結方法 ※図示　　・ ・(ｸ)壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとの緊結方法 ※図示　　・ ・(ｺ)たて枠の欠き込み及び穴あけの許容範囲 ※図示　　・ ・(ｻ)支持柱を用いる場合の材料及び取付け方法 ※図示　　・ ・(ｼ) 間仕切り壁（耐力壁以外）のたて枠、上枠及び下枠に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示　　・ ・(ｽ) 壁枠組の木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルの使用 ・使用する　・使用しない　※図示 ・(2)壁材の取り付け ・(ｱ)壁材の継手に受材の取付け方法 ※図示　　・ ・(ｲ)壁材を留め付ける釘又は木ねじの種類及び間隔 ※図示　　・ ・(ｳ)壁材の張り方 ※たて張り　・図示　　・
9 節 小屋組及び屋根	
17 小屋組及び屋根 （木仕 7.9.1）	・(1)小屋組の構成 ・(ｱ)材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示　　・ ・(ｲ)屋根等に設ける幅 90cm 以上の開口部の上部に設けるまぐさの有無、材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示　　・ ・(ｳ)小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎとの緊結方法 ※図示　　・ ・(ｴ)垂木又はトラスの緊結金物の種類及び緊結方法 ※図示　　・ ・(ｶ)天井根太に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示　　・ ・(ｷ)小屋組の木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルの使用 ・使用する　・使用しない　※図示 ・(2)垂木方式 ・(a,b)垂木及び天井根太の断面寸法、垂木相互の間隔 ・(c)垂木つなぎの断面寸法及び取付け方法 ・(d)外壁の頭つなぎの上で、垂木を欠き込んで納める場合 ・(3)トラス方式の仕様及び取付け方法 ※図示　　・ ・(4)屋根梁方式及び束立て方式

項　　目	特記事項
	・(a)垂木の断面寸法 ※図示　　・ ・(b)小屋組みの材料及び取付け方法 ※図示　　・ ・(c)屋根梁に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示　　・ ・(5)屋根下地材の取付け ・(イ) 屋根下地材を留め付ける釘又は木ねじの種類及び間隔 ※図示　　・

8 章　丸太組構法工事

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>1　一般事項
（木仕 8.1.1）</td><td>・小屋裏を事務所の用途に用いる場合
・適用範囲（規模・階数等）以外の場合
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>2　丸太組壁用木材
（木仕 8.2.2）</td><td>・(1)(a)機械加工の丸太組壁用木材　木仕 図 8.2.1（参考）
<table>
<tr><th>部位</th><th>樹種名</th><th>寸法</th><th>含水率</th></tr>
<tr><td>・図示</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
・(1)(c)品質
※図示　　・
・(2)手加工の丸太組壁用木材
※図示　　・</td></tr>
<tr><td>3　丸太組壁以外に用いる木材
（木仕 8.2.3）</td><td>・(1)(a)目視等級区分構造用製材
JAS 1083-3（製材‐第 3 部：目視等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第一号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）
<table>
<tr><th>部位</th><th>樹種名</th><th>構造材の種類・等級</th><th>寸法（mm）</th><th>含水率</th><th>保存処理</th><th>材面の品質</th></tr>
<tr><td>・図示</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
・(1)(b)機械等級区分構造用製材
JAS 1083-4（製材‐第 4 部：機械等級区分構造用製材）
基準強度：告示第 1452 号第二号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）
<table>
<tr><th>部位</th><th>樹種名</th><th>等級</th><th>寸法（mm）</th><th>含水率</th><th>保存処理</th><th>材面の品質</th></tr>
<tr><td>・図示</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
・(1)(c)広葉樹製材
JAS 1083-6（製材‐第 6 部：広葉樹製材）
基準強度：告示第 1452 号第五号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）
<table>
<tr><th>部位</th><th>樹種名</th><th>等級</th><th>寸法（mm）</th><th>含水率</th><th>保存処理</th></tr>
<tr><td>・図示</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
・(1)(d)　(a)～(c)以外の製材
<table>
<tr><th>部位</th><th>樹種名</th><th>寸法（mm）</th><th>含水率</th><th>材面の品質</th></tr>
<tr><td>・図示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td>・節
・貫通割れ
・丸身
・目まわり
・曲がり
・そり
・ねじれ
・その他</td></tr>
</table>
・(1)(e)下地用製材
JAS 1083-5（製材‐第 5 部：下地用製材）
<table>
<tr><th>部位</th><th>樹種名</th><th>等級</th><th>寸法（mm）</th><th>含水率</th><th>保存処理</th></tr>
<tr><td>・図示</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

項　目	特記事項

・					
・					

・(2)(a)構造用集成材
「集成材の日本農林規格」第５条「構造用集成材の規格」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法(㎜)	保存処理
・図示							
・							
・							

・(2)(b)化粧ばり構造用集成柱
「集成材の日本農林規格」第６条「化粧ばり構造用集成材の規格」
基準強度：告示第 1024 号第三第二号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	樹種名(芯材・化粧薄板)	寸法（㎜）	化粧薄板の厚さ	見付け材面
・図示					
・					
・					

・(3)(a)枠組壁工法構造用製材（甲種枠組材）
JAS 0600（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材）第４条「甲種枠組材の規格」
基準強度：告示第 1452 号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示				
・				
・				

・(3)(b)枠組壁工法構造用製材（乙種枠組材）
JAS 0600 第５条「乙種枠組材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	保存処理
・図示				
・				
・				

・(3)(c)MSR 枠組材
JAS 0600 第６条「MSR 枠組材の規格」
基準強度：告示第1452号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名	未乾燥材又は乾燥材の別	MSR 等級
・図示					
・					
・					

・(3)(d)の部材　含水率：(　　)
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

・(4)(a)枠組壁工法構造用たて継ぎ材（たて枠用たて継ぎ材）
JAS 0600 第７条「たて枠用たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

項　目	特記事項

・(4)(b)枠組壁工法構造用たて継ぎ材（甲種たて継ぎ材）
JAS 0600 第８条「甲種たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(4)(c)枠組壁工法構造用たて継ぎ材（乙種たて継ぎ材）
JAS 0600 第９条「乙種たて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第1452号第三号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	寸法型式名
・図示			
・			
・			

・(4)(d)MSR たて継ぎ材
JAS 0600 第10条「MSRたて継ぎ材の規格」
基準強度：告示第1452号第四号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fsを定める件）

部位	品名	樹種名又は樹種群	MSR 等級	寸法型式名
・図示				
・				
・				

・(4)(e)の部材　含水率：(　　)
基準強度：告示第 1452 号第六号（木材の基準強度 Fc、Ft、Fb 及び Fs を定める件）

・(5)木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル
告示第 1446 号第一　十：木質接着成形軸材料　十一：木質複合軸材料
十二：木質断熱複合パネル　十三：木質接着複合パネル

部位	形状	寸法	含水率
・図示			
・			
・			

・(6)柱に用いる丸太材

部位	樹種名	寸法	含水率	末口径
・図示				
・				
・				

4　構造用面材
（木仕 8.2.4）

・(ｱ)構造用合板　「合板の日本農林規格」第６条「構造用合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	曲げ性能	防虫処理	単板の樹種名
・図示								
・								
・								

・(ｲ)化粧ばり構造用合板　「合板の日本農林規格」第７条「化粧ばり構造用合板」

部位	品名	厚さ	接着の程度	単板の樹種名
・図示				
・				
・				

・(ｳ)パーティクルボード　JIS A 5908（パーティクルボード）

項　　目	特記事項

部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・図示				
・				
・				

・(ｴ)構造用パネル　JAS 0360（構造用パネル）

部位	品名	厚さ
・図示		
・		
・		

5 接合金物・接合具等
（木仕 8.2.5）

・(1)（a）Z（軸組工法用）、C（枠組工法用）、x（CLT 工法用）マーク表示金物（承認金物）
（b）D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物
木造建築物用接合金物承認・認定制度

種類	記号	短期許容耐力（kN）	その他
・火打金物			
・筋交いプレート			
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。

・(1)(c)Z、C、x、D、S マーク以外の接合金物

種類	材質	寸法・形状等	備考
・			
・			

・直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合の鋼材の材質
・溶融亜鉛めっき鋼板製　　・ステンレス製

・表面処理　木仕 8.2.5(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓

・(2)(ｱ) 木だぼ
※図示
・樹種名及び長さ：

・(2)(ｲ) 鋼製だぼ
常時湿潤状態となるおそれのある部分に用いられる場合の表面処理 C 種（標仕 表 14.2.2）の適用箇所
※図示　　・

・(2)(ｳ) ラグスクリューだぼ
※Z マーク表示金物に適合し、使用環境 2 の区分のもの（Z マーク規格図一覧 参照）
・図示
・材質：
・寸法及び形状：
・表面処理　木仕 8.2.5(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓

・(3) ジャッキボルト
※図示
・寸法及び形状：
・ボルトの径、座金の大きさ及び厚さ：

・(4) 垂木用スライド金物
※図示
・寸法及び形状：
・接合方法：

項　　目	特記事項
	・(5)(ｲ)(a)③ 釘、木ねじ以外の接合具等 ※図示 ・材質、寸法及び形状： ・(5)(ｲ)(b)①　ボルト及びナット ※木仕 表 8.2.6 による　　・図示　　・ ・(5)(ｲ)(b)② アンカーボルト ※図示 ・材質、寸法等 ・(5)(ｲ)(b)③ 座金　（木仕 表 8.2.7　木仕 表 8.2.8） ※図示 ・材質： ・厚さ： ・寸法及び形状： ・座金の材種：・A 種　・B 種　・C 種　・D 種　・E 種　・F 種　・G 種 ・(5)(ｲ)(c)② 通しボルト ※M マーク表示金物に適合し、使用環境 2 の区分のもの（M マーク規格図一覧 参照） ・図示 ・呼び径： ・座金の種類： ・表面処理　木仕 8.2.5(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓ ・(5)(ｲ)(d) ラグスクリュー ※図示 ・材質： ・寸法及び形状等： ・(5)(ｲ)(e) ドリフトピン ※図示 ・材質： ・径・寸法等 ・表面処理　木仕 8.2.5(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓ ・(5)(ｲ)(f) 接着剤 床鳴り防止用接着剤の適用及び種類　JIS A 5550（床根太用接着剤） ※図示　　・ 接着剤 ※図示　　・
4 節　木材の加工	
6 丸太組壁用木材の断面加工 （木仕 8.4.2）	・(1)機械加工（木仕 図 8.4.1） ※図示 ・断面形状：　・(ｲ)　・(ﾛ)　・(ﾊ)　・(ﾆ) ・さね形状：　※図示　　・ ・見付高さ、重なり幅、部材幅： ・(2)手加工による断面加工 ※図示
7 丸太組壁用木材の交差部形状加工 （木仕 8.4.3）	・(1)交差部の位置及び形状 ※図示　　・ ・(2)交差部の補強方法 ※図示　　・ ・(3)手加工の場合の交差部のかみ合せの程度 ※図示　　・

項　　目	特記事項
8 丸太組壁用木材の孔あけ加工 （木仕 8.4.4）	・(1)丸太組壁用木材の孔あけ加工（孔あけ位置及び孔径） ※図示　・
9 丸太組壁用木材の表面仕上げ （木仕 8.4.5） （標仕 18.12.2）	・(1)表面の仕上げ程度 ・図示　・自動機械かんな仕上げ　・ ・(2)木材保護塗料塗（標仕 18.12.2） ・A 種　※B 種
10 丸太組壁以外に用いる木材の加工及び表面仕上げ （木仕 8.4.6） （標仕 18.12.2）	・(ｱ)(a)仕口及び継手の工法 ※図示　・ ・(ｲ)(a)ボルトの径に加える木部のボルト孔の大きさ ※木仕 表 8.4.4 による　・ ・(ｲ)(c)ドリフトピンの孔径 ※ピンと同径　・ ・(ｳ)表面の仕上げ 木仕 表 8.4.5（製材）　・A 種　・B 種　・C 種 木仕 表 8.4.6（構造用集成材）　・A 種　※B 種 木仕 表 8.4.7（丸太材）　・A 種　・B 種 手加工の場合　※図示　・ ・(ｴ)木材保護塗料塗（標仕 18.12.2） ・A 種　※B 種
11 丸太組壁用木材の継手加工及び継手の補強方法 （木仕 8.4.7）	・(2)継手の方法 ※図示　・目違い継ぎ、ひら金物釘打ち ・腰掛あり継ぎ、ボルト締め　・突付け継ぎ、雇いざね及びだぼ（又はボルト）の挿入
12 丸太組壁の端部及び開口部周囲の補強方法 （木仕 8.4.8）	・(2)補強材を入れて補強する場合 ※図示 ・樹種名： ・断面寸法： ・取付方法：
13 仮組立 （木仕 8.4.9）	・行う　・行わない
5 節　搬入及び建方	
14 アンカーボルトの設置等 （木仕 8.5.3）	・(1)埋め込み深さ　※図示　・ ・(2)保持及び埋込工法 木仕 表 8.5.1　・A 種　・B 種 ・(3)埋め込み位置の許容誤差 ※±5mm（JASS6　付則 6「鉄骨精度検査基準」付表 5「工事現場」(3)による） ・
15 基礎天端均しモルタルの仕上げ （木仕 8.5.4） （標仕 15.3.2）	・(ｲ,ｳ)材料 ※木仕 8.5.4(ｲ)による（容積比でセメント 1：砂 2）　・無収縮モルタル ・(ｴ)モルタルの厚さ ・図示　・
16 だぼの工法 （木仕 8.5.6）	・(1) (ｱ)木だぼ 本数及び間隔等：　※図示　・ ・(2) (ｱ)鋼製だぼ 本数及び間隔等：　※図示　・ ・(3) (ｱ)ラグスクリューだぼ ※図示 ・ラグスクリューの形状 ・寸法、本数、間隔 ・下孔に応じた座金の大きさ
17 通しボルトの工法	・(2)通しボルトの種類、径、本数、間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示　・

項　　目	特記事項
（木仕 8.5.7）	・(9)(ｲ)耐力壁の上端部及び中間部での締付け及び増締め ※図示　　・ ・(9)(ｳ)増締め時期〔(a)(b)(c)以外〕 ※図示　　・
18 ジャッキボルトの工法 （木仕 8.5.8）	・(2)(ｴ)増締め時期〔(ｱ)(ｲ)(ｳ)以外〕 ※図示　　・
19 垂木用スライド金物の工法 （木仕 8.5.9）	・(2)木ねじの径、長さ及び本数：※図示　　・ ・(2)釘の径、長さ及び本数：　※図示　　・
20 釘、木ねじ等の工法 （木仕 8.5.11）	・(1)部位ごとの釘、木ねじ等の種類及び間隔 ※図示　　・
21 各種ボルトの工法 （木仕 8.5.12）	・(1)ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示　　・
6 節 土台及び丸太組壁	
22 土台 （木仕 8.6.1）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 仕口及び継手の形状及び位置 ※図示　　・
23 火打土台 （木仕 8.6.2）	・(1)(2)　・木製の火打土台　　・鋼製の火打土台 ・(1)(ｱ)樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(1)(ｲ) 土台との仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示　　・ ・(3)火打土台を省略する場合の床組等 ・(ｱ)構造用面材の寸法及び厚さ ※図示　　・ ・(ｲ)構造用面材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｳ)さね加工を施した構造用合板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・
24 丸太組壁 （木仕 8.6.3）	・(2)丸太組壁の梁間方向と桁行方向の交差部の突き出し（図 8.6.2）が外壁面から 200mm 未満の場合の補強方法 ※図示　　・
7 節 小屋組	
25 施工一般 （木仕 8.7.1）	・(1)小屋組：　・垂木方式　　・束立方式　　・トラス方式 ・(2)小屋組と耐力壁等との接合金物 ・寸法：　※図示　　・ ・締め付ける壁材（図 8.7.1 参考）：　※図示　　・
26 小屋梁 （木仕 8.7.2）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 仕口及び継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(3) 丸太材の樹種名、末口寸法並びに仕口及び継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
27 小屋束 （木仕 8.7.3）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
28 登り梁 （木仕 8.7.4）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・

項　　目	特記事項
	・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
29 斜材 （木仕 8.7.5）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 上部及び下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
30 棟木・母屋 （木仕 8.7.6）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(3) 継手の位置、形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(4) Ｔ字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
31 桁行筋かい・振れ止め （木仕 8.7.7）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示　　・
32 垂木 （木仕 8.7.8）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示　　・ ・(3) 軒先部の留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(4) 継手の形状、留付け方法及び留め付け釘の種類 ※図示　　・
33 火打梁 （木仕 8.7.9）	・(ｱ)(ｲ) 小屋組の火打梁　　・木製　　・鋼製 ・(ｱ)(a) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｱ)(b) 梁と丸太組壁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
34 屋根野地 （木仕 8.7.10）	材料　※図示　　・ひき板　　・構造用合板　　・パーティクルボード　　・構造用パネル 厚さ ・(ｱ)(a) ひき板の樹種名：　※図示　　・ (b) 継手の形状：　※図示　　・ (c) 取付方法：　※図示　　・ ・(ｲ)(b) 構造用合板野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ・(ｳ)(b) パーティクルボード野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ・(ｴ)(b) 構造用パネル野地板の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・
8 節 床組	
35 大引 （木仕 8.8.1）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・ ・(3) 大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・
36 床束 （木仕 8.8.2）	・(1) 木製床束 ・(ｱ) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ) 上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(2) 鋼製床束の仕様及び設置方法 ※図示　　・ ・(3) 樹脂製床束の仕様及び設置方法

項　　目	特記事項
	※図示　　・
37 根太掛 （木仕 8.8.3）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示　　・
38 根太 （木仕 8.8.4）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 間隔 ※図示　　・ ・(3) 継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示　　・ ・(4) 梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(5) 床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示　　・
39 床梁 （木仕 8.8.5）	・(1) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(2) 仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・ ・(3) 継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
40 火打梁 （木仕 8.8.6） （木仕 8.7.9）	・(ｱ)(ｲ) 小屋組の火打梁　　・木製　　・鋼製 ・(ｱ)(a) 樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｱ)(b) 梁、胴差、桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示　　・
41 構造用面材による床組 （木仕 8.8.7）	・(ｱ) 床梁の樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｲ) 根太の樹種名、断面寸法 ※図示　　・ ・(ｳ) 面材の種類 ※図示　・構造用合板　・パーティクルボード　・構造用パネル ・(ｵ) 根太と床梁の上端高さが同じ場合 ・(a) 根太の間隔 ※図示　　・ ・(b) 床梁又は丸太組壁との接合部の根太の仕口の形状 留付け方法及び接合金物・接合具の種別 ※図示　　・ ・(d) 構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｶ) 根太と床梁の上端高さが異なる場合 ・(a) 根太の間隔 ※図示　　・ ・(b) 床梁等に直交する根太の仕口の形状、受材又は際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(c) 構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(ｷ) 根太を設けない床組とし、構造用面材を直接、床梁又は受材に留め付ける場合 ・(a) 構造用面材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示　　・ ・(b) さね加工を施した構造用合板への留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示　　・

項　　目	特記事項
9 節　丸太組壁と取合う造作工事	
42 一般事項 （木仕 8.9.1）	・丸太組壁用木材以外で構成された内装及び造作工事に用いる木材の樹種及び寸法 ※図示　　・
43 支柱 （木仕 8.9.2）	・(3) 支柱の上端部又は下端部に設けるジャッキボルトの寸法、形状及び材質 ※図示　　・
44 間仕切壁 （木仕 8.9.3）	・(ｵ) 収縮スペース両側の幕板に使用する木材の種別、樹種名及び寸法 ※図示　　・
45 内壁下地 （木仕 8.9.4）	・(ｲ) 内壁下地を支える胴縁受及び間柱の間隔 ※450 ㎜　　・図示　　・
46 階段 （木仕 8.9.7）	・(ｲ)階段の取付け（木仕 図 8.9.5） ・(ｲ)下部固定　　・(ﾛ)上部固定　　・(ﾊ)上部固定（下部調整材）
47 建具回り （木仕 8.9.9）	・屋外建具回りの断熱材の工法、種類及び形状 ※図示　　・ ・屋外建具回りの防水テープの工法、種類及び形状 ※図示　　・

9 章　ＣＬＴパネル工法工事

項　　目	特記事項
2 節　材料	
1　木材 （木仕 9.2.2）	・直交集成板 JAS 3079（直交集成板） 基準強度：告示第 1024 号第一第十九号　第二第十八号　第三第九号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）

部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法
・図示						
・						
・						

2　接合金物・接合具等 （木仕 9.2.3）	・(1)（a）Z（軸組工法用）、C（枠組工法用）、x（CLT 工法用）マーク表示金物（承認金物） （b）D（同等認定金物）、S（性能認定金物）マーク表示金物 木造建築物用接合金物承認・認定制度

種類	記号	短期許容耐力（kN）	その他
・			
・			
・			
・			
・			
・			

Z、C、x、D、S マーク表示金物に付属する接合具等も含む。

・(1)(c)Z、C、x、D、S マーク以外の接合金物

種類	材質	寸法・形状等	備考
・			
・			

・直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合の鋼材の材質
　・溶融亜鉛めっき鋼板製　　・ステンレス製
・表面処理　木仕 9.2.3(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓

3　釘及び木ねじ （木仕 9.2.3）	・(2)(1)①　釘　JIS A 5508（くぎ）

種類	材質	その他
・鉄丸くぎ	・表面処理された鉄 ・ステンレス	
・太め鉄丸くぎ	・表面処理された鉄 ・ステンレス	
・		

・(2)(1)②　木ねじ
JIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又は JIS B 1135（すりわり付き木ねじ）

種類	材質	その他
・十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・すりわり付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1135
・		

・(2)(1)③　釘・木ねじ以外の接合具

種類	材質	その他
・		
・		
・		

4　ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 （木仕 9.2.3）	・(2)(1)(b)①　ボルト及びナット 材料　※木仕 表 9.2.2 による ・図示　　・ 寸法　・図示　　・ 表面処理　木仕 9.2.3(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓

項　　目	特記事項
	・(2)(イ)(b)② アンカーボルト 材質、寸法等　・図示　・ ・(2)(イ)(b)③ 座金 材質　・図示　・ 厚さ、寸法　・図示　・ ・引張応力を受けるボルトの座金 木仕 表 9.2.3（　　） ・せん断応力を受けるボルトの座金 木仕 表 9.2.4（　　） 表面処理　木仕 9.2.3(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
5 ラグスクリュー (木仕 9.2.3) (木仕 9.5.12)	・(2)(イ)(c)　ラグスクリュー 表面処理　木仕 9.2.3(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
6 ドリフトピン (木仕 9.2.3) (木仕 9,5,13)	・(2)(イ)(d)　ドリフトピン 表面処理　木仕 9.2.3(1)(c)④　・㋐　・㋑　・㋒　・㋓
7 接着剤 (木仕 9.2.3)	・床鳴り防止用接着剤 接着剤の種類　JIS A 5550（床根太用接着剤） 種類（　　） ・接着剤による接合 接着剤の種類（　　） ・接着剤を併用した接合 接着剤の種類（　　）
4 節　木材の加工	
8 孔あけ加工 (木仕 9.4.4)	・(1)ボルト孔の径 ※木仕 表 9.4.1 による ・　図示　・ ・(3)ドリフトピンの穴径 ※ピン径と同径　・図示　・
9 表面の仕上げ (木仕 9.4.5) (標仕 18.12.2)	CLT パネルの表面の仕上げの程度 木仕 表 9.4.2　※A 種　・B 種 ・木材保護塗料塗（JASS 18 M-307） 標仕 表 18.12.1 による 施工箇所　・図示による　・ 種別　・A 種　※B 種
5 節　搬入及び建方	
10 アンカーボルトの設置等 (木仕 9.5.3)	・埋め込み深さ　※図示　・ ・保持及び埋込工法 木仕 表 9.5.1　・A 種　・B 種 ・埋め込み位置の許容誤差 ※±5mm（JASS6　付則 6「鉄骨精度検査基準」付表 5「工事現場」(3)による） ・
11 基礎天端均しモルタル (木仕 9.5.4)	・材料 ※木仕 9.5.4(イ)による　・無収縮モルタル ・モルタルの厚さ

項　　目	特記事項
(標仕 15.3.2)	・図示　　・
12 建方精度 (木仕 9.5.7)	建入れ直し後の建方精度の許容値 ※水平垂直の誤差の範囲 1/1,000 以下　　・図示　　・
13 接合部の工法 (木仕 9.5.8)	構造材を接合する釘及び木ねじの種類、本数及び間隔 ※図示　　・
14 接合金物の工法 (木仕 9.5.9)	構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示　　・
15 釘、木ねじ等の工法 (木仕 9.5.10)	※部位ごとの釘、木ねじ等の種類及び間隔 ※図示　　・ ・構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ※図示　　・隠し釘打ち　　・釘頭埋め木　　・つぶし頭釘打ち　　・釘頭現し
16 各種ボルトの工法 (木仕 9.5.11)	※ボルトの種類、径、本数及び間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示　　・ ・構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示　　・
6 節　軸組	
17 土台 (木仕 9.6.1)	・(1)樹種名：　※図示　　・ ・(1)断面寸法：※図示　　・ ・(2)仕口の形状及び位置；　※図示　　・ ・(2)継手の形状及び位置：　※図示　　・
7 節　小屋組	
18 CLT パネルによる小屋組 (木仕 9.7.1)	・(ｱ)樹種名：　※図示　　・ ・(ｱ)断面寸法：※図示　　・ ・(ｱ)構成：　※図示　　・ ・(ｱ)仕様：　※図示　　・ ・(ｲ)小屋組と壁組との緊結方法：　※図示　　・
8 節　床組	
19 CLT パネルによる床組 (木仕 9.8.1)	・(ｱ)樹種名：　※図示　　・ ・(ｱ)断面寸法：※図示　　・ ・(ｱ)構成：　※図示　　・ ・(ｱ)仕様：　※図示　　・ ・(ｳ)床と壁組との緊結方法：　※図示　　・
9 節　壁組	
20 CLT パネルによる壁組 (木仕 9.9.1)	・(ｱ)樹種名：　※図示　　・ ・(ｱ)断面寸法：※図示　　・ ・(ｱ)構成：　※図示　　・ ・(ｱ)仕様：　※図示　　・ ・(ｲ)壁組と床組との緊結方法：　※図示　　・ ・(ｳ)ＣＬＴパネルを現しで使用する場合の接合部の処理 ※図示　　・

10 章　木工事

項　　目	特記事項
1 節　共通事項	
1　一般事項	※木材の利用にあたっては、「神戸市の建築物等における建築物等における木材利用の促進に関する方針」及び同方針に基づき定める「神戸市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針」に配慮し、地域産木材の積極的な活用に努めること。 ※木材利用を指定されている部分について、現場条件等により維持管理上、指定された条件以上の配慮が必要な場合は、監督員と協議を行うこと。 「地域産木材」とは、兵庫県内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいい、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものをいう。 「県産木材」とは、兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成 29 年 6月12日兵庫県条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。 「神戸市産木材」とは、神戸市内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいう。なお、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものとする。
2　表面の仕上げ （木仕 10.1.3）	・機械加工　木仕 表 10.1.1 適用箇所： 種別：　・A 種　　・B 種　　・C 種 ・手加工　木仕 表 10.1.2 内部造作材：　・H-A 種　※H-B 種　・H-C 種 外部造作材：　・H-A 種　※H-B 種　・H-C 種 下　地　材：　・H-A 種　・H-B 種　※H-C 種
2 節　材料	
3　木材の産地	下表使用箇所について、杉・桧は　　県産木材を原則とし、その他の樹種は国産木材（地域産木材が望ましい。）を使用すること。 使用箇所 ／ 樹種 ／ 産地 ・ ／ ・杉　・桧　・ ／ ※県産木材　・国産材 ・ ／ ／ ・県産木材　・国産材 神戸市産木材の活用 木材の利用において JAS 材等の品質や性能等の指定のある部分を除き、神戸市産木材の調達が可能な場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
4　施工一般 （木仕 10.2.1）	木材の含水率　木仕 表 10.2.1 下地材：　※A 種（15%以下）　・B 種（20%以下） 造作材：　※A 種（15%以下）　・B 種（18%以下）
5　木材 （木仕 10.2.2）	・(1)(ｱ)JAS 1083(製材)に基づく製材 ・(a)下地用製材 JAS 1083-5（製材 - 第 5 部：下地用製材） 部位 ／ 樹種名 ／ 等級 ／ 寸法（mm） ／ 含水率 ／ 保存処理 ・図示 ／ ／ ／ ／ ／ ／ ・ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ・ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ・(b)造作用製材 JAS 1083-2（製材 第 2 部：造作用製材） 部位 ／ 樹種名 ／ 等級 ／ 寸法（mm） ／ 含水率 ／ 保存処理 ・図示 ／ ／ ／ ／ ／ ／ ・ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ・ ／ ／ ／ ／ ／ ／ ・(c)広葉樹製材 JAS 1083-6（製材 - 第 6 部：広葉樹製材）

項　目	特記事項

部位	樹種名	等級	寸法（㎜）	含水率	保存処理
・図示					
・					
・					

・(1)(ｲ)JAS 1083(製材)以外の製材

(a)下地に用いる針葉樹製材

部位	樹種名	寸法	材面の品質	乾燥処理	防虫処理	難燃処理	含水率
・図示							
・							
・							

(b)造作及び仕上げに用いる針葉樹製材

部位	樹種名	寸法	材面の品質	乾燥処理	防虫処理	難燃処理	含水率
・図示							
・							
・							

(c)造作及び仕上げに用いる広葉樹製材

部位	樹種名	寸法	材面の品質	乾燥処理	防虫処理	含水率
・図示						
・						
・						

・(2)(ｱ)「集成材の日本農林規格」に基づく造作用集成材等

・(a)造作用集成材

「集成材の日本農林規格」第３条「造作用集成材の規格」

部位	品名	樹種名	見付け材面	寸法（㎜）	見付け材面の品質
・図示					
・					
・					

・(b)化粧ばり造作用集成材

「集成材の日本農林規格」第４条「化粧ばり造作用集成材の規格」

部位	樹種名	寸法（㎜）	材面の品質	乾燥処理	防虫処理	含水率
・図示						
・						
・						

・(c)化粧ばり構造用集成柱

「集成材の日本農林規格」第６条「化粧ばり構造用集成柱の規格」

部位	品名	樹種名(芯材・化粧薄板)	寸法（㎜）	化粧薄板の厚さ	見付け材面
・図示					
・					
・					

・(2)(ｲ)　(ｱ)以外の造作用集成材等

・(a)造作用集成材

部位	樹種名	寸法（㎜）	見付け材面の品質	含水率
・図示				※15#以下 ・
・				

・(b)化粧ばり造作用集成材

部位	樹種名 (芯材・化粧薄板)	寸法（㎜）	見付け材面の品質	化粧薄板の厚さ	含水率

項　目	特記事項

・図示					※15#以下 ・
・					

・(c)化粧ばり構造用集成柱

部位	樹種名 (芯材・化粧薄板)	寸法（㎜）	見付け材面の品質	化粧薄板の厚さ	含水率
・図示					※15#以下 ・
・					

・(3)(ｱ) JAS 0701(単板積層材)に規定する「造作用単板積層材」

部位	品名	寸法（㎜）	表面の品質	防虫処理
・図示				
・				

・(3)(ｲ)　(ｱ)以外の造作用単板積層材

部位	寸法（㎜）	表面の品質	防虫処理	含水率	防虫処理
・図示					
・					

・(4)直交集成材
JAS 3079（直交集成板）

部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法
・図示						
・						

6　合板等
（木仕 10.2.3）

・(ｱ)(a)下地用合板（普通合板）
「合板の日本農林規格」第４条「普通合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名
・図示					
・					
・					

・(ｱ)(b)下地用合板（構造用合板）
「合板の日本農林規格」第６条「構造用合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理
・図示							
・							
・							

・(ｲ)化粧ばり構造用合板
「合板の日本農林規格」第７条「化粧ばり構造用合板」

部位	品名	厚さ	単板の樹種名	接着の程度
・図示				
・				
・				

・(ｳ)天然木化粧合板
「合板の日本農林規格」第８条「天然木化粧合板の規格」

部位	厚さ	接着の程度	化粧材に使用する単板の樹種名
・図示			
・			
・			

・(ｴ)特殊加工化粧合板
「合板の日本農林規格」第９条　「特殊加工化粧合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	表面性能	単板の樹種名	化粧加工の方法
・図示						

項　　目	特記事項

・						
・						

・(ｵ)パーティクルボード　　JIS A 5908 (パーティクルボード)

部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・図示				
・				
・				

・(ｶ)構造用パネル　　JAS 0360（構造用パネル）

部位	品名	厚さ
・図示		
・		
・		

・(ｷ)ミディアム デンシティファイバー ボード(ＭＤＦ)　JIS A 5905（繊維板）

部位	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	難燃性	厚さ
・図示					
・					
・					

7 接合具等
（木仕 10.2.4）

・(1)(ｲ)釘（JIS A 5508 以外）

種類	材質	その他
・図示		
・		
・		

・(1)(ｳ)釘打ち工法
　・下張り材に対する釘の打込み本数　※図示　・
　・斜めに打ち込む場所　※図示　・
　・造作材化粧面の釘打ち
　　※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し

・(2)(ｱ)木ねじ〔JIS B 1112（十字穴付き木ねじ）、JIS B 1135（すりわり付き木ねじ）以外の木ねじ〕
　※図示　・

3 節　耐候性・防虫処理

8 耐候性処理
（木仕 10.3.1）
（標仕 18.12.2）

・木材保護塗料塗
　標仕 表 18.12.1 による
　　施工箇所　・図示による　・
　　種別　・Ａ種　・Ｂ種

9 防虫処理
（木仕 10.3.2）

・防虫処理
　※図示　・
　ラワン及びならを使用する場合の JAS 1083-6(製材‐第６部：広葉樹製材)による保存処理の性能区分Ｋ１の処理

4 節　屋根回り

10 軒先・けらば回り
（木仕 10.4.1）

・(1)鼻隠
　(ｱ)樹種名及び寸法：　※図示　・
・(2)破風板
　(ｱ)樹種名及び寸法：　※図示　・
・(3)広小舞・登りよど
　(ｱ)樹種名及び寸法：　※図示　・
・(4)面戸板
　(ｱ)樹種名及び寸法：　※図示　・

11 屋根下地
（木仕 10.4.2）

・(1)瓦棒葺屋根用心木
　心木材の樹種名及び寸法：　※図示　・
・(2) 屋根通気下地

項　　目	特記事項
	・(b)樹種名及び寸法：　※図示　　・ ・(e)断熱材 【木仕表 20.1.1[断熱材の種類]の JIS A 9521(建築用断熱材)の発泡プラスチック断熱材】 種類：　※図示　　・ 厚さ：　※図示　　・ ・(f)通気垂木に留め付ける下地用合板 種類：　※図示　　・ 厚さ：　※図示　　・
12 軒天井下地 (木仕 10.4.3)	・(1) 野縁受けの樹種名及び寸法：　※図示　　・ 野縁の樹種名及び寸法　　：　※図示　　・ 下地板の樹種名及び寸法　：　※図示　　・
5 節　外部開口部回り	
13 アルミニウム製建具、樹脂製建具及び木製建具回り (木仕 10.5.1)	・(1)窓及び出入口の取付け下地材及び受材 樹種名及び寸法：　※図示　　・
14 外部出入口木製建具回り木製枠 (木仕 10.5.2)	・(1)枠材 樹種名及び寸法：　※図示　　・ ・(3)下枠 ・(ｱ)SUS 製（厚 2 ㎜以上） 寸法及び形状：　※図示　　・ ・(ｲ)花こう岩（厚 40 ㎜以上） 寸法及び形状：　※図示　　・
15 外部額縁 (木仕 10.5.3)	・(1)額縁材 樹種名及び寸法：　※図示　　・
6 節　内部開口部回り	
16 内部出入口木製建具回り木製枠 (木仕 10.6.1)	・(1)枠材 樹種名及び寸法：　※図示　　・
17 内部窓回り (木仕 10.6.2)	・(1)窓枠材 樹種名及び寸法：　※図示　　・
7 節　内部床回り	
18 内部床下地 (木仕 10.7.1)	・(1)(ｱ)　10.2.3(ｱ)(a)下地用合板（普通合板） 「合板の日本農林規格」第４条「普通合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名
・図示		12 ㎜			
・					
・					

・(1)(ｱ)　10.2.3(ｱ)(b)下地用合板（構造用合板）
「合板の日本農林規格」第６条「構造用合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理
・図示		12 ㎜					
・							
・							

・(1)(ｲ)　パーティクルボード　JIS A 5908 (パーティクルボード)

部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ
・図示				
・				
・				

・(2)構造用合板の上に仕上げ用下地用床板を設ける場合
・10.2.3(ｱ)(a)下地用合板（普通合板）

項　　目	特記事項

「合板の日本農林規格」第４条「普通合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名
・図示					
・					
・					

・10.2.3(ｱ)(b) 下地用合板（構造用合板）
「合板の日本農林規格」第６条「構造用合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理
・図示							
・							
・							

19 内部床板張り（木仕 10.7.2）

・(1) 床板に使用する製材
　樹種名、寸法及び厚さ：　※図示　　・

20 上がりがまち（木仕 10.7.3）

・(1) 上がりがまち材
　樹種名、寸法及び厚さ：※図示　　・

８節　外壁回り

21 外壁下地材料（木仕 10.8.1）

・(1)胴縁
　樹種名、寸法及び間隔：　※図示　　・
　胴縁の防腐・防蟻処理：　※図示　　・

・(2)(ｱ)ラス下地板
　樹種名：　※図示　　・
　寸　法：　※厚さ 12 ㎜、幅 75 ㎜　　・図示　　・
　防腐・防蟻処理：　※図示　　・
　釘の種類と寸法：　※図示　　・

・(2)(ｲ)下地用合板
　・10.2.3(ｱ)(a) 下地用合板（普通合板）
　「合板の日本農林規格」第４条「普通合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名
・図示					
・					
・					

　・10.2.3(ｱ)(b) 下地用合板（構造用合板）
　「合板の日本農林規格」第６条「構造用合板の規格」

部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理
・図示							
・							
・							

　・防腐・防蟻処理：　※図示　　・
　・釘の種類と寸法留付け間隔：　※図示　　・

・(2)(ｳ)通気胴縁
　樹種名：　※杉　　・図示　　・
　寸法（一般部）：　※厚さ 18 ㎜、幅 45 ㎜　　・図示　　・
　寸法（継目・出隅・入隅等）：　※厚さ 18 ㎜、幅 90 ㎜　　・図示　　・
　防腐・防蟻処理：　※図示　　・

・(2)(ｴ)通気金物
　材質、形状及び寸法：　※図示　　・

22 外壁通気構法下地（木仕 10.8.2）

・(ｳ)(c)通気胴縁の外壁荷重が大きい場合
　接合具と留付け間隔：　※図示　　・
・(ｳ)（ｉ）横通気胴縁工法
　胴縁の間隔：　※図示　　・
・(ｵ)通気胴縁以降の下地
　※図示　　・

項　　目	特記事項
23 外壁板張り （木仕 10.8.3）	・(1)押縁下見板張り(ささら子下見板張り) 下見板の樹種名、寸法：　※図示　・ 押縁の樹種名、寸法：　※図示　・ ・(2)南京下見板張り（よろい下見板張り） 下見板の樹種名、寸法：　※図示　・ ・(3)横羽目板張り及び縦羽目板張り 羽目板の樹種名及び寸法：※図示　・ ・(4)目板付縦羽目板張り 目板の樹種名及び寸法：　※図示　・ 羽目板の樹種名及び寸法：※図示　・ ・(5)敷目板張り 敷目板の樹種名及び寸法：※図示　・
24 外壁造作 （木仕 10.8.4）	・(1)付け土台 樹種名及び寸法：　※図示　・ ・(2)雨押え 樹種名及び寸法：　※図示　・ ・(3)見切り縁、笠木、外部回り縁 樹種名及び寸法：　※図示　・
25 ひさし （木仕 10.8.5）	・(1)陸ひさし 樹種名及び寸法：　※図示　・ ・(2)霜除けひさし 樹種名及び寸法：　※図示　・ 持送り板の形　：　※図示　・ ・(3)腕木ひさし（しころひさし） 樹種名及び寸法：　※図示　・ えぶり板の操型：　※図示　・
9 節　内部壁	
26 内壁下地 （木仕 10.9.1）	木下地の胴縁 樹種名、寸法及び間隔：　※図示　・
27 内壁板張り （木仕 10.9.2）	・(1)横羽目板張り及び縦羽目板張り 羽目板 樹種名及び寸法：　※図示　・ ・(2)目板付縦羽目板張り 目板 樹種名及び寸法：　※図示　・ 羽目板 樹種名及び寸法：　※図示　・ ・(3)敷目板張り 敷目板 樹種名及び寸法：　※図示　・
28 内部造作 （木仕 10.9.3）	・(1)幅木 樹種名及び寸法：　※図示　・ ・(2)廻り縁 樹種名及び寸法：　※図示　・
29 天井下地 （木仕 10.9.4）	・(1)吊木受け及び吊木 樹種名及び寸法：　※図示　・ ・(2)野縁、野縁受け及び板野縁 樹種名及び寸法：　※図示　・
30 天井板張り （木仕 10.9.5）	・(1)敷目天井板張り 敷目板の樹種名及び寸法：　※図示　・ ・(2)打上げ天井板張り 天井板の樹種名及び寸法：　※図示　・
10 節　和室の造作	
31 柱	・(1)柱の樹種名及び寸法：　※図示　・

項　　目	特記事項
（木仕 10.10.1）	・(2)背割不要処理の製材の使用：　※図示　　・
32 開口部回り （木仕 10.10.2）	・(1)敷居、かもい等 樹種名及び寸法：　※図示　　・
33 壁回り （木仕 10.10.3）	・(ｱ)壁回り 樹種名及び寸法：　※図示　　・
34 床回り （木仕 10.10.4）	・(1)畳下地板 樹種名、寸法及び厚さ：　※図示　　・ ・(2)畳寄せ 樹種名、寸法及び厚さ：　※図示　　・
35 天井回り （木仕 10.10.5）	・(ｱ)竿縁天井板張り 樹種名及び寸法：　※図示　　・ ・(ｲ)格縁天井板張り 樹種名及び寸法：　※図示　　・
36 押し入れ回り （木仕 10.10.6）	・敷居、天袋敷居、中かもい、かもい　（木仕 10.10.2）による 樹種名及び寸法：　※図示　　・ ・壁下地　（木仕 10.9.1）による 樹種名、寸法及び間隔：　※図示　　・ ・天井下地　（木仕 10.9.4）による ・(1)吊木受け及び吊木 樹種名及び寸法：　※図示　　・ ・(2)野縁、野縁受け及び板野縁 樹種名及び寸法：　※図示　　・ ・床下地　（木仕 10.10.4）による ・(1)畳下地板 樹種名、寸法及び厚さ：　※図示　　・ ・(2)畳寄せ 樹種名、寸法及び厚さ：　※図示　　・
37 床の間回り （木仕 10.10.7）	・(1)床の間 樹種名及び寸法：　※図示　　・ ・(2)床脇棚 樹種名及び寸法：　※図示　　・

11 章　防水工事

項　　目	特記事項
2 節　FRP 系塗膜防水	
1　一般事項	・保証書の提出と保証年限

	保証書提出工事	保　証　箇　所	保　証　年　限
・	FRP 系塗膜防水		・10 年　・ 5 年　・　年

保証書（請負人、材料製造所、防水施工者の連帯保証）は各２通提出すること。
防水施工者は、防水材料製造所指定の施工者とし、監督員の承諾を受ける。

2　材料
（木仕 11.2.2）

・(5)ルーフドレン
※図示　・ＦＲＰ系塗膜防水用ルーフドレン　・鋳鉄製

3　施工
（木仕 11.2.4）

・(2)下地の構造
・(ｲ)根太掛、(ｳ)根太

部位	樹種名	寸法	防腐処理	防蟻処理	防虫処理
・図示					
・根太掛					－
・根太					

・(ｴ)下地合板

部位	厚さ	防虫処理	表板の樹種
・図示			
・構造用合板	※12 ㎜　・		
・下地用合板	※12 ㎜　・		

・(ｵ)釘　JIS A 5508（くぎ）
・(ｶ)木ねじ　JIS B 1112（十字穴付き木ねじ）
留付け間隔
・釘　：　※150 ㎜程度　・図示　・
・木ねじ：　※150 ㎜程度　・図示　・

・(ｷ)下地合板の上の防火板
防火板の種類　※ケイ酸カルシウム板厚さ 10mm　・図示　・

・(3)防水層の下地
(ｳ)平場の勾配
※1/100 以上　・図示　・
・(8)防水端部の処理
(ｴ)水切り金物、外壁材及び透湿防水シートと防水層との取合い
※図示　・
・(9)水張り試験：・行う　※行わない
試験箇所：※図示
試験方法
※ドレイン廻りをルーフィング類やウエス類で仮のふたをして、防水層の立上り端部を越えない様に水を張り、24 時間以上そのままにしておいた後、周辺や階下への漏れの有無を確認する。

3 節　シーリング

4　材料
（木仕 11.3.2）
5　目地寸法
（木仕 11.3.3）

※(1)シーリング材　JIS A 5758 (建築用シーリング材)
・(2)種類（木仕 表 11.3.1）及び施工箇所
・(木仕 11.3.3)（1）

施工箇所	シーリング材の種類	目地寸法(㎜)	保証年限
・コンクリート打継ぎ目地			年
・ひび割れ誘発目地			年
・ガラス回り			年
・サッシ廻り			年
・金属製パネル			年
・水回り			年
・			年

項　　目	特記事項
6 シーリング材の試験 （木仕 11.3.5）	・(2)シーリング材の試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験　JIS A 1439 (建築用シーリング材の試験方法)
4 節　透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルトフェルト工事	
7 材料 （木仕 11.4.2）	・(2)(ｱ)両面粘着防水テープの幅 ※50 ㎜以上　　・
8 施工 （木仕 11.4.3）	・(2)(ｹ)バルコニー手摺り 工法：　※図示　　・ ・(2)(ｹ)⑤手すり壁の笠木 固定方法、形状及び仕上げ：　※図示　　・
5 節　ケイ酸質系塗布防水	
9 防水層の種別及び工程 （木仕 11.5.1） （標仕 9.6.1～4）	・種別（標仕 9.6.3） 種別　　・C－SUI　　・C－SUP 適用部位 ※図示　　・
9 施工 （木仕 11.5.1） （標仕 9.6.1～4）	（標仕 9.6.4）施工 ・(2)(ｱ)防水層下地のコンクリートの打継ぎ箇所の処理 ※幅 30mm 及び深さ 30mm 程度の目地棒 ・図示 ・(2)(ｴ)の下地処理 ※図示　　・

12 章　石工事

項　　目	特記事項
1 節　共通事項	
1　施工一般 (標仕 10.1.3)	・(1)石材の割付け ※図示　　・
2 節　材料	
2　石材 (標仕 10.2.1) (標仕 10.3.2) (標仕 10.4.2) (標仕 10.5.2) (標仕 10.6.2) (標仕 10.6.3) (標仕 10.7.2) (標仕 10.7.3)	・(1)天然石 ・(ｱ)石の種類 ・(ｲ)石材の形状、寸法 ・(ｳ)石材の表面仕上げ（標仕 表 10.2.1 及び標仕表 10.2.2） ・(2)テラゾ　JIS A 5411 (テラゾ) ・(ｲ)種石の種類と大きさ ・(ｳ)(a)テラゾブロックの形状、仕上げ、寸法 ・(ｳ)(b)テラゾタイルの寸法 ・(ｴ)表面仕上げ（標仕 表 10.2.2）

種類	産地・名称	形状・寸法	表面仕上げ	施工箇所
・				
・				
・				
・				

種石の種類	種石の大きさ	形状・寸法	仕上げ面	施工箇所
・大理石の類	12 ㎜以下			
・花こう岩の類	6 ㎜以下			
・				

3　取付け金物 (標仕 10.2.2)	・(1)外壁湿式工法及び内壁空積工法用金物 ・(ｲ)　受金物の材質、形状及び寸法 ※標仕 10.2.2(1)(ｲ)による　　・図示　　・ ・(2)外壁乾式工法用金物 金物の種類、形状、寸法等 ※標仕 表 10.2.4（・スライド工法　　・ロッキング工法）　・図示　　・ ・(3)特殊部位用金物 ・(ｱ)引金物、だぼ、かすがい ※標仕 表 10.2.3 による　　・図示　　・ ・(ｲ)特殊部位に使用するファスナー ※図示　　・ ・(4)アンカー ・(ｱ)外壁湿式工法及び内壁空積工法 材質：　※SS400　　・図示　　・ 寸法：　※図示　　・ ・(ｲ)外壁乾式工法 材質：　※SUS304　・図示　　・ 寸法：　※図示　　・ ・(5)あと施工アンカー 材質：　※図示　　・ 寸法：　※図示　　・ ・(6)(1)～(5)以外のアンカー 形状：　※図示　　・ 寸法：　※図示　　・
4　その他の材料 (標仕 10.2.3)	・(1)セメントモルタル ・(ｴ)取付け用モルタル ※専門工事業者の指定する製品　　・図示　　・ ・(ｵ)既調合の目地用モルタル ※専門工事業者の指定する製品　　・図示　　・

項　　目	特記事項
	・(2)浸透性吸水防止剤 ※専門工事業者の指定する製品　・図示　・ ・(3)石裏処理材 ※専門工事業者の指定する製品　・図示　・ ・(4)裏打ち処理材 ※専門工事業者の指定する製品　・図示　・ ・(6)外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質 ※図示　・ ・(7)金物の固定に使用する充填材料等 ※専門工事業者の指定する製品　・図示　・
3 節　外壁湿式工法	
5 材料 (標仕 10.3.2) 6 施工 (標仕 10.3.3)	・材料（標仕 10.3.2） ・(1)石材の厚さ(25 ㎜以上)　※図示　・ ・(2)(ｳ)石裏面処理、裏打ち処理　※下表　・図示　・ ・施工（標仕 10.3.3） ・(2)(ｱ)下地ごしらえ　※下表　・図示

施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ
・	※行わない ・行う	※行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・
・	※行わない ・行う	※行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・

・施工（標仕 10.3.3）(5)目地　※下表　・図示

施工箇所	種類	寸法	材料
・	・一般目地 ・伸縮調整目地	幅　： 深さ：	・セメントモルタル ・シーリング材
・	・一般目地 ・伸縮調整目地	幅　： 深さ：	・セメントモルタル ・シーリング材

4 節　内壁空積工法	
7 材料 (標仕 10.4.2) 8 施工 (標仕 10.4.3)	・材料（標仕 10.4.2） ・(1)石材の厚さ（20 ㎜以上）　※図示　・ ・施工（標仕 10.4.3） ・(2)(ｱ)下地ごしらえ　※下表　・図示　・

施工箇所	下地ごしらえ
・	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法
・	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法

・施工（標仕 10.4.3）(5)目地

施工箇所	種類	寸法	材料
・	・一般目地 ・伸縮調整目地	幅　： 深さ：	・セメントモルタル ・シーリング材
・	・一般目地 ・伸縮調整目地	幅　： 深さ：	・セメントモルタル ・シーリング材

・(5)(a)伸縮調整目地の位置：※図示　・

5 節　外壁乾式工法	
9 材料 (標仕 10.5.2) 10 施工 (標仕 10.5.3)	・材料（標仕 10.5.2） ・(1)石材の厚さ（30 ㎜以上）　※図示　・ ・(2)石材の加工 ・(ｱ)ダボ用の穴位置　※下表　・図示　・ ・(ｲ)裏打ち処理　※下表　・図示　・ ・施工（標仕 10.5.3） ・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>施工箇所</th><th>裏打ち処理</th><th>だぼ穴位置</th><th>風圧力に対応した工法</th></tr>
<tr><td>・</td><td>※行わない
・行う</td><td>※標仕 10.5.2(2)(ｱ)
・図示</td><td>※図示
・</td></tr>
<tr><td>・</td><td>※行わない
・行う</td><td>※標仕 10.5.2(2)(ｱ)
・図示</td><td>※図示
・</td></tr>
</table>
・施工（標仕 10.5.3　）(6)目地
<table>
<tr><th>施工箇所</th><th>寸法</th><th>材料</th></tr>
<tr><td>・</td><td>幅　：※8 ㎜以上　・
深さ：※8 ㎜以上　・</td><td>※シーリング材
・</td></tr>
<tr><td>・</td><td>幅　：※8 ㎜以上　・
深さ：※8 ㎜以上　・</td><td>※シーリング材
・</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">6 節　床及び階段の石張り</td></tr>
<tr><td>11 床の石張り
（標仕 10.6.2）</td><td>・(1)材料
・(ｱ)石材の厚さ　※図示　・
・(ｲ)浸透性吸水防止剤　※図示　・
石裏面処理　※図示　・
裏打ち処理　※図示　・
・(5)目地
・(ｱ)一般目地の目地幅
屋外：　※図示　・
屋内：　※図示　・
・(ｲ)伸縮調整目地の目地の位置
※標仕 10.6.2(ｲ)(a)による　・図示　・</td></tr>
<tr><td>12 階段の石張り
（標仕 10.6.3）</td><td>・(1)材料
・(ｱ)石材の厚さ　※図示　・
・(ｳ)石裏面処理　※図示　・</td></tr>
<tr><td colspan="2">7 節　特殊部位の石張り</td></tr>
<tr><td>13 笠木、甲板等の石張り
（標仕 10.7.2）</td><td>・(1)取付け工法　※図示　・湿式工法　・乾式工法
・(2)(ｳ)石裏面処理　・行う　・行わない
・(3)(ｲ)乾式工法の取付け代
※標仕 10.5.3(2)による　・図示　・
・(5)(ｲ)石材の取付け 乾式工法の場合の石裏面の補強用モルタル
・行う　・行わない</td></tr>
<tr><td>14 隔て板
（標仕 10.7.3）</td><td>・(1) 材料
・(ｱ)石材の厚さ　※40 ㎜　・図示　・</td></tr>
</table>

13 章　タイル工事

項　　目	特記事項
1 節　共通事項	
1　伸縮調整目地及び ひび割れ誘発目地 (標仕 11.1.3)	・(1)位置及び寸法 ※標仕 表 11.1.1 による　・図示　・ 注）下地のひび割れ誘発目地、打継ぎ目地及び構造スリットの位置並びに他部材との取合い部には、伸縮調整目地を設ける。
2　見本焼、試験施工 (標仕 11.1.4)	・(1)見本焼き：　・行う　・行わない ・(2)試験張り：　・行う　・行わない
2 節　セメントモルタルによるタイル張り	
3　材料 (標仕 11.2.2)	・(1)(ｱ)タイルの品質、(ｲ)色　JIS A 5209 (セラミックタイル)

施工箇所	形状・寸法	用途による区分	うわぐすり	吸水率	耐凍害性	耐滑り性	色
		・	・施ゆう ・無ゆう	・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・Ⅲ類	・有 ・無	・有 ・無	・標準色 ・特注色
		・	・ ・	・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		・	・ ・	・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

・(2)役物
使用箇所
・出隅　・入隅　・幅木　・まぐさ　・窓台
製造方法　・接着成型品　※一体成型品

4　張付け用材料等 (標仕 11.2.3)	・(3)既調合モルタル ※図示　・使用する　・使用しない
5　施工 (標仕 11.2.6)	・(1)(ｱ)(ｲ)下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法 ※図示　・MCR 工法　・目荒し工法（高圧水洗） ・(3)壁タイル張りの工法　標仕 表 11.2.3

タイルの種類	工　　法
内外装タイル	・密着張り ・改良圧着張り
内装タイル以外の ユニットタイル	・マスク張り ・モザイクタイル張り

3 節　有機系接着剤によるタイル張り	
6　材料 (標仕 11.3.2)	・(1) (ｱ)タイルの品質、(ｲ)色　JIS A 5209 (セラミックタイル)

施工箇所	形状・寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり	吸水率	耐凍害性	耐滑り性	色
		・	・施ゆう ・無ゆう	・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・Ⅲ類	・有 ・無	・有 ・無	・標準 ・特注
		・	・ ・	・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
		・	・ ・	・ ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

・(2)役物
使用箇所
・出隅　・入隅　・幅木　・まぐさ　・窓台
製造方法　・接着成型品　※一体成型品

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>7 張付け用材料
(標仕 11.3.3)</td><td>・(1)有機系接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　　・
JIS A 5548 (セラミックタイル張り内装用有機系接着剤)
・(2)外装タイルの目地詰め
・行う　・行わない
JIS A 5557 (外装タイル張り用有機系接着剤)</td></tr>
<tr><td>8 シーリング材
(標仕 11.3.4)</td><td>・シーリング材の種類　JIS A 5758 (建築用シーリング材)
※図示　・
<table>
<tr><th>目地の種類</th><th>シーリング材の種類</th></tr>
<tr><td>打ち継ぎ目地</td><td>※ポリウレタン系　・</td></tr>
<tr><td>ひび割れ誘発目地</td><td>※ポリウレタン系　・</td></tr>
<tr><td>伸縮調整目地</td><td>※変性シリコーン系　・</td></tr>
<tr><td>その他の目地</td><td>※変性シリコーン系　・</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>9 施工
(標仕 11.3.5)</td><td>・(1)(ｱ)(ｲ)下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法
※図示　・MCR 工法　・目荒し工法（高圧水洗）
・(2)壁タイル張り 標仕 表 11.3.2
<table>
<tr><th>タイルの種類</th><th>工　　法</th><th>張付け用材料</th></tr>
<tr><td>・内装タイル</td><td>内装タイル接着剤張り</td><td>JIS A 5548</td></tr>
<tr><td>・外装タイル</td><td>外装タイル接着剤張り</td><td>JIS A 5557</td></tr>
<tr><td>・内装タイル以外のユニットタイル</td><td>外装タイル接着剤張り</td><td>JIS A 5557</td></tr>
</table>
・(2)(b)外装タイルの目地詰め
※「7 張付け用材料」(2)外装タイルの目地詰めによる</td></tr>
</table>

14 章　屋根及びとい工事

項　　目	特記事項
2 節　下地及び下葺き	
1 材料 （木仕 14.2.2）	・(2)下葺材料　JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト） ・アスファルトルーフィング 940 ※改質アスファルトルーフィング下葺材（一般タイプ）
2 工法 （木仕 14.2.3）	・(2)下葺きの工法　(ｵ)壁面との取り合い部 下地材の種別、形状：　※図示　　・
3 節　金属板葺	
3 材料 （木仕 14.3.2）	・(1)金属板　木仕 表 14.3.1　屋根に用いる金属板の種類 材種　　※JIS G 3322（塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）に基づく屋根用コイル ・ 板厚（㎜）　※0.4　　・ 塗膜　　種類： 厚さ： ・(2)(ｲ)(c)固定釘等　木仕 表 14.3.2　固定釘等の材質 材質：　※図示　　・ ・(2)(ｳ)固定釘の形状・寸法　木仕 表 14.3.3　固定釘の形状及び寸法 形状：　※図示　　・ 寸法：　※図示　　・ ・(2)(ｴ)心木あり瓦棒葺に用いる心木（高さ 40mm 以上、幅 45mm 以上） 樹種名：　※図示　　・ 防腐・防蟻処理：　※図示　　・
4 加工 （木仕 14.3.3）	・(3)(ｲ)通し吊子 各部分の寸法：　※図示　　・ ・(3)(ｳ)通し付け子 釘止め間隔　：　※図示　　・
5 平葺（一文字葺）の工法 （木仕 14.3.4）	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　　・ ・(2)加工 はぜのつくり方：　※図示　　・ ・(3)一般部の葺き方 吊子の間隔：　※図示　　・ ・(4)各部工法 (ｱ)吊子及び釘の留付け間隔：　※図示　　・ (ｳ)軒先及びけらばの、屋根端部の唐草：　※図示　　・
6 心木あり瓦棒葺の工法 （木仕 14.3.5）	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　　・ ・(3)一般部の葺き方 銅板以外の板による屋根一般部分 (ｱ)(a)瓦棒及び釘の留付け間隔：　※図示　　・ (ｱ)(c)溝板及びキャップの留付け間隔：　※図示　　・ 銅板による屋根一般部分 (ｲ)(a)瓦棒、吊子及び釘の留付け間隔：　※図示　　・ ・(4)各部工法 (ｱ)(a)② 棟板の材質：　※図示　　・ (ｱ)(a)③ 棟覆いの釘打ち間隔：　※図示　　・ (ｱ)(b)③ 通し付け子の留付け釘の間隔：　※図示　　・ (ｲ)(a)軒先 唐草の留付け間隔：　※図示　　・ (ｷ)雪止め：　※設けない　　・設ける ・(5)特殊工法（各製造所の仕様による） ※図示　　・
7 心木なし瓦棒葺の工法 （木仕 14.3.6）	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　　・ ・(3)一般部の葺き方 釘打ちの間隔：　※図示　　・ ・(4)各部工法

項　　目	特記事項
	(ｱ)棟覆いの溝板 留付け釘の間隔：　※図示　　・ (ｲ)軒先 唐草の留付け間隔：　※図示　　・ (ｵ)屋根の流れ方向に平行な壁との取合い部 (a)雨押えを付ける場合　留め付け釘の間隔：　※図示　　・ (b)雨押えを用いない場合　吊子の間隔：　※図示　　・ (ｷ)雪止め：　※設けない　　・設ける ・(5)特殊工法（各製造所の仕様による） ※図示　　・
8 横葺の工法 （木仕 14.3.7）	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　　・ ・(4)各部工法 (ｷ)雪止め：　※設けない　　・設ける ・(5)特殊工法（各製造所の仕様による） ※図示　　・
9 立て平葺の工法 （木仕 14.3.8）	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　　・ ・(4)各部工法 (ｱ)吊子の工法：　※図示　　・ (ｷ)雪止め：　※設けない　　・設ける ・(5)特殊工法（各製造所の仕様による） ※図示　　・
4 節　折板葺	
10 材料 （木仕 14.4.2）	・(1)折板　JIS A 6514 (金属製折板屋根構成材) 形式による区分　※重ね形又ははぜ締め形　　・・ 寸法（㎜）　山高（　）山ピッチ（　） 耐力　※図示　・ 板厚（㎜）　・ 材料　※鋼板製　・アルミニウム合金板製 ・(2)折板に使用する材料　木仕 表 14.3.1　屋根に用いる金属板の種類 ※塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 ・図示　・ ・(5)軒先面戸板　※有　・無 ・(6)断熱材　・無　・有 ・種別、厚さ、防火性能等　※図示　・ ・(7)タイトフレームを留め付ける下地材 材質、形状及び寸法：　※図示　・
11 工法 （木仕 14.4.3）	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　・ ・(2)耐雪性能に対応した工法：　※図示　・
5 節　粘土瓦葺	
12 材料 （木仕 14.5.2）	・(1)粘土瓦　JIS A 5208 (粘土がわら) (ｱ)製法による区分 ・図示　・ゆう薬瓦　・いぶし瓦　・無ゆう瓦　・ (ｱ)形状・寸法による区分 J 形　・49A　・49B　・53A　・53B　・56　・60 S 形　・49A　・49B F 形　・40 (ｱ)産地：　※図示　・ (ｲ)役物瓦の種類：　※図示　・ 雪止め瓦：　※使用しない　・使用する (ｳ)凍害試験：　※行わない　・行う ・(2)瓦桟木の材質、寸法　[参考：JASS12 屋根工事 6 節粘土瓦葺 3 材料　C(1)瓦桟木] ※　（一般仕様）幅 21 ㎜×高さ 15 ㎜以上　材質：木仕 4.2.1 の防腐処理を施した杉 ・　（高耐久仕様）幅 40 ㎜×高さ 18 ㎜以上　材質：※図示　・ ・(3)棟補強用心材 ※ 寸法：幅 40 ㎜×高さ 30 ㎜以上　材質：木仕 4.2.1 の防腐処理を施した杉 ・ 寸法：　材質：

項　　目	特記事項
	・(4)(ｱ)瓦緊結用釘又はねじ 種類：　・ステンレススクリュー回転止め加工釘（径 2.3 ㎜以上×長さ 45～65 ㎜） ・ステンレスリング釘（径 2.3 ㎜以上×長さ 45～65 ㎜） ・ねじ（径 3.8 ㎜以上×長さ 45～65 ㎜） 径及び長さ：※図示　・ ・(4)(ｴ)棟補強等に使用する金物等 材質、形状、寸法、留付け方法：　※図示　・
13 工法 （木仕 14.5.3）	・(1)建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した緊結方法等の工法 ［参考：2021 年改訂版 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン］ 平部 ・J 形全数緊結　・S 形全数緊結　・F 形防災全数緊結（防災瓦） ・F 形全数緊結と差し込み部補強（クリップタイプ） 軒瓦 ・瓦上端部 2 か所の釘打ちと差込み部補強の併用 ・瓦上端部 2 か所の釘打ち又はねじ留めと桟山部補強の併用 ・緊結線による瓦上端部 2 か所の緊結と桟山部補強の併用 袖瓦 ・瓦上端部 2 か所の釘打ち又はねじ留めと桟山部補強の併用 ・緊結線による瓦上端部 2 か所の緊結と垂れ部留付け補強の併用 ・瓦上端部 2 か所の釘打ち又はねじ留めと垂れ部留付け補強の併用（S 形、F 形の後付け袖瓦に限る） 緊結用釘又はねじの有効長さの最小値：　※図示　・ ・(3)(ｲ)木材以外の野地板 材料： 留付け工法： ・(4)棟の工法 (ｱ･ｲ)(f)面戸、雀口及び葺土の露出する瓦接合部の仕上げ ・モルタル　・瓦葺用しっくい
6 節　スレート葺	
14 材料 （木仕 14.6.2）	JIS A 5423 (住宅屋根用化粧スレート) ・(2)屋根スレートの種類、寸法、形状、棟・けらば等の役物、色彩等 ※図示　・
15 工法 （木仕 14.6.3）	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　・ ［参考：(一社) 日本窯業外装材協会　耐風圧性能関係の書類］ ・(7)雪止め：　※設けない　・設ける
7 節　アスファルトシングル葺	
16 材料 （木仕 14.7.2）	アスファルトシングルは製造所の仕様による ・(2)アスファルトシングルの品質、形状、色調、寸法 ※図示　・
17 工法 （木仕 14.7.3）	・(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示　・釘打ち工法　・接着工法 R1　・接着工法 R2 ・(4)軒先、けらば等の曲面：　※図示　・ ・(7)雪止め：　※設けない　・設ける
8 節　とい	
18 材料 （木仕 14.8.2）	・(1)(ｱ)金属板（銅板を除く。）の種類　木仕 表 14.8.1 といに用いる金属板の種類 金属板の種類：　※図示　・ 厚さ：　※図示　・ 塗膜の種類：　※図示　・ ・(1)(ｲ)銅板とい　JIS H 3100 (銅及び銅合金の板及び条) 板厚 谷どい：　※0.4 ㎜　・図示　・ その他の樋：　※0.35 ㎜　・図示　・ ・(1)(ｳ)硬質塩化ビニル樹脂製とい　JIS A 5706 (硬質塩化ビニル雨どい) 種類、外径、厚さ、長さ：　※図示　・

項　　目	特記事項
19 といの加工及び取付け （木仕 14.8.3）	・(3)(ｳ)硬質塩化ビニル製集水器及びあんこうの形等の指定 ※図示　　・

15 章　金属工事

項　　目	特記事項
1 節　共通事項	
1　共通事項	※見切縁、水切等のステンレス、鉄及びアルミの切断面部分は、サンダー掛けにより丸面に仕上げる。 あと施工アンカーの引張試験 ・行う　　・行わない
2 節　表面処理	
2　ステンレスの材質及び表面仕上げ	※SUS304　　・

	種別	施工箇所
・	No.2B	
・	HL	
※	バフ（#400）	
・		

3　アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理（標仕 14.2.1）

・(1)表面処理

	種別	表面処理	施工箇所	備考
・	AB－1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）
・	AB－2 種	着色陽極酸化被膜		
・	AC－1 種	無着色陽極酸化被膜		
・	AC－2 種	着色陽極酸化被膜		
・	BA－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）
・	BA－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		
・	BB－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木	
・	BB－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		
・	BC－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		
・	BC－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		
・	C 種	化成皮膜の上に塗装　（注）		JIS H 4001（アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）
・				

（注）常温乾燥形の塗装　・行う　　・行わない
アルカリ樹脂焼付塗装、フッ素樹脂焼付塗装は 2 コート、2 ベーク

・(2)陽極酸化皮膜の着色方法
・二次電解着色　　・
色合い：　・図示　　・

4　鉄鋼の亜鉛めっき（標仕 14.2.2）

・(1)亜鉛めっきの種別

表面処理方法	種別	板厚（㎜）	施工箇所
溶融亜鉛めっき（JIS H 8641）	・A 種	6 以上	
	・B 種	3.2 以上	
	・C 種	1.6 以上	
電気亜鉛めっき（JIS H 8610）	・D 種	－	
	・E 種	－	
	・F 種	－	

4 節 軽量鉄骨天井下地	
5　材料（標仕 14.4.2）	・(2)野縁等：　※図示　　・ 19 形：　※図示　　・ 25 形：　※図示　　・
6　形式及び寸法（標仕 14.4.3）	・(1)野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔（屋外の場合） ※図示　　・ ・(2)野縁の間隔（屋外の場合） ※図示　　・
7　工法	・(5)開口部の補強

項　　目	特記事項
(標仕 14.4.4)	※天井内配管類及びダクト、天井点検口等により、野縁受けを吊れない場合には、野縁受けの断面を大きくするか又は補強用チャンネル、アングル等を用いて十分補強を行う。 ・図示 ・(8)天井のふところが 3m を超える場合 ※図示　　・ ・(10) 天井下地材における耐震性を考慮した補強 ※図示　　・ ・(11) 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 ※図示　　・
5 節　軽量鉄骨壁下地	
8 形式及び寸法 (標仕 14.5.3)	・(1)スタッド、ランナ等 ※標仕 表 14.5.1 による　　・図示　　・ ・スタッドの高さが 5m を超える場合 ※図示　　・
9 工法 (標仕 14.5.4)	・(5)出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※標仕 14.5.4 (5)(ｱ)～(ｳ)による ・図示
6 節　金属成形板張り	
10 材料 (標仕 14.6.2)	・(1)金属成形板の種別及び表面処理 材　種：・アルミニウム　／　・ 製　法：・押出し　・プレス　・ロール　／　・押出し　・プレス　・ロール 表面処理：
11 工法 (標仕 14.6.3)	・(1)取付け用下地 ※4 節 軽量鉄骨天井下地による　　・図示 ・(5)伸縮調整継手：　※設けない　　・設ける
7 節　アルミニウム製笠木	
12 材料 (標仕 14.7.2)	・(1)部材の種類　木仕 表 14.7.1 ・250 形　　・300 形　　・350 形 ・(3)(ｱ)表面処理　木仕 表 14.2.1

	種別	表面処理	施工箇所	備考
・	AB－1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）
・	AB－2 種	着色陽極酸化被膜		
・	AC－1 種	無着色陽極酸化被膜		
・	AC－2 種	着色陽極酸化被膜		
・	BA－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）
・	BA－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		
・	BB－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木	
・	BB－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		
・	BC－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		
・	BC－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		
・	C 種	化成皮膜の上に塗装　(注)		JIS H 4001（アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）
・				

(注) 常温乾燥形の塗装　・行う　　・行わない

13 工法 (標仕 14.7.3)	・(1)(ｱ)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　　・

16 章　左官工事

項　　目	特記事項
2 節　下地	
1　ラス系下地 (標仕 15.2.4)	・(2)(ｱ)施工一般 ・通気構法の場合 ・二層下地　　・単層下地 ・直張り工法の場合 ・ラスモルタル下地　　・ラスシートモルタル下地 ・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気構法 ・行わない　　・行う ・(3)材料　JIS A 5505（メタルラス） ・ラス及び補強用平ラス ・二層下地通気構法の場合 ・波型ラス（W700）　・こぶラス（K800）　・カ骨付きラス（BP700）　・図示 ・単層下地通気構法の場合 ・リブラス C（RC800）に裏打ち材と一体化したラス　・図示 ・ラスシート　JIS A 5524（ラスシート（各波亜鉛鉄板ラス）） ・山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ・LS1　・LS2　・LS3　・LS4 ・ステープル　JIS A 5556 (工業用ステープル) 部位（　　）　・L925TS 以上　・L1019JS 以上 ・(4)施工 ・(ｱ)③㋐ 二層下地通気構法　ラスの施工　換気口部の措置 ※（木仕 11.4.3）［施工］(2)(ｸ)による　・図示　・ ・(ｴ)直張り工法のラスシートモルタル下地 建築基準法に基づく耐力壁として使用する場合：　※図示　・
2　せっこうボードその他のボード下地 (標仕 15.2.5)	・(2)材料 ・(ｱ)せっこうボード及びせっこうラスボード　JIS A 6901（せっこうボード製品） 種類・厚さ：　※図示　・ ・(ｲ)木質系セメント板　JIS A 5404（木質系セメント板） 種類・厚さ：　※図示　・
3　こまい下地 (標仕 15.2.6)	・(1)建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合 ※図示　・ （(公社）日本住宅・木材技術センター発行「土塗壁・面格子壁・落とし込み板壁の壁倍率に係る技術解説書」を参照）
4　木ずり下地 (標仕 15.2.7)	・(2)(ｱ)木ずり用小幅板の樹種 ※杉（心去り材）　・図示　・
3 節　モルタル塗り	
5　材料 (標仕 15.3.2)	・(1)モルタル　JIS A 6916（建築用下地調整塗材） 部位（　　）　・現場調合材料　・既調合材料（　　） ・(6)既製目地材 ・用いない　・用いる（形状：※図示　・　　）
6　工法 (標仕 15.3.5)	・(2)(ｳ)床の目地の目地割り及び種類 目地割り：　※2 ㎡程度（最大目地間隔 3m 程度）　・図示 種類：　※押し目地　・目地棒伏せ込みモルタル　・ ・(4)タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗り ・(c)(3)接着力試験：　・行う　・行わない
6 節　仕上げ塗材仕上げ	
7　材料 (標仕 15.6.2)	・(1)仕上塗材　JIS A 6909（建築用仕上塗材） ・(ｱ)ホルムアルデヒド放散量：　※F☆☆☆☆　・図示　・ ・(ｲ)種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 ・薄付け仕上塗材　標仕 表 15.6.1（その 1）

呼　び　名	仕 上 げ の 形 状	工　法
・ 外装薄塗材 Si ・ 可とう形外装薄塗材 Si	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け ・こて塗り

項　目	特記事項

・外装薄塗材 E ・可とう形外装薄塗材 E ・防水形外装薄塗材 E ・外装薄塗材 S ・内装薄塗材 C ・内装薄塗材 L ・内装薄塗材 Si ・内装薄塗材 E ・内装薄塗材 W	・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく ・内装に吸放湿性を有する塗材を用いる	・ローラー塗り

・厚付け仕上塗材　標仕 表 15.6.1（その２）

呼　び　名	仕 上 げ の 形 状	工　法
・外装厚塗材 C ・外装厚塗材 Si ・外装厚塗材 E ・内装厚塗材 C ・内装厚塗材 L ・内装厚塗材 G ・内装厚塗材 Si ・内装厚塗材 E	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落し ・内装に吸放湿性を有する塗材を用いる	・吹付け ・こて塗り ・ローラー塗り

・複層仕上塗材　標仕 表 15.6.1（その３）

呼　び　名	仕 上 げ の 形 状 等
・複層塗材 CE ・複層塗材 RE ・複層塗材 Si ・複層塗材 E ・可とう形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 RE ・防水形複層塗材 E	仕上げの形状 ・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状 仕上げの工法 ・吹付け　・ローラー塗り 耐候性　※耐候形３種　・ 上塗材（標仕 表 15.6.2 による） 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　※アクリル系　・アクリルシリコン系 ・シリカ系　・ポリウレタン系　・ふっ素系 外観　※つやあり　・つやなし　・メタリック

・軽量骨材仕上塗材　標仕 表 15.6.1（その３）

呼　び　名	仕 上 の 形 状
・吹付用軽量塗材	砂壁状
・こて塗用軽量塗材	平たん状

7 節　マスチック塗材塗り	
8 材料および工法 （標仕 15.7.2）	・(1)マスチック塗材塗り　標仕 表 15.7.1 マスチック塗材塗り ・A 種　・B 種
10 節　しっくい塗り	
9 一般事項 （標仕 15.10.1）	・下地 ・せっこうボード　・せっこうラスボード　・モルタル塗り　・木ずり ・こまい土壁塗り　・せっこうプラスター塗り（下塗り）　・図示　・
10 材料 （標仕 15.10.2）	・しっくい材料 ※既調合しっくい材料　（・色しっくい：・用いない　・用いる） ・現場調合材料
11 調合及び塗厚 （標仕 15.10.3）	・(1)既調合しっくいの調合、塗厚等 ・図示　・ ・(2)現場調合しっくいの調合及び各層の塗厚 ・図示　・
12 工法 （標仕 15.10.4）	・(2)既調合しっくいの上塗りの仕上げ工法　標仕 表 15.10.5 ・なで切り仕上げ　・パターン仕上げ

項　　目	特記事項
11 節　こまい壁塗り	
13 材料 （標仕 15.11.2）	・(5)のり 土壁用 ・ふのり　※つのまた　・ぎんなんそう　・粉末海藻 砂壁用 ※ふのり　・つのまた　・こんにゃくのり　・にかわ　・合成高分子系混和材 ・(6)色土 (ｱ)土物仕上げに用いる色土：　※図示　・ (ｲ)大津仕上げに用いる色土：　※図示　・ ・(8)色砂：　・図示　・
14 調合 （標仕 15.11.3）	・(1)下塗りの調合 ※標仕 表 15.11.2 による　・図示
15 塗厚 （標仕 15.11.4）	・(1)塗厚 ※標仕 表 15.11.8 による　・図示 ・建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合 ※図示　・ （(公社) 日本住宅・木材技術センター発行「土塗壁・面格子壁・落とし込み板壁の壁倍率に係る技術解説書」を参照）
16 工程 （標仕 15.11.5） （標仕 15.11.6）	・(1)こまい壁の工程　標仕 表 15.11.9 ※A 種　・B 種
17 土物仕上げ （標仕 15.11.7）	・(1)工法の種類 (ｱ)土物仕上げ工法 ・(a)水ごね土物 1 工法　・(b)水ごね土物 2 工法 ・(c)のりさし土物工法　・(d)のりごね土物工法 ・(ｲ) 砂壁仕上げ工法　・(ｳ)切返し仕上げ工法 ・(3)ちりじゃくり ※図示　・
18 大津仕上げ （標仕 15.11.8）	・(1)工法の種類 ・(ｱ)普通大津仕上げ工法 ・(ｲ)大津みがき仕上げ工法
12 節　ロックウール吹付け（半乾式工法及び乾式工法によるロックウール吹付け）	
19 材料 （標仕 15.12.2）	材料：JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材） ・(1)ロックウールのホルムアルデヒド放散量：　※F☆☆☆☆　・ ・(4)合成樹脂系接着剤のホルムアルデヒド放散量：　※F☆☆☆☆　・
20 配合及び密度等 （標仕 15.12.3）	・(2)仕上げ吹付け厚さ ※図示　・

17 章　建具工事

項　　目	特記事項
1 節　共通事項	
1　一般共通事項	※本章で用いるステンレス鋼は特記なき限り材質は、SUS304 とし、表面仕上げは「建具のくつずり： 2B、その他：#400」とする。 ※防音・断熱・耐震ドアセット・サッシは、性能による種類が定められていない場合、同等以上の性能を有する製品を採用する。
2　防火戸、防火シャッター及び防煙シャッター （標仕 16.1.3）	連動機能 ・煙感知器　　・熱感知器　　・ヒューズ装置 防火戸等の自動閉鎖装置は、国土交通大臣が定めた構造方法又は、認定品とする。
3　建具見本の制作 （標仕 16.1.4）	建具見本の製作　・不要　　・要（　　） 仮組の実施　　・不要　　・要（　　）
4　防犯建物部品の適用 （標仕 16.1.6）	指定建物錠の防犯性能の適用　※する　・しない 耐ピッキング性能　　・5 分未満　・5 分以上　※10 分以上 耐鍵穴壊し性能　　・5 分未満　・5 分以上　※10 分以上 耐サムターン回し性能・なし（5 分未満）　※あり（5 分以上） 耐カム送り解錠性能　・なし（5 分未満）　※あり（5 分以上） 耐こじ破り性能　　・なし（5 分未満）　※あり（5 分以上） 指定建物錠とは、建物の外部出入口用に用いるシリンダー錠・シリンダー・サムターンが該当
2 節　アルミニウム製建具	
5　性能及び構造 （標仕 16.2.2）	(1)性能及び構造　※JIS 規格による　JIS A 4706（サッシ）　JIS A 4702（ドアセット） ・ (2)(ｱ)耐風圧性、気密性及び水密性並びに枠の見込み寸法 外部に面する性能等級等は標準仕様書表 16.2.1 または 16.2.2 による。 種別 コンクリート系下地及び鉄骨下地 ・A 種　・B 種　・C 種 木下地　・D 種　・E 種 枠の見込み寸法　※図示　・ (ｲ)防音ドアセット、サッシ（遮音性の等級） ・T－1　・T－2　・T－3　・T－4 (ｳ)断熱ドアセット、サッシ（断熱性の等級） ・H－1　・H－2　・H－3　・H－4　・H－5
6　材料 （標仕 16.2.3）	(5)(ｲ)防虫網 形式 ・外面納まり可動式　・外面納まり固定式 網の材種　※合成樹脂製　・ステンレス製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 線形　※0.25 ㎜以上　・ 網目　※16～18 メッシュ　・
7　形状及び仕上げ （標仕 16.2.4）	(3)表面処理　（木仕 14.2.1［アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理］） ・標準色　・特注色 外部に面する建具　※BB－1 種　・ 屋内の建具　※BC－1 種　・ (6)結露水の処理方法　※製造所の指定とする
8　工法 （標仕 16.2.5）	(1)(ｳ)水切り板　・取付ける　・取付けない ぜん板　・取付ける　・取付けない (2)(ｳ)(b)④木下地、外部に面する建具回りの内付け建具 ※図示 引違い建具落下防止機構 ※上部と下部にメーカー仕様の落下防止機構があるものとし、下部の落下防止機構は金属製のフック状のものとする。上部の落下防止機構は素手では簡単に解除できないもので、ド

項　　目	特記事項
	ライバー等を用いて解除できるものとする。
3 節　樹脂製建具	
9 性能及び構造 （標仕 16.3.2）	(1)性能及び構造　※JIS 規格による　JIS A 4706（サッシ）　JIS A 4702（ドアセット） ・ (2)(ｱ)耐風圧性、気密性及び水密性並びに枠の見込み寸法 外部に面する性能等級等は標仕 表 16.3.1 または 16.3.2 による。 種別　・A 種　・B 種　・C 種　・D 種　・E 種 枠の見込み寸法　※図示　・ (ｲ)防音ドアセット、サッシ（遮音性の等級） 等級　・T－1 種　・T－2 種 (ｳ)断熱ドアセット、サッシ（断熱性の等級） 等級　・H－4 種　・H－5 種　・H－6 種　・H－7 種　・H－8 種 (ｴ)日射熱取得性の等級　・ 等級　・N-1　・N-2　・N-3
10 材料 （標仕 16.3.3）	(7)ガラス　材料は標仕 16.14.2(1)による ※複層ガラス　・
11 形状及び仕上げ （標仕 16.3.4）	(5)表面色　・標準色　・特注色
12 工法 （標仕 16.3.5）	標仕 16.2.5　アルミニウム製建具 工法による (1)(ｳ)水切り板　・取付ける　・取付けない ぜん板　・取付ける　・取付けない (2)(ｳ)(b)④木下地、外部に面する建具回りの内付け建具 ※図示
4 節　鋼製建具	
13 性能及び構造 （標仕 16.4.2）	(1)性能及び構造　※JIS 規格による　JIS A 4706（サッシ）　JIS A 4702（ドアセット） ・ (2)(ｱ)簡易気密型ドアセット（標仕 表 16.4.1） ・気密性　A－3　・ ・水密性　W－1　・ 外部に面する鋼製建具の耐風圧性能（標仕 表 16.2.1） ・S－4　・S－5　・S－6 (ｲ)耐震ドアセット（面内変形追随性の等級） ・D－1　・D－2　・D－3 以下は標仕 16.2.2 による (ｲ)防音ドアセット、サッシ（遮音性の等級） ・T－1　・T－2　・T－3　・T－4 (ｳ)断熱ドアセット、サッシ（断熱性の等級） ・H－1　・H－2　・H－3　・H－4　・H－5
14 材料 （標仕 16.4.3）	(2)建具のくつずり：　※ステンレス製 №2B 仕上げ
15 形状及び仕上げ （標仕 16.4.4）	(1)鋼板の厚さ：　※標仕 表 16.4.2 による　・図示 (5)建具のくつずり：　※ステンレス製 №2B 仕上げ　・図示
16 標準型鋼製建具 （標仕 16.4.6）	(ｱ)有効内法寸法　標仕 表 16.4.5 (ｳ)標仕 16.4.2～5 までによる (ｱ)簡易気密型ドアセット（標仕 表 16.4.1） ・気密性　A－3　・ ・水密性　W－1　・ 外部に面する鋼製建具の耐風圧性能（標仕 表 16.2.1） ・S－4　・S－5　・S－6 (ｲ)耐震ドアセット（面内変形追随性の等級） ・D－1　・D－2　・D－3

項　　目	特記事項
	以下は標仕 16.2.2 による (ｲ)防音ドアセット、サッシ（遮音性の等級） ・T－1　・T－2　・T－3　・T－4 (ｳ)断熱ドアセット、サッシ（断熱性の等級） ・H－1　・H－2　・H－3　・H－4　・H－5 (1)鋼板の厚さ：　※標仕 表 16.4.2 による　・図示 (5)建具のくつずり：　※ステンレス製 №2B 仕上げ　・図示
5 節　鋼製軽量建具	
17 性能及び構造 （標仕 16.5.2）	(1)性能及び構造　※JIS 規格による　JIS A 4706（サッシ）　JIS A 4702（ドアセット） ・ (2)(ｱ)簡易気密型ドアセット ・気密性　A－3　・ (ｲ)耐震ドアセット（面内変形追随性の等級） ・D－1　・D－2　・D－3
18 材料 （標仕 16.5.3）	(1)鋼板の種別 ・(ｱ)溶融亜鉛めっき鋼板 ・(ｱ)電気亜鉛めっき鋼板 ・(ｲ)ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板（・塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・(ｱ)の鋼板に塗装は建具製造所の仕様） ・ステンレス鋼板 (5)召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板　・ステンレス鋼板　・アルミニウム押出型材
19 形状及び仕上げ （標仕 16.5.4）	(1)鋼板類の厚さ ※標仕 表 16.5.1 による　・ (6) 建具のくつずり：　※ステンレス製 №2B 仕上げ　・図示
20 標準型鋼製軽量建具 （標仕 16.5.6）	(ｳ)標仕 16.5.2～5 までによる (2)(ｱ)簡易気密型ドアセット ・気密性　A－3　・ (ｲ)耐震ドアセット（面内変形追随性の等級） ・D－1　・D－2　・D－3 (1)鋼板の種別 ・(ｱ)溶融亜鉛めっき鋼板 ・(ｱ)電気亜鉛めっき鋼板 ・(ｲ)ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板（・塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・(ｱ)の鋼板に塗装は建具製造所の仕様） ・ステンレス鋼板 (5)召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板　・ステンレス鋼板　・アルミニウム押出型材 (1)鋼板類の厚さ ※標仕 表 16.5.1 による　・ (6) 建具のくつずり：　※ステンレス製 №2B 仕上げ　・図示
6 節　ステンレス製建具	
21 性能及び構造 （標仕 16.6.2）	(1)性能及び構造　※JIS 規格による　JIS A 4706（サッシ）　JIS A 4702（ドアセット）
22 材料 （標仕 16.6.3）	(1)ステンレス鋼板　※SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1
23 形状及び仕上げ （標仕 16.6.4）	(4)表面仕上げ　・鏡面　・バフ（　）　※HL (6) 建具のくつずり：　※ステンレス製 №2B 仕上げ　・図示
24 工法 （標仕 16.6.5）	(1)曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ
7 節　木製建具	

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>25 材料
（標仕 16.7.2）</td><td>(1)建具材の加工、組立て時の含水率の種別（標仕 表 16.7.1）
※A 種　・B 種
(2)(ｱ)フラッシュ戸の材料
・合板　・MDF
(ｲ)(a)フラッシュ戸の表面材の品質
・図示　・
(ｲ)(d)MDF の品質
ミディアムデンシティファイバーボード(ＭＤＦ)　JIS A 5905（繊維板）
<table>
<tr><th>部位</th><th>区分</th><th>表裏面状態</th><th>曲げ強さ</th><th>接着剤</th><th>難燃性</th><th>厚さ</th></tr>
<tr><td>・図示</td><td>・普通　・構造用</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>・普通　・構造用</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・</td><td>・普通　・構造用</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
(3)かまち戸の樹種　かまち　・
鏡板　・
(4)ふすまの種別　・Ⅰ型　・Ⅱ型
ふすま紙の上張りの種類　※図示　・
(7)接着剤　・図示　・
(9)枠、くつずりの材料　※図示　・</td></tr>
<tr><td>26 形状及び仕上げ
（標仕 16.7.3）</td><td>(1)(ｲ) フラッシュ戸の表面板の厚さ
・標仕 表 16.7.6 による　・
(2)木製建具の見込み寸法
※図示　・</td></tr>
<tr><td>27 工法
（標仕 16.7.4）</td><td>(3) ふすまの縁の仕上げ
※図示　・うるし塗　・カシュー樹脂塗料 2 回塗り　・白木仕上げ</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 節　建具用金物</td></tr>
<tr><td>28 材質、形状及び寸法
（標仕 16.8.2）</td><td>(3)金物の種類及び見え掛り部の材質　標仕 表 16.8.1
・建具製作所仕様以外の金物（材質、形状及び寸法）
※建具表による　・
(9)(ｱ)金属製建具の丁番の枚数・大きさ　標仕 表 16.8.2
・図示　・
(10)(ｱ)樹脂製建具の丁番の枚数・大きさ　標仕 表 16.8.3
・図示　・
(11)(ｱ)木製建具の丁番の枚数・大きさ　標仕 表 16.8.4
・図示　・
(ｳ)戸車及びレール　標仕 表 16.8.5
・図示　・
ドアクローザのディレードアクション（遅延閉）の適用
※建具表による　・する　・しない　（使用場所　　）</td></tr>
<tr><td>29 取付け施工
（標仕 16.8.3）</td><td>(1) 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置
・図示　・</td></tr>
<tr><td>30 鍵
（標仕 16.8.4）</td><td>(1) マスターキー
・製作する　・製作しない
・マスターキーの系統（　系統）
マスターキーの製作については施設管理者及び監督員と協議する。
(3)鍵の製作本数
出荷時の子鍵本数　※3 本　・　本</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 節　自動ドア開閉装置</td></tr>
<tr><td>31 性能・機構
（標仕 16.9.2）</td><td>(2)戸の開閉方式、(3)(ｱ)駆動装置の性能　標仕 表 16.9.1
<table>
<tr><th>種　別</th><th>材　質</th><th>開閉方式</th></tr>
<tr><td>・引き戸用駆動装置</td><td>・SSLD－1
・SSLD－2</td><td>片引き</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
	・DSLD－1 ・DSLD－2　　引分け (3)(ｲ)多機能トイレ出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能 ・図示　・標仕 表 16.9.2 による ・防錆の摘要：・図示　・ (3)(ｳ) 多機能トイレ出入口に設置される引き戸用検出装置の性能 ・図示　・標仕 表 16.9.3 による ・防錆の摘要：・図示　・ (4)引き戸用検出装置の種類　標仕 表 16.9.4 ・電波　・光線（反射）　・音波　・熱線　・光電 ・タッチ　・押しボタン　・多機能トイレ (9)凍結防止装置　・有り　・無し
10 節　自動式上吊り引戸装置	
32 性能等 （標仕16.10.3）	(2)性能　※標仕 表 16.10.1 による ・
11 節　重量シャッター	
33 一般事項 （標仕16.11.1）	※　JIS A 4705（重量シャッター構成部材） ※　防煙シャッターは、国土交通大臣認定品とする。 平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1392 号に適合するもの
34 形式及び機構 （標仕 16.11.2）	(1)種類　・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター (2)耐風圧性能（管理用シャッター又は外壁用防火シャッターの場合） ・50　・80　・120 (3)開閉方式　標仕 表 16.11.1 による ※電動式（手動併用）　・手動式 (4)安全装置 電動式シャッター (ｱ)・急降下制動装置　・急降下停止装置等 設置個所　・ (ｲ)・危害防止機構　※危害防止装置 設置個所　・ (ｳ)屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッター 危害防止機構　※危害防止装置　・可動座板式 設置個所　・ (6)管理用シャッターのシャッターケース ※設ける　・設けない
35 材料 （標仕 16.11.3）	(1)鋼板の種類　JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・ 図示　・ めっきの付着量 ・図示　・Z12　・F12
36 形状及び仕上げ （標仕 16.11.4）	(3)塗装 ※標仕 18 章［塗装工事］による
12 節　軽量シャッター	
37 一般事項 （標仕 16.12.1）	※　JIS A 4704（軽量シャッター構成部材）及び軽量シャッターの製造所の仕様
38 形式及び機構 （標仕 16.12.2）	(1)(ｱ)開閉形式　※手動式　・ (2)耐風圧性能　・50　・65　・80
39 材料 （標仕 16.12.3）	スラットの材質 ・(ｱ)塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3312）

項　　目	特記事項
	めっきの付着量：　・図示　　・Z06　　・F06 ・塗装溶融 55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3322） めっきの付着量：　・図示　　・AZ90
40 形状及び仕上げ （標仕 16.12.4）	(2)スラットの形状 ・インターロッキング形　　・オーバーラッピング形
41 パイプシャッター	開閉機能　　※手動式　・上部電動式（手動併用） 材質　　・ステンレス　　・スチール 機構、工法 ※標仕１２節軽量シャッターを準用（スラット部分を除く） パイプ間隔 70 ㎜ 格子間隔 500 ㎜ パイプ外径 （ｼｬｯﾀｰ内法＜3m）13 ㎜ （3m≦内法＜6m）16 ㎜ （6m≦内法）19 ㎜
13 節　オーバーヘッドドア	
42 一般事項 （標仕 16.13.1）	(2)JIS A 4715（オーバーヘッドドア構成部材）及びオーバーヘッドドア製造所の仕様による 耐風圧性能　　・50　・75　・100　・125
43 形式及び機構 （標仕 16.13.2）	(1)セクション材料による区別：※スチールタイプ・アルミニウムタイプ・ファイバーグラスタイプ (2)開閉方式による種類：※バランス式・チェーン式・電動式 (3)収納形式による区分：・スタンダード形・ローヘッド形・ハイリフト形・バーチカル形
44 材料 （標仕 16.13.3）	(2) ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板（めっき付着量 Z27） ・ステンレス鋼板（標仕 16.6.3(1)）
14 節　ガラス	
45 ガラス （標仕 16.14.1）	※外部に面する網入りガラス等の小口全周はサンダー掛けによりワイヤーをカットした上で防錆塗料等により防錆処理をし、下側ガラス溝に排水用水抜き穴を設ける。
46 材料 （標仕 16.14.2）	(1)ガラスの種類 ※建具表による　　・ (2)ガラス留め材 建具の種類：アルミニウム製／材質：・シーリング材 ※ガスケット ・パテ（・1 種　※2 種） 建具の種類：鋼　製／材質：※シーリング材 ・パテ（・1 種　※2 種） 建具の種類：ステンレス製／材質：※シーリング材 ・パテ（・1 種　※2 種） 建具の種類：木　製／材質：※パテ（木製用） はめ殺し、アルミプレート及び網入りガラス留め材はシーリング材とする。 シーリング材については、標準仕様書表 9.7.1 による。 金属製建具用パテは JIS A 5752 による。
47 ガラス溝の寸法、形状等 （標仕 16.14.3）	(1)ガラス溝の寸法、形状等 ※建具の製造所の仕様による　　・図示　　・
48 ガラスブロック積み （標仕 16.14.5）	(1)材料　　JIS A 5212（ガラスブロック（中空）） (ｱ)表面形状：・図示　　・正方形　　・長方形 呼び寸法：・図示　　・ 厚さ：・図示　　・80 ㎜　　・95 ㎜　　・125 ㎜

項　　目	特記事項
	ガラスの色　　・無色　　・着色 模様による種類　・拡散ガラスブロック　　・指向ガラスブロック (ｲ)壁用金属枠及び補強材 ※図示　　・ (ｶ)カ骨　※SUS304、φ5.5 ㎜のはしご形状複筋及び単筋　　・ (ｺ)化粧目地モルタルの色：　※図示　　・ (ｻ)シーリング材の種類：　※図示　　・ (ｼ)金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状：　※図示　　・ (2)工法 (ｱ)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法：　※図示　　・ (ｲ)壁用金属枠の取付け：　※図示　　・ (ｳ)ガラスブロック積みの工法 (a)目地幅 ・平積み：　※図示　・8 ㎜以上 15 ㎜以下　・ ・曲面積み：　※図示　・ (b)伸縮調整目地：　※6m 以下ごとに 10～25 ㎜　　・ (i) 伸縮調整目地部の横力骨の納まり：　※図示　　・

18 章　塗装工事

項　　目	特記事項
1 節　共通事項	
1　材料 （標仕 18.1.3）	※屋内に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆規格品とする。又、トルエンやキシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
2 節　素地ごしらえ	
2　塗装面の素地ごしらえ （標仕 18.2.1～）	

塗装面の種類	種　　別
木部（標仕 18.2.2）	・A 種　　・B 種
鉄鋼面（標仕 18.2.3）	・A 種　　・B 種　　※C 種 耐候性塗料塗りの場合　※B 種
亜鉛めっき鋼面（標仕 18.2.4）	・A 種　　・B 種 耐候性塗料塗りの場合　※A 種
モルタル、せっこうプラスター（標仕 18.2.5）	・A 種　　※B 種
コンクリート、ＡＬＣパネル（標仕 18.2.6）	・A 種　　※B 種 耐候性塗料塗りの場合　※A 種
押出成形セメント板（標仕 18.2.6）	・A 種　　・B 種 耐候性塗料塗りの場合　※A 種
せっこうその他のボード（標仕 18.2.7）	継目処理工法の場合　※A 種　　・B 種 その他の場合　　・A 種　　※B 種

コンクリート面に耐候性塗料塗りを行う場合の素地ごしらえは、標仕 表 18.2.6 による。

3 節　錆止め塗料塗り	
3　塗料種別 （標仕 18.3.2）	(1)鉄鋼面　標仕 表 18.3.1 4 節(SOP 塗り)の場合：※A 種 7 節(DP 塗り)の場合：※1 回目 C 種、2・3 回目 D 種 8 節(EP-G 塗り)の場合：・A 種　　※B 種 (2)亜鉛めっき鋼面　標仕 表 18.3.2 4 節(SOP 塗り)の場合：※A 種　　・B 種　　・C 種 7 節(DP 塗り)の場合：※B 種 8 節(EP-G 塗り)の場合：※C 種
4　錆止め塗料塗り （標仕 18.3.3）	(1)鉄鋼面 (ｱ)4 節(SOP 塗り)、8 節(EP-G 塗り)の場合は標仕 表 18.3.3 見え掛り　　※A 種　　・B 種 見え隠れ　　・A 種　　※B 種 (ｲ)7 節(DP 塗り)の場合は標仕 表 18.3.4 による (2) 亜鉛めっき鋼面 (ｱ) 4 節(SOP 塗り)、8 節(EP-G 塗り)の場合は標仕 表 18.3.5 鋼製建具　　※A 種　　・B 種 その他　　・A 種　　※B 種 (ｲ)7 節(DP 塗り)の場合は標仕　表 18.3.6 による
4 節　合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	
5　一般事項 （標仕 18.4.1）	※1 種　　・2 種　　JIS K 5516（合成樹脂調合ペイント） 〔略号：SOP〕
6　木部の合成樹脂調合ペイント塗り （標仕 18.4.2）	標仕　表 18.4.1 による 屋外　　※A 種　　・B 種 屋内　　・A 種　　※B 種
7　鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り （標仕 18.4.3）	標仕　表 18.4.2 による ・A 種　　※B 種
5 節　クリヤラッカー塗り（CL）	
8　一般事項 （標仕 18.5.1）	JIS K 5533（ラッカー系シーラー） JIS K 5531（ニトロセルロースラッカー）〔略号：CL〕

項　　目	特記事項
9 クリヤラッカー塗り （標仕 18.5.2）	標仕　表 18.5.1 による 種別：・A 種　　※B 種 A 種の場合の工程 2 の適用：　・あり　　・なし A 種の場合の着色に用いる塗料の種類：　・図示　　・
6 節　アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（NAD）	
10 アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り （標仕 18.6.1･2）	JIS K 5670（アクリル樹脂系非水分散形塗料）〔略号：NAD〕 標仕　表 18.6.1 による ・A 種　　※B 種
7 節　耐候性塗料塗り（DP）	
11 鉄鋼面の DP 塗り （標仕 18.7.2）	JIS K 5659（鋼構造物用耐候性塗料）〔略号：DP〕 標仕　表 18.7.1 による 上塗り塗料の等級：　・1 級　　・2 級　　・3 級 （ふっ素樹脂塗料：1 級　シリコーン樹脂塗料：1～2 級　ポリウレタン樹脂塗料：2～3 級）
12 亜鉛メッキ鋼面の DP 塗り （標仕 18.7.3）	標仕　表 18.7.2 による 上塗り塗料の等級：　・1 級　　・2 級　　・3 級 （ふっ素樹脂塗料：1 級　シリコーン樹脂塗料：1～2 級　ポリウレタン樹脂塗料：2～3 級）
13 コンクリート面及び押出成形セメント板面の DP 塗り （標仕 18.7.4）	JIS K 5658（建築用耐候性上塗り塗料）〔略号：DP〕 種別：・A 種（上塗り 1 級 ふっ素樹脂） ・B 種（上塗り 2 級 シリコーン樹脂） ・C 種（上塗り 3 級 ポリウレタン樹脂）
8 節　つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）	
14 一般事項 （標仕 18.8.1）	JIS K 5660（つや有合成樹脂エマルションペイント）〔略号：EP－G〕
15 EP-G 塗り （標仕 18.8.2～5）	コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等 標仕　表 18.8.1 による 種別：・A 種　　※B 種
16 木部の EP-G 塗り （標仕 18.8.3）	屋内の木部　標仕　表 18.8.2 による
17 鉄鋼面の EP-G 塗り （標仕 18.8.4）	屋内の鉄鋼面　標仕　表 18.8.3 による 種別：・A 種　　※B 種
18 亜鉛めっき鋼面の EP-G 塗り （標仕 18.8.5）	屋内の亜鉛めっき鋼面　標仕　表 18.8.4 による
9 節　合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）	
19 合成樹脂エマルションペイント塗り （標仕 18.9.1,2）	JIS K 5663（合成樹脂エマルションペイント及びシーラー）〔略号：EP〕 標仕　表 18.9.1 による 種別：・A 種　　※B 種
10 節　ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	
20 ウレタン樹脂ワニス塗り （標仕 18.10.1,2）	JASS 18 M-301,502〔略号：UC〕 標仕　表 18.10.1 による 種別：・A 種　　※B 種 工程 1 の着色の適用：　・あり　・なし
11 節　ステイン塗り	
21 ステイン塗り （標仕 18.11.1,2）	・ピグメントステイン塗り　JASS 18 M-306 標仕　表 18.10.1 による ・オイルステイン塗り（OS）：　・図示　　・
12 節　木材保護塗料塗り（WP）	
22 屋外の木材保護	JASS 18 M-307〔略号：WP〕

項　　目	特記事項
塗料塗り （標仕 18.12.1,2）	標仕　表 18.12.1 による 種別：・A 種　　※B 種

19 章　内装工事

項　　目	特記事項
1 節　共通事項	
1　一般事項	※内装材（接着剤共）で、「告示対象建材」（一般共通事項 22 室内空気汚染対策による。）は、F☆☆☆☆規格品とする。
2 節　ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り	
2　材料 （標仕 19.2.1）	・(1)ビニル床シート　JIS A 5705（ビニル系床材）

種　　類	記号	色　柄	厚　さ（mm）
※複層ビニル床シート	FS	・無地 ・マーブル	※2.0　・2.5 ・
・クッションフロア	KS	・	・1.8　・2.3　・3.5　・
・			

工法　　・突付け　　※熱溶接

・(2)ビニル床タイル JIS A 5705（ビニル系床材）

種　　類	色　柄	厚　さ（mm）
※コンポジションビニル床タイル（KT） （・半硬質　・軟質）	・無地 ・マーブル	※2.0　・
・複層ビニル床タイル（FT）	・無地 ・マーブル	※2.0　・
・ゴム床タイル	・	・4　・

ゴム床タイル用接着剤
　施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合
　　主成分による区分　　・
施工箇所　　・

(3) 特殊機能床材
・(ｱ)帯電防止床シート張り
　種類　　・　　（施工箇所　　）
　性能　　・
　厚さ　　・
・(ｲ)帯電防止床タイル張り
　種類　　※コンポジションビニル床タイル（施工箇所　　）
　　・　　（施工箇所　　）
　性能　体積抵抗値　1.0×10^{9} Ω
　厚さ　・2.0 mm　・4.0 又は 4.5 mm
・(ｳ)視覚障害者用床タイル

形　　状	仕様及び厚さ（mm）
※JIS 型 JIS T 9251（高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用 ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）	・合成ゴム貼付用　（・2　・　） ・合成ゴム埋込用　（・25　・　） ・合成ゴム裏面 CON　（・30　・　） ・磁器質タイル　（・15　・　） ・コンクリート（・15　・25　・30　・　）

・点字鋲（　　）
・(ｴ)耐動荷重性床シート
　種類　　・　　（施工箇所　　）
　厚さ　　・
・(ｵ)防滑性床シート
　種類　　・　　（施工箇所　　）
　厚さ　　・
・(ｶ)防滑性床タイル
　種類　　・　　（施工箇所　　）
　厚さ　　・　　寸法　　・
・(4)ビニル幅木
　材種　　※軟質　・硬質
　厚さ（mm）　※1.5　・
　高さ（mm）　※60　・100　・
・(5)ゴム床タイル

項　　目	特記事項
	色柄、種類、厚さ、寸法等： (6)接着剤　JIS A 5536 (床仕上げ材用接着剤) (ｱ) ビニル床シート及びビニル床タイル用接着剤 ※ビニル床シート・床タイル張り及びビニル幅木の接着剤は水性形とする。但し湿気及び水の影響を受けやすい箇所及びゴムタイル張りはウレタン樹脂系接着剤とする。 ※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
3 施工 (標仕 19.2.3)	(1)(ｴ)下地の工法（モルタル塗り、セルフレベリング材塗り、木下地　以外） ・図示　　・ (2)(ｳ)ビニル床シート張りの接合部の処理 ・熱溶接工法　　・
3 節　カーペット敷き	
4 材料 (標仕 19.3.2)	(1)織じゅうたん（JIS L 4404） (ｱ)パイル形状　・カットパイル　・ループパイル　・カット、ループ併用 (ｲ)種別　　標仕 表 19.3.1 による ・A 種　・B 種　・C 種 色柄　　※無地　・柄物 (ｳ)帯電性（人体耐電圧 3kV 以下）　※適用する　　・適用しない (2)タフテッドカーペット（JIS L 4405） パイル形状 ／ パイル長（㎜） ／ 工　法 ／ 帯電性 ・カットパイル ／ ※5～7　・ ／ ※全面接着工法・グリッパー工法 ／ 人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する・適用しない ・ループパイル ／ ※4～5　・ ・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用 ／ ・ ・(3)タイルカーペット（JIS L 4406） パイル形状 ／ 種　別 ／ 形状 ／ 総厚さ ・カットパイル ／ ※A 種　・B 種 ／ タイルカーペット全面接着工法 ／ ※500 ㎜角・ ／ ※6.5 ㎜・ ・ループパイル (4)下敷き材　※反毛フェルト第 2 種 2 号（厚 8 ㎜）　JIS L 3204 (反毛フェルト) (5)取付け用付属品 見切り、押え金物の材質、種類及び形状：　・図示　　・ (6)(ｱ,ｲ)カーペット用の接着剤：※F☆☆☆☆　・
5 工法 (標仕 19.3.3)	・(1)タフテッドカーペットの工法：・グリッパー工法　・全面接着工法 ・(3)(ｶ)織じゅうたんの接合方法：※ヒートボンド工法　・手縫いのつづれ縫い ・(4)(ｲ)タイルカーペットの敷き方 平場　　※市松敷き　・ 階段部分　　※模様流し　・ ※下地がコンクリートの場合は、十分な乾燥を確認すること。
4 節　合成樹脂塗床	
6 材料 (標仕 19.4.2)	(1)(ｱ)(a) 弾性ウレタン樹脂系塗床材 (ｲ)(a) エポキシ樹脂系塗床材 (2)(ｲ) 薄膜型塗床材 ※ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆
7 工法 (標仕 19.4.3)	(2)厚膜型塗床材 種　類 ／ 工法及び仕上げ種類 ／ 厚さ(㎜) ・弾性ウレタン樹脂系塗床材 ／ ※平滑　・防滑　・つや消し（標仕 表 19.4.4 による） ／ ※2 ・エポキシ樹脂系塗床材 ／ ・薄膜流しのべ工法（標仕 表 19.4.5）※平滑　・防滑 ・厚膜流しのべ工法（標仕 表 19.4.6）※平滑　・防滑 ・樹脂モルタル工法（標仕 表 19.4.7）※平滑　・防滑 ／ ・2 ・3 ・4

項　目	特記事項

(3)薄膜型塗床材

種　類	工法及び仕上げ種類	厚さ（mm）
・エポキシ樹脂系塗床材	※薄膜型塗床工法　・ ※平滑　・	・

5 節　フローリング張り

8 材料（標仕 19.5.2）

(1) JAS1073（フローリング）
(2) ※ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆
(3)フローリングの品名
・フローリングボード 1 等　部位（・図示　・　）
・フローリングブロック 1 等　部位（・図示　・　）
・複合フローリング　部位（・図示　・　）

9 工法一般（標仕 19.5.3）

(1)適用する工法

	種　類	釘留め工法		接着工法
		根太張り工法	直張り工法	
・	複合フローリング	・適用	・適用	・適用
・	フローリングボード	・適用	・適用	・適用
・	フローリングブロック	・適用	・適用	・適用

10 釘止め工法（標仕 19.5.4）

(1)根太張り工法

	材料	厚さ・幅・長さ	樹種
・	フローリングボード	標仕 表 19.5.1 による	・図示　・
	複合フローリング	標仕 表 19.5.2 の種別 ・A 種　・B 種　・C 種	・図示　・
・		樹種　・図示　・　・	

(1)(a)⑤接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

(2)直貼り工法

	材料	厚さ・幅・長さ	樹種
・	フローリングボード	標仕 表 19.5.3 による	・図示　・
	複合フローリング	標仕 表 19.5.4 の種別 ・A 種　・B 種　・C 種	・図示　・

11 接着工法（標仕 19.5.5）

(ｱ)材料

	種　類	厚さ・幅・長さ	樹種
・	(b)フローリングボード	標仕 表 19.5.5 による	・図示　・
・	(c)複合フローリング	標仕 表 19.5.6 の種別 ・A 種　・B 種　・C 種	・図示　・
・	(d)フローリングブロック	・図示　・	・図示　・

(e)フローリング裏面の不陸緩和材：
※合成樹脂発泡シート　・図示　・

6 節　畳敷き

12 材料（標仕 19.6.2）

(1)種別　標仕 表 19.6.1　JIS A 5902（畳）
・A 種　・B 種　・C 種［JIS A 5901（稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床）］
・D 種（・KT－I　・KT－II　・KT－III　・KT－K　・KT－N）
・E 種（神戸市型）（E 種は補足標準仕様書による）
(2)衝撃緩和型畳の畳表　JIS A 5902（畳）に基づく
・C1　・C2
・防虫処理　※防虫加工紙　・高周波処理（日本高周波畳協会会員による）
※畳表の JAS シールを監督員に提出し確認を受ける事。

7 節　せっこうボード、その他のボード及び合板張り

13 材料（標仕 19.7.2）

(1)ボードの種類・厚さ等

規格名称	種　類	記　号	厚さ（mm）
木質系セメント板（JIS A5404）	・木毛セメント板	・HW　・NW	・25　・50 ・
	・木片セメント板	・HF　・NF	

項　目	特記事項			
せっこうボード製品（JIS A6901）	・せっこうボード		GB－R	・9.5　・12.5　・
	・シージングせっこうボード		GB－S	・9.5　・12.5　・
	・強化せっこうボード		GB－F	・12.5　・15.0　・
	・せっこうラスボード		GB－L	※9.5
	・化粧せっこうボード	・トラバーチン ・	GB－D	・9.5　・12.5　・
	・不燃積層せっこうボード		GB－NC	※9.5
繊維強化セメント板（JIS A5430）	ケイ酸カルシウム板（タイプ 2）		・0.8FK ・1.0FK	・6　・8　・10　・ ・6　・8　・10　・
			・	・
パーティクルボード（JIS A5908） 繊維板（JIS A5905）	・		・RS・VS ・DV・DO ・DC	・
火山性ガラス質複層板（VS ボード）（JIS A5440）				・

※木質系セメント板・繊維板・パーティクルボードは、再生木質ボード（再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配割合が 1/2 以上である事）を使用する。

・吸音板

規格名称	種　類		記　号	厚さ（㎜）
吸音材料（JISA6301）	・吸音用あなあきせっこうボード		GB－P	・9.5　・12.5
	・ロックウール化粧吸音板	・普　通 ・立体模様	DR	・9　・12　・15

・吸音材　JIS A 6301（吸音材量）

材　種		記　号	厚さ（㎜）
ロックウール吸音材	・ロックウール吸音ベルト 1 号 ・	RW－BL	・25　・30
グラスウール吸音材	・グラスウール吸音ボード 2 号 ・ （・32K　・　）	GW－B	・25　・50

・特殊木毛セメント版　種類：・図示　・
厚さ（㎜）：　・25　・30　・

・メラミン樹脂化粧板　表面仕上げ厚さ(㎜)：　※1.2　・

(2)合板　合板の日本農林規格

材　種	樹種など		厚さ（㎜）	工法	難燃処理
・(a)普通合板	・ラワン ・しな	・1 類 ・2 類	・4　・5.5 ・6　・	・A 種 ※B 種	・
・捨張り用合板	・南洋材 ※針葉樹	・型枠用 ※構造用	・9　・12	・A 種 ※B 種	・
・(b)天然木化粧合板	化粧単板のそば包み ・行う　※行わない 化粧単板の厚さ ※0.3 未満　・		※4.2　・	・A 種 ※B 種	・
・(c)特殊加工化粧合板	表面仕上げの種類 ・オーバーレイ ・メラミン　・ポリエステル ・プリント　・塗　装		※4.0　・	・A 種 ※B 種	・

(2)(イ) ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆
(4)接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

・遮音シール材　・アクリル系シーリング材　・ジョイントコンパウンド

項　　目	特記事項
14 工法 （標仕 19.7.3）	(4)(ｲ) 天井のボードの重ね張りを行う場合 ※下地に直接留めつけ　・ (4)(ｳ)合板の張付けの種別（標仕 表 19.7.3）：　・A 種　・B 種 (6)(ｱ,ｲ) 石こうボードの目地工法等　標仕 表 19.7.4

	目地工法の種類	せっこうボードのエッジの処理
・	継目処理工法	・テーパーエッジ ・ベベルエッジ
・	突付け工法	・ベベルエッジ
・	目透かし工法	・スクェアエッジ

・石こうボード出隅の補強：・行う（亜鉛引鉄板製）　・行わない
・合板類の造作材化粧面の釘打ち
※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
・諸金物　形状　・
寸法　・
材質　・

8 節　壁紙張り

15 材料
（標仕 19.8.2）

(1)壁紙は、ISM（生活環境の安全に配慮したインテリア材料に関するガイドライン）又は SV 規格品とする。　JIS A6921（壁紙）

	品　質	検 定 区 分	施工箇所
・	オレフィン系	・2 級　・	
・	織物	・1 級　・3 級　・4 級	
・			

防火性能：・不燃　・準不燃　・難燃
ホルムアルデヒド放散量：　※F☆☆☆☆
接着剤　※JIS A 6922 による 2 種 1 号又は 2 種 2 号

16 施工
（標仕 19.8.3）

(1)モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ　標仕 表 18.2.4
※B 種　・A 種　・
(2)コンクリート面の素地ごしらえ　標仕 表 18.2.5
※B 種　・

9 節　断熱・防露

17 断熱材打込み工法
（標仕 19.9.3）

(1)(ｱ)材料　発泡プラスチック断熱材　JIS A 9521（建築用断熱材）

種　類	種　別	厚さ（mm）
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	・　・	・25　・
・押出法ポリスチレンフォーム	・　・	・25　・
・硬質ウレタンフォーム	・　・	・
・フェノールフォーム	・　・	・

ホルムアルデヒド放散量：　※F☆☆☆☆
(1)(ｲ) 接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

18 断熱材現場発泡工法
（標仕 19.9.4）

(1)材料　JIS A 9526 (建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)
種類　・A 種 1（難燃材料適合品）　・A 種 1H
(2)吹付け厚さ（mm）
・図示　・

19 後付け断熱・防露材

材料　・
厚さ（mm）　・
施工箇所　・天井　・壁　・床　・

部位	材　料	工　法
天井	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート素地天井面に直張り
	・	
壁	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート及びモルタル壁面に直張り
	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード	あと張り工法
	・ロックウールフェルト及び保温板	壁面の胴縁内に断熱材を張る。

項　　目	特記事項		
		・グラスウール保温板	
		・	
	床	・ロックウールマット	床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。
		・住宅用グラスウール断熱材	
		・	

20 章　ユニット及びその他の工事

項　　目	特記事項
1　一般事項	※造付家具やユニット製品等で「告示対象建材」（総則 22 室内空気汚染対策による。）を使用する場合は、Ｆ☆☆☆☆規格品又は同等以上とする。 ※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ※木材を原材料とした造付家具等において、神戸市産木材の調達が可能な場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
2 節　断熱・防露工事	
2　材料・施工部位 （木仕 20.2.2,3）	(1)断熱材　木仕 表 20.1.1

分類	材料名	規格	施工部位	厚さ（mm）	密度
フェルト状断熱材	・グラスウール	JIS A 9521			
	・ロックウール				
ボード状断熱材	・グラスウール				
	・ロックウール				
	（発泡プラスチック断熱材） ・ビーズ法ポリスチレンフォーム ・押出法ポリスチレンフォーム ・硬質ウレタンフォーム ・ポリエチレンフォーム ・フェノールフォーム				
	・インシュレーションファイバー				
ばら状断熱材	・グラスウール ・ロックウール ・セルロースファイバー	JIS A 9523			
現場発泡断熱材	吹付け硬質ウレタンフォーム ・A 種 1 ・A 種 1H（難燃性を有するもの）	JIS A 9526			
・上記以外の断熱材					

(2)防湿材
- JIS A 6930 (住宅用プラスチック系防湿フィルム)　厚さ：
- JIS Z 1702 (包装用ポリエチレンフィルム)　厚さ：
- JIS K 6781 (農業用ポリエチレンフィルム)　厚さ：

(3)気密材
種類：　※図示　・
厚さ：　※図示　・

(4)防風材
※JIS A 6111 に基づく透湿防水シート　・図示　・

3　断熱材及び防湿層の施工 （木仕 20.2.4）	・(3)(ｱ)(d)標仕以外の充填断熱工法の断熱材の取付け：　※図示　・ ・(3)(ｲ)(d)標仕以外の外張断熱工法の断熱材の取付け：　※図示　・ ・(3)(ｲ)(e)防蟻処理 ・(4)(ｱ)防湿層の省略：　※行わない　・行う ・(4)(ｹ)(c)断熱構造とする部分に用いる床下及び小屋裏点検口：　※図示　・ ・(4)(ｺ)(b)電気配線のコンセント及びスイッチボックスの回りの施工 ※図示 ・気密措置が講じられた専用のボックスを使用する ・コンセント及びスイッチボックスの回りを防湿フィルムでくるむ
4　各部位の工法 （木仕 20.2.5）	・(ｱ)(b)床に防湿フィルムを張らない場合の施工 ・床下地板に構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード等の床合板等を用いる ・床合板等は、下地のある部分で継ぐか又はさね付きとし、それ以外の場合は、気密テープで床合板の継目の処理を行う ・(ｳ)(f)天井断熱の場合の天井点検口　※図示　・ ・(ｵ)気流止めの施工

項　　目	特記事項
	気密材の材料：　※図示　　・ 工法：　※図示　　・ ・(ｶ)気密措置（断熱材及び防湿材に隙間が生じないような気密措置） 工法：　※図示　　・
3 節　サイディング工事	
5　窯業系サイディング工事 （木仕 20.3.2）	・(1)(ｱ)材料 JIS A 5422（窯業系サイディング） 種類　※図示　　・ 形状　※図示　　・ 働き長さ・働き幅　※図示　　・ 厚さ　※図示　　・ 表面仕上げ　※図示　　・ 耐凍害性能　※図示　　・ 防火・耐火性能　※図示　　・ ・(1)(ｴ)(a)通気胴縁 樹種　※杉　　・図示　　・ 寸法 ・(1)(ｴ)(b)防腐処理　　・行う　　・行わない ・(3)(ｱ)サイディングの張り方：　・縦張り工法　　・横張り工法 ・(3)(ｳ)(a)⑨ 、(b)⑤ 建具上部の雨水の搬出路の位置　※図示　　・ ・(3)(ｳ)(c)換気口部の防水措置 ※標準仕様書による　　・図示 ④ 換気口、接続パイプ、パイプ受け ※JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）　　・図示 ・(3)(ｴ)強風地域での補強　※図示　　・ ・(3)(ｵ)現場塗装を行う場合の下地処理　※図示　　・ ・(3)(ｶ)シーリング材の目地寸法 幅　※10 ㎜程度　　・図示　　・ 深さ　※5 ㎜程度　　・図示　　・
6　複合金属サイディング工事 （木仕 20.3.3）	・(1)(ｱ)材料 JIS A 6711（複合金属サイディング）　追補 1 種類　※図示　　・ 形状　※図示　　・ 有効幅　※図示　　・ 長さ　※図示　　・ 厚さ　※図示　　・ 表面材・しん材の種別　※図示　　・ 防火・耐火性能　※図示　　・ ・(1)(ｴ)(a)通気胴縁 樹種　※杉　　・図示　　・ 寸法 ・(1)(ｴ)(b)防腐処理　　・行う　　・行わない ・(3)(ｱ)サイディングの張り方　　・縦張り工法　　・横張り工法
4 節　ALC パネル（薄型パネル）工事	
7　パネル工事 （木仕 20.4.2）	・(1)(ｱ)材料 JIS A 5416（軽量気泡コンクリートパネル）に基づく薄型パネル 種類　※図示　　・ 形状　※図示　　・ 寸法　※図示　　・ ・(1)(ｴ)(a)通気胴縁 樹種　※杉　　・図示　　・ 寸法 ・(1)(ｴ)(b)防腐処理　　・行う　　・行わない
8　パネルの施工 （木仕 20.4.3）	・(1)構法　　・通気構法　　・直張り工法 ・(2)取付け　　・横張り工法　　・縦張り工法 ・(3)パネル幅の最小限度　※150 ㎜　　・図示　　・

項　目	特記事項
標準仕様書 20 章　ユニット及びその他の工事	
2 節　ユニット工事等	
1 フリーアクセスフロア （標仕 20.2.2）	材料等　JIS A 1450（フリーアクセスフロア試験方法） 施工箇所 ／ 材　質（・アルミダイカスト ・スチール ・）／ 寸　法（・450 角 ・500 角 ・）／ 耐荷重性能（・3000N ・5000N）／ 適用地震時水平力（・0.6G ・1.0G） 表面仕上げ材　・帯電防止ビニル床タイル　・タイルカーペット ・帯電防止性能　（　　） ・漏えい抵抗（　　）
2 可動間仕切 （標仕 20.2.3）	材料等　JISA6512（可動間仕切） 構造形式による種類　・SI・SE・PP・SP　・密閉形　・開放形　・自立形 構成材の種類　・一般パネル　・出入口付パネル・出入口以外の開口部パネル ・AL・ST・E　・w　・st　・ 遮音性（dB）　・15　・30　・36　・ パネル表面仕上げ（　　） 形状・寸法　※図示
3 移動間仕切 （標仕 20.2.4）	パネルの操作方法による種類（・手動式　・電動式　・部分電動式） パネル表面材の材質、仕上げ（　　） パネル圧接装置の操作方法　（　　） 遮音性　・36dB 未満　・36dB 以上　・ ハンガーレール取付け下地の補強 ※取付け全重量の 5 倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
4 トイレブース （標仕 20.2.5）	材料　JISA6512（可動間仕切） 材質　・メラミン樹脂化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 脚部の種類　※幅木型　・足金物型
5 手すり （標仕 20.2.6） 及びタラップ （標仕 20.2.12）	(1)材種、形状、寸法等 ・手すり ・タラップ　・鋼　亜鉛めっきの場合 ※14.2.2 の C 種 ※ステンレス鋼　※No.2B　・塗装 (2)手すりの取付け工法：　・接着工法　・埋込み工法 ・階段手すり 笠木　・ビニール製　・造作用集成材　・ 受け材　・スチール　・ステンレス　・
6 階段滑り止め （標仕 20.2.7）	(1)材質　※ステンレス製タイヤ入り幅 35 ㎜　・ 形状、寸法　※図示　・ (2)工法　※接着工法　・埋込み工法
7 黒板及びホワイトボード （標仕 20.2.9）	(1)材料　JIS S 6007（黒板） ・黒板　区分：※焼付け　種類：・鋼製黒板 ・ほうろう黒板　枠：※アルミニウム製 ・ホワイトボード　・　・ ホワイトボードは、全国黒板工業連盟によるほうろう白板連盟基準に適合した製品とする。
8 鏡 （標仕 20.2.10）	鏡のガラス　JIS R 3220（鏡材） 厚さ（㎜）　・5　・
9 表示 （標仕 20.2.11）	(1)衝突防止表示　(2)法令に基づく表示 ・衝突防止表示　※図示　・ステンレス

項　目	特記事項

	・	・
・非常用進入口	※図示　・	・・

(2)室名札等

種　類	材　質	形　状	印刷等の種別	色彩・書体
・室名札	・アクリル板 ・	・既製品 (≒80×250) ・図示	・ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ ・ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ ・	
・ﾋﾟｸﾄｸﾞﾗﾌ	・アクリル板 ・	・既製品 (≒200×200) ・図示	・ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ ・	
・階数表示板	・アクリル板 ・	・既製品 (≒250×250) ・図示	・ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ ・ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ ・	

※見本品提出の上、監督員の承諾を受ける

(2)案内板
　枠材　・ステンレス製　・
　形状　※図示

(2)建物銘板

種　類	寸　法	材　質	仕 上 げ
・館名板			
・融資館名板			

文字数　(　　)字程度
字体　(　　)体

10 煙突ライニング（標仕 20.2.13）

(1)材料（適用安全使用温度）：　・図示　・
(2)工法：　・図示　・

11 ブラインド（標仕 20.2.14）

(1)材料　横形ブラインドは JIS A 4801 (鋼製及びアルミニウム合金製ベネシャンブラインド)による

形　式	・横型ブラインド	・縦型ブラインド
スラットの材種	・アルミニウム合金	・アルミスラット ・クロススラット
開閉方式、操作方式	※ギヤ式　・コード式	※2 本操作ｺｰﾄﾞ方式　・
スラット成形幅（㎜）	・25　・35　・50　・	・100　・80

・ブラインドボックス
　材種　・木製　・スチール製　・アルミ製

12 ロールスクリーン（標仕 20.2.15）

(1)操作方式　・スプリング式　・チェーン式　・電動式
　取付け幅、高さ　※図示
(2)材種、品質等　・ガラス繊維製　・合成・天然繊維製　・木製
(4)その他の材料　・図示　・

・ロールスクリーンボックス
　材種　・木製　・スチール製　・アルミ製

13 カーテン及びカーテンレール（標仕 20.2.16）

(1)形式、付属金物等　(2)(ｱ)材料　(3)工法

生地の品質	ひだの種類	形式	引分装置	施工箇所
・	・つまみひだ　・片ひだ ・	・片引 ・引分	・有 ・無	
・	・つまみひだ　・片ひだ ・	・片引 ・引分	・有 ・無	

暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なり
　※300 ㎜以上　・

(2)(ｲ,ｳ)カーテンレールの材料　JIS A4802（カーテンレール（金属製））
　レール：　・シングル　・ダブル

レール、ブラケット強さ区分	レール材料区分	レール仕上	形 状
※10－90	※AS　・AP	※アルマイト	※角形

項　　目	特記事項
	・10－60　・SUS　・S　・　・ ・カーテンボックス 材種　・木製　・スチール製　・アルミ製
14 掲示板	枠材　※アルミ（厚 1 ㎜）　・木 仕上材　※特殊発泡加工ビニル貼（周囲押縁） ・ ※色合い、品質は監督員承諾 下地ラワン厚 5.5 ㎜、裏桟 30 ㎜角杉 1 等材、450 ㎜間隔取付
15 コーナービード	材種　※ステンレス　・アルミニウム合金　・真鍮 高さ　・1.8m 程度　・天井まで
16 天井見切り縁	※アルミニウム製　・塩化ビニル製　・
17 床見切り押さえ金物	材質　・ステンレス製　・ 形状　・への字型（幅　　㎜） ・ハット型（　　㎜）　・
18 ジョイナー	種別　・塩化ビニル製　・
19 アコーディオンドア	表面材　※ビニルレザー張り　・ 形式　・両開　・片開 折りたたみ幅（　　）㎜
20 スライディングドア	パネル厚さ　・図示　・ 表面仕上げ　・図示　・ 接点の接床処置　・有　・無
21 点検口	・天井　※アルミニウム既製品（内外枠共） ・ 寸法（㎜）　・450×450　・600×600 ・床　※ステンレス既製品（目地材質共） ・ 寸法（㎜）　・450×450　・600×600 ・屋上　※厚 1．2㎜亜鉛メッキ鋼板製（図示） ・ 天井にあおり止め、ストッパー、南京錠取付
22 換気扇取付け枠	・木製　（※米桧　・　） ・アルミプレート（厚さ　※3.0 ㎜　・　）
23 換気口	・換気パイプ　※硬質塩化ビニル管 50φ（内側ステンレス製防虫網外側井桁付エルボー型） ・ 取付けは外側へ下り勾配、外壁との取合には弾性シーリング材を充填する。 ・床下換気金物 ※鋳鉄（コールタール焼付厚 9 ㎜）・プラスチック ※ステンレス金網裏打ち　・裏打ちなし 取付けは外側へ下り勾配内外周囲はモルタルで据付 ・レジスター、固定ガラリ ※既製品（外部水切り付固定ガラリ　内部ステンレス製防虫網〔外壁取付時〕） 外壁設置時は外部水切付き固定ガラリ
24 マンホールカバー	種別　・一般型　・防水型　・防臭型 ・防水防臭型（・化粧型　・一般用） 全面コールタール焼付塗装鋳鉄製 鍵　※有　・無
25 くつふきマット	・材種：塩化ビニール又はゴム／受枠ステンレス鋼 ・材種及び受け枠：硬質アルミニウム合金 ・材種及び受け枠：ステンレス板 水抜パイプ　※有　・無
26 浴　槽	・浴槽（・ホーロー　・FRP　・ステンレス　・　） ・ふた（※ビニール製折りたたみ式　・　）

項　　目	特記事項
	浴槽の B 種は JIS 規格品とする。
27 すのこ	材種　・ひのき（ひば、米ひ、台ひ） ・合成樹脂（市場品） すのこ板の根太よりのはねだしは 30 ㎜程度 ステンレス木ねじ止め金物は、監督員承諾による。
28 造付家具	適用家具　・戸棚　・下足箱　・本棚 ・ 塗　装　※合成樹脂調合ペイント塗り ・ 防虫処理　※行う　・行わない 錠　※差込み錠　・ 戸　車　※ナイロン　・ レール　※黄銅又はステンレス　・ 製作用材は次による ランバーコア合板　※表面ラワン単板厚 3 ㎜ 心材は米杉・米栂等の乾燥材 フラッシュ合板　※表面ラワン単板厚 4 ㎜ かまち、中桟類は米杉、米栂等 骨組間隔は、タテヨコ共 300 ㎜以下とする。 ホルムアルデヒド放散量 合板類（JAS）　※Ｆ☆☆☆☆　・ MDF 及びパーティクルボード（JIS） ※Ｆ☆☆☆☆　・ ※接着剤は、水性形のものとする。 ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
29 流し台及びコンロ台	※市場品（天板、シンクはステンレス鋼板 SUS304） ・BL 部品（公共住宅型）
30 屋上丸環	材種　・ステンレス鋼　・
31 避難ハッチ等	※ステンレス（アラームはネジ巻き式）
3 節　プレキャストコンクリート工事	
32 材料 （標仕 20.3.2）	(3)補強鉄線 径及び網目寸法：　・図示　・
33 製作 （標仕 20.3.3）	(1)コンクリートの設計基準強度 ・図示　・ (4)配筋 ・図示　・
34 取付け工法 （標仕 20.3.4）	施工箇所：　・図示 取付け方法：・図示
4 節　間知石及びコンクリート間知ブロック積み	
35 材料 （標仕 20.4.2）	(1)間知石の材種　※竜山石　・御影石 (3)コンクリート間知ブロック　JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品） 種類：　・長方形　・正方形　・H 型　・六角形 質量区分：　※ブロック A　・ブロック B
36 工法 （標仕 20.4.3）	(3)(ｱ)練積みの工法　※谷積み　・布積み (ｹ)目塗り　・行う　・行わない (ｺ)伸縮目地材の材種及び厚さ：　※図示　・ ※水抜きは、径 75 ㎜以上の硬質ポリ塩化ビニル管とする。 ※積石のあいかけは、6～9 ㎜以上とする。
37 他の石積み	・割石積み　（材種　　）

項　　目	特記事項
	・雑割石積み（材種　　） ・野面石積み（材種　　） ・玉石積み　（材種　　）
その他	
38 敷地境界石標	種　別　　・花こう岩 　　・コンクリートブロック製 　　・その他（　　）
39 門　扉	材　種　　※鋼製　　・アルミ製　　・鋳物 開閉方法　※手動　　・電動 開閉安定器　　・有　　・無 　鋼材接合は、電気溶接を原則とする。 　SOP 塗（標準仕様書 第 18 章）とする。
40 フェンス	形式　・格子フェンス 　　・ネットフェンス（・溶接金網　　・菱形金網） ※色合い、金網等は見本品にて監督員の承諾を受ける。 角度や勾配の変わる位置には、支柱を設置する。

21 章　排水工事

項　　目	特記事項
2 節　屋外雨水排水	
1　材料 （標仕 21.2.1）	(1)排水管用材料　標仕 表 21.2.1

名　称	種類・記号	呼び径
・遠心力鉄筋コンクリート管（JIS A 5372）	外圧管(1 種)	
・硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）	・VP　・VU	
・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管（JIS K 9797）	RS-VU	
・硬質ポリ塩化ビニル管継手（JIS K 6739）	・DV ・VU 継手	

・鋼管
・有孔排水管（　　）
・透水管　　（　　）

(4) 側塊　JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) のマンホール側塊
　　形状及び寸法：・図示　　・

(5)排水桝の種類

種　別	形　状	寸　法　　(mm)
・現場打ち	・角型　・	※図示　・
・既製品	・角型 ・	・４５０×４５０ ・６００×６００ ・

(5)ふたの種類
　・鋳鉄製グレーチング　・鋼製グレーチング
　・ステンレス製グレーチング
　・コンクリート製ふた
　・鋳鉄製ふた

名　称	種　類
・マンホール蓋 ・床化粧マンホール蓋 ・格子蓋 ・インターロッキング用化粧マンホール蓋	・水封形 ・簡易密閉形 ・密閉形 ・

　適用荷重　・歩道　・T－2　・T－6　・T－14　・T－20　・T－25
　メインバーピッチ等　・細目、ノンスリップ　・

(6)グレーチング
　材質　　・鋳鉄製グレーチング　・鋼製グレーチング
　適用荷重　・歩道　・T－2　・T－6　・T－14　・T－20　・T－25
　メインバーピッチ等　・細目、ノンスリップ　・

(8)現場打ちの場合のコンクリート強度
　コンクリートの種類：　※普通コンクリート　　・
　設計基準強度：　※18N/mm²　・
　スランプ：　・15 cm　　・18 cm

(9)現場打ちの場合の鉄筋：　※SD295　　・

(10)凍上抑制層に用いる材料：　・図示　　・砂　　・

(12)埋め戻しに用いる材料：　※B 種（標仕 表 3.2.1）　　・

2　施工 （標仕 21.2.2）	(6)(a)側塊及び排水桝の足掛け金物 ・幅 400 mm、径 22mm のステンレス製 ・径 22mm の防錆処置を行った鋼製 ・径 19mm の合成樹脂被覆加工を行った足掛け金物 (7)遠心力鉄筋コンクリート管 (ｱ)基床の厚さ及び種類：　・図示　　・ (8)硬質ポリ塩化ビニル管 (ｱ)基床の厚さ及び種類：　・図示　　・ (ｲ)接手の工法：　※接着剤　　・ゴム輪

項　　目	特記事項
3 節　街きょ、縁石及び側溝	
3 材料 （標仕 21.3.1）	(1)縁石の種類 ※コンクリート境界ブロック 【JIS A 5371［プレキャスト無筋コンクリート製品（境界ブロック）］】 種類 ・片面歩車道境界ブロック ・両面歩車道境界ブロック ・地先境界ブロック 形状・寸法（JIS による呼び） ・A　・B　・C ・現場打ち縁石（Fc＝（・15 ・18）N/㎜ ^{2}） 現場打ち縁石では、天端出隅は面取りする。 ・PC 製縁石（JIS 規格品） ・玉石縁石 ・空洞ブロック縁石（JIS A 5406（空洞ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ）の規格品） ・れんが縁石（JIS R 1250（普通れんが）２種の規格品） (1)側溝の種類 側溝の種類及び形状（JIS による呼び名） ・現場打ち側溝（Fc＝（・15 ・18）N/㎜ ^{2}） 形状　・ ・鉄筋コンクリート L 形側溝 呼び名　・250A　・250B　・ ・コンクリート L 形側溝 呼び名　・250A　・250B　・ ・鉄筋コンクリート U 形側溝 呼び名　・150　・180　・240　・ ・PC 製側溝（JIS 規格品） ・L 型　・U 形　・ (1)溝ぶたの種類 ・鋳鉄製グレーチング　・鋼製グレーチング　・縞鋼板製 ・鉄筋コンクリート製　・PC 製溝ぶた（JIS 規格品） 適用荷重　・歩道　・T－2　・T－6　・T－14　・T－20　・T－25 メインバーピッチ等　・細目、ノンスリップ　・
3 施工 （標仕 21.3.2）	(1)地業の材料 ※再生クラッシャラン　・切込み砂利　・切込み砕石 (1)砂利事業の厚さ ※100 ㎜　・図示　・ ※水流れ勾配は 1/150 以上とする。 ※内部、縁は防水モルタル塗りこて押さえとする。 ※コンクリート打放しの場合は天端出隅を面取りする。

22 章　舗装工事

項　　目	特記事項
2 節　路床	
1　路床の構成及び仕上がり （標仕 22.2.2）	(1)(ｱ)凍上抑制層 適用：　・図示　　・適用する　　・適用しない 厚さ：　・図示　　・ (ｲ)透水性舗装に用いるフィルター層の厚さ：　・図示　　・ (ｳ)路床安定処理 適用：　・図示　　・適用する　　・適用しない 厚さ：　・図示　　・
2　材料 （標仕 22.2.3）	(1)盛土に用いる材料（標仕 表 3.2.1） ・A 種　　・B 種　　・C 種　　・D 種 (2)凍上抑制層に用いる材料：　・図示　　・砂　　・ (4)路床安定処理用添加材料（標仕 表 22.2.1） ・普通ポルトランドセメント　　・高炉セメント B 種 ・フライアッシュセメント B 種　　・生石灰特号　　・生石灰 1 号 ・消石灰特号　　・消石灰 1 号
3　施工 （標仕 22.2.4）	(7)設計 CBR の設定：　・4　　・3　　・3 未満（　　）
4　試験 （標仕 22.2.4）	(1)路床土の支持力比（CBR）試験　JIS A 1211（CBR 試験方法） ※行わない　　・行う（・乱した土　・乱さない土） (2)路床締固め度の試験　JIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法） ・行う　　・行わない (3)現場 CBR 試験　JIS A 1222（現場 CBR 試験方法） ・行う　　・行わない ・砂の粒度試験　JIS A 1204（土の粒度試験方法） ・行う　　・行わない
3 節　路盤	
5　路盤の厚さ及び仕上り （標仕 22.3.2）	(1)路盤の厚さ（　　）
6　材料 （標仕 22.3.3）	(1)路盤材料（標仕 表 22.3.1） ・クラッシャラン　　・粒度調整砕石　　※再生クラッシャラン ・再生粒度調整砕石　　・クラッシャラン鉄鋼スラグ　　・粒度調整鉄鋼スラグ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
4 節　アスファルト舗装	
7　舗装の構成及び仕上り （標仕 22.4.2）	(1)構成及び厚さ（　　） 形状及び寸法は図示による。 (4)舗装の平たん性 ・図示　　・
8　材料 （標仕 22.4.3）	(1)アスファルト ・ストレートアスファルト　JIS K 2207 (石油アスファルト) ※再生アスファルト（※60～80　・80～100） (3)　表面処理用の乳剤 ・PK-1　・PK-2　※PK-3 (4)石粉 神戸市下水汚泥焼却灰の使用 ・しない　※する 焼却灰の使用比率は石粉全体の 30%以下とし、品質は標仕 22.4.3(4)による。
9　配合その他 （標仕 22.4.4）	(1)表層の加熱アスファルト混合物等の種類（標仕 表 22.4.4） ※再生加熱アスファルト混合物 ・加熱アスファルト混合物 再生加熱又は加熱アスファルト混合物の種類 ・密粒度アスファルト混合物（13）

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td></td><td>・細粒度アスファルト混合物（13）</td></tr>
<tr><td>10 試験
（標仕 22.4.6）</td><td>(3)(ｱ)アスファルト混合物の抽出試験
・行う　※行わない</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 節　コンクリート舗装</td></tr>
<tr><td>11 舗装の構成及び仕上り
（標仕 22.5.2）</td><td>(1)コンクリート舗装の構成及び厚さ
・車路（・150　・200）　・歩行（※70　・　　）
形状及び寸法は図示による。</td></tr>
<tr><td>12 材料
（標仕 22.5.3）</td><td>(1)舗装に使用するコンクリート　（標仕 表 22.5.1）
種類：　※普通コンクリート
設計基準強度（N/mm²）：　・24　　・18
スランプ（cm）：　・8　　・
粗骨材の最大寸法（cm）
砂利：　・25　　・40
砕石：　・20　　・25
(2)早強ポルトランドセメント　・使用する　・使用しない
(4)注入目地材料　　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ
(6) 溶接金網　　・あり　　・なし</td></tr>
<tr><td>13 施工
（標仕 22.5.4）</td><td>(5)(ｱ) コンクリート版の目地の種類及び間隔
※標仕 表 22.5.3 による
※目地は縦横方向共 4m に 1 カ所膨張目地とし、マンホール側溝周囲も膨張目地とする
・転圧コンクリート舗装
工法（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">6 節　カラー舗装</td></tr>
<tr><td>14 舗装の構成及び仕上り
（標仕 22.6.2）</td><td>(1)舗装の種類：　・加熱系　　・常温系
(2)加熱系カラー舗装
表層の結合剤：・アスファルト混合物　・石油樹脂系混合物
<table>
<tr><th></th><th>加熱系の部位</th><th>舗装の厚さ（mm）</th></tr>
<tr><td>・</td><td>車道部（基層なし）</td><td>・</td></tr>
<tr><td>・</td><td>車道部（基層あり）</td><td>・</td></tr>
<tr><td>・</td><td>歩道部</td><td>・</td></tr>
</table>
(3)常温系カラー舗装
着色部の下部：　・アスファルト舗装　　・コンクリート舗装
(ｱ)着色部の厚さ
・ニート工法：　3～5 mm
・塗布工法　：　1 mm程度
加熱系混合物の抽出試験
・行う　　※行わない
カラー舗装の着色骨材については品質証明書を作成の上、監督員の承諾を受ける。</td></tr>
<tr><td>15 材料
（標仕 22.6.3）</td><td>(1)(ｳ)添加する材：　・着色骨材　　・自然石</td></tr>
<tr><td>16 配合その他
（標仕 22.6.3）</td><td>(1)(ｲ)加熱系混合物の配合　結合剤に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量
・図示　　・
(2) ニート工法及び塗布工法の配合
・図示　　・</td></tr>
<tr><td colspan="2">7 節　透水性アスファルト舗装</td></tr>
<tr><td>17 舗装の構成及び仕上り
（標仕 22.7.2）</td><td>(1,2)構成及び厚さ（　　）
形状及び寸法は図示による。
(2)(ｲ)舗装の平たん性
・図示　　・著しい不陸がないもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 節　ブロック系舗装</td></tr>
<tr><td>18 舗装の構成及び仕上り
（標仕 22.8.2）</td><td>(1) 舗装の構成及び厚さ　（標仕 表 22.8.1）
(ｱ)コンクリート平板舗装の目地材
目地材　　※砂　　・モルタル</td></tr>
</table>

項　　目	特記事項
	(ｲ)舗石舗装の基層：　・アスファルト混合物　　・コンクリート版 基層の厚さ：　・50 ㎜　　・70 ㎜ (ｳ) コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・砂　　・空練りモルタル (2)平たん性：　・図示　　・ ・(ｳ)舗石及びレンガ舗装 表層　・舗石　（　　） ・レンガ（　　）
19 材料 （標仕 22.8.3）	(1) コンクリート平板　JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品） 種類：　※普通平板　　・透水性平板　　・保水性平板 寸法：　※300　　・400　　・450　　・500 厚さ：　・30　　※60　　・80（車乗入部） (2) インターロッキングブロック　JIS A 5371 種類　・普通ブロック　・透水性ブロック　・保水性ブロック 製品　※標準品　　・ 厚さ（㎜）車道部　※80　・ 歩道部　※60　・ 強度及び透水係数は、インターロッキングブロック舗装設計施工要領（(社)インターロッキングブロック舗装技術協会）による。 (3)舗石に用いる石材 種類：　・図示　　・ 形状：　・図示　　・ 寸法：　・図示　　・ 厚さ：　・図示　　・ ・レンガ舗装のレンガ：　・図示　　・
9 節　砂利敷き	
20 材料 （標仕 22.9.2）	種別　通　路　　※A 種　　・B 種 建物周囲その他　　・A 種　　※B 種
その他	
21 視覚障害者用点字ブロック	JIS T 9251（高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用 ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列） 形　状：※JIS 型 仕様及び厚さ（㎜）：・合成ゴム貼付用　（・ 2　・　　） ・合成ゴム裏面 CON　（・30　・　　） ・コンクリート（・30　・60　・　　）
22 まさ土敷き （補仕 22.10.2）	種別　通　路　　※A 種　　・B 種 建物周囲その他　　・A 種　　※B 種
23 車両乗入施設	※図示（市道、県道、国道の歩道への設置）　　・ 神戸市道の場合、「神戸市開発指導要綱」等による。「乗入れ施設設置基準」 ※施工は、それぞれの道路管理者の定めにより申請手続き等は請負人にて行う。
24 区画線 （補仕 22.11.1）	区画線の規格　JIS K 5665（路面標示用塗料） 種類　　※3 種 1 号　　・ 色　　※白　　・ 塗布幅　　・ 塗布厚さ　※1.0 ㎜　・

23 章　植栽工事

項　　目	特記事項
1 節　共通事項	
1　植栽地の確認等 （標仕 23.1.3）	(1)土壌の試験 酸度の試験〔水素イオン濃度指数(pH)〕：・行う　　・行わない 塩分量の試験〔電気伝導度(EC)〕：・行う　　・行わない 発生土の処理は、3 章土工事の 6 建設発生土による。
2 節　植栽基盤	
2　植栽基盤一般 （標仕 23.2.2）	(1)植栽基盤の整備 ・整備する　　・整備しない ・整備する（緑化計画届対象工事）神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 ※芝及び地被類の植栽においては必ず植栽基盤を整備する。 (2)有効土層として整備する面積 ※図示　　・　　（㎥） (3)排水対策：　・図示　　・ (4)整備工法（標仕 表 23.2.2） 樹　木　　※A 種　・B 種　・C 種　・D 種 芝及び地被類　　・A 種　※B 種　・C 種　・D 種 (5)土壌改良材：　・適用する　　・適用しない
3　材料 （標仕 23.2.3）	(1) 植込み用土 ・客土　　・開発時に保全した表土　　※現場発生の良質土 ・まさ土（緑化計画届対象工事） 客土厚：下表による「神戸らしい緑化ガイドライン」（P78） 高木（C＝30 ㎝以下）　60 ㎝ 中木　50 ㎝ 低木　40 ㎝ 地被（草本　20 ㎝ ツル植物（計画高さ 6m 以下）　40 ㎝ (2)土壌改良材の種類 土壌改良資材の種別　「神戸らしい緑化ガイドライン」（P78） ※バーク堆肥と発泡材を容積比率 1 対 2 の割合で混合したもの 発泡材：・真珠岩系パーライト（客土の透水性が良い場合） ・黒曜石系パーライト（客土の透水性及び通気性が悪い場合） ・下水汚泥コンポスト（有害なものが混入していないこと。）
4　工法 （標仕 23.2.3）	(5)土壌改良材の指定量 標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量 ※「神戸らしい緑化ガイドライン」（P78）の表による ・バーク堆肥の場合は 50 リットル、発酵下水汚泥コンポストの場合は 10 リットル ※地被やツル植物：客土量の 20%を目安に土壌改良改良資材を使用 ・緑化計画届対象工事のため別途図示による
3 節　植樹	
5　材料 （標仕 23.3.3）	(2) 樹木の樹種、寸法、株立数：　・図示　　・ 刈込みものの適用、数量：　　・図示　　・ (3)支柱材 ※丸太（※間伐材　　・杉の焼丸太　　・　　）　・竹 「神戸らしい緑化ガイドライン」（P78）の表による 支柱形式は、図示による。 ※間伐材は有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ・添え柱形　・鳥居形　・ハッ掛け形　・布掛け形　・ワイヤ掛け形　・地下埋設型 (4) 幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ　　・わら又はこも ※植栽工事の施工写真 「神戸らしい緑化ガイドライン」（P79）「施工写真記録要領」参照
6　新植樹木の枯補償 （標仕 23.3.4）	(1)※引渡しの日から 1 年 期間内に樹木が枯死、枝損傷、形姿不良等となった場合は、同等以上のものを再植樹すると

項　　目	特記事項
	ともに、取り除いた樹木の処分を行う。 ・
7 移植樹木の枯損処置 （標仕 23.3.6）	(1)※引渡しの日から 1 年 期間内に樹木が枯死した場合は、直ちに伐採及び抜根を行い、良質土で埋め戻し、整地する。 ・
8 既存樹木等の処置	※図示 ・
4 節　芝張り、吹付けは種及び地衣類	
9 材料 （標仕 23.4.2）	(1)(ｱ)芝の種類　※コウライシバ　・ノシバ (3)吹付けは種用種子 (ｱ)種類　※洋芝類　・図示 種子量（g/㎡）　・図示 (4)地衣類 植物の種類：　・図示 芽立数：　・図示 径：　・図示 単位面積当たりの株数：　・図示
10 芝張りの工法 （標仕 23.4.2）	(1)芝張り：　・目地張り　・べた張り
11 養生その他 （標仕 23.4.2）	※畑土、黒土等植物の成育に適した土とし、他の土の場合は改良して用いる
5 節　屋上緑化	
12 植栽基盤 （標仕 23.5.2）	(1)(ｲ)屋上緑化システムの土壌層の厚さ：　・図示　・
13 材料 （標仕 23.5.3）	(1) 屋上緑化システムの各構成層の材質及び性能 (ｳ)排水層の種類 ・(a)軽量骨材　層の厚さ（　　）㎜ ・(b)透水排水管 ・(c)板状成形品 (ｵ)土壌層の種類 ・(a)人工軽量土　※(b)改良土 (2) 屋上緑化軽量システムの各構成層の材質及び性能 ※システム製作所の仕様　・ システム製作所の仕様は、必要資料を監督員に提出し、承諾を得ること。 (4)樹種、数量等 ・樹木（樹種　　） 数量　※図示　・（　　）本又は株 寸法　※図示　・（　　）m ・芝（種類　　）　数量　※図示　・（　　）㎡ ・ (5)見切り材：　・図示 舗装材：　・図示 水抜き管：　・図示 マルチング材：　・図示
14 工法 （標仕 23.5.4）	(1)風圧力に対応した工法　・図示 (5)支柱　※丸太（※間伐材　・杉の焼丸太　・　　）　・竹 「神戸らしい緑化ガイドライン」（P78）の表による ・支柱形式は、図示による。 ※間伐材は有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ・添え柱形　・鳥居形　・ハッ掛け形　・布掛け形　・ワイヤ掛け形　・地下埋設型 (6)かん水装置 ・設置する（種類　　）
15 新植樹木、芝及び地被類の枯補償	新植樹木、芝及び地被類の枯補償 ※引渡しの日から 1 年　・

項　　目	特記事項
（標仕 23.5.5）	

24 章　とりこわし工事

項　　目	特記事項
1 適用範囲	※建物の全て又は改修工事等のための一部をとりこわし等する場合の工事に適用する 地盤面下の撤去部分等の施工範囲 ※図示　　・
② 工事の届出	※建築物の解体部分の床面積の合計が、1,000 ㎡以上の場合、又は、建築物の解体部分に非飛散性石綿が存在し、解体部分の床面積が 80 ㎡以上の場合（非飛散性石綿がその一部にしかない場合も含む）、工事開始日（内装等撤去開始日）の 8 日前に「環境の保全と創造に関する条例」（兵庫県条例）に基づき神戸市長に届出を行う。 特定工作物解体等工事実施届出
3 施工計画書	※仮設計画、とりこわし工法、とりこわし順序、養生方法、とりこわし材の処分方法及び処分先、作業予定等をまとめて、監督員に提出し承諾を受ける ※工事着手前に、在来地盤面高を側溝、擁壁の天端等の堅固な場所に明記すること
4 写真撮影	※とりこわし建物周辺の状況 ※地中梁・杭等の地中構造物の撤去開始時から整地完了時まで ・
5 とりこわし工法	※騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し散水やシート張り等の養生を十分に行う ・
6 建設副産物の処分	※全て場外搬出処分 ※処分先は、特記仕様書総則２４.「23 建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等」による。 ・再生材としての利用 （　　）
7 PCB 使用機器の 理	PCB 使用機器の確認 ※昭和 47 年以前に製造された電気機器は、PCB を使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、監督員に報告する。 ※PCB 使用機器があった場合の処理方法は、監督員の指示による。
8 危険物その他の処分	貯油そう、危険物貯蔵庫等の処分 ※請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する
9 便所その他の処置	貯じんそう、便そう、浄化そう等のとりこわし ※汚物等を処分し、跡を消毒する ・ ※作業中及びとりこわし後に周囲を汚染することのないようにすること
10 残存建物の処置	・図示 ・
11 建築設備の処置	※諸手続きを遅滞なく行い、漏電、ガス漏れ等のないよう安全に万全を施すこと ・電力引込部分の切断（　　） ・電話線の処置（　　） ・ガス引込部分の処置（　　） ・給水管の止水（　　） ・下水管の処置（　　）
12 残存建物に対する建築設備の切替	※切替えは設備の供給に支障のないよう関係者と打合せを十分に行うこと ・行う　　・行わない 切替方法 ・
13 分水栓コマ下げ	※手続きは請負人が行い、費用も請負人の負担とする ・行う　　・行わない
14 敷地整地	転圧工法 ※在来地盤まで監督員の承諾を受けた良質土を搬入して埋め戻し、地均し ・良質土を厚さ５ｃｍ程度敷均し、転圧 ・とりこわし後の地盤面で整地 ・

項　　目	特記事項
15 水銀使用製品産業廃棄物	・蛍光ランプ　　・ ※産業廃棄物処理法施行令を遵守し、適正に撤去・運搬・処分すること。